

第二百八回国 参議院財政金融委員会会議録第十四号

令和四年五月二十四日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十日

辞任 佐藤 啓君

宮島 喜文君

和田 政宗君

岸 真紀子君

熊谷 裕人君

森 ゆうこ君

五月十一日

辞任 阿達 雅志君

滝波 宏文君

蓮 舫君

杉 久武君

五月十二日

辞任 宮島 喜文君

熊谷 裕人君

伊藤 孝江君

五月十三日

辞任 吉川ゆうみ君

白 眞勲君

五月十六日

辞任 勝部 賢志君

熊谷 裕人君

杉 久武君

山本 博司君

五月十七日

辞任 補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

那谷屋正義君
白 眞勲君
伊藤 孝江君

五月十八日

辞任 藤川 政人君

藤末 健三君

宮島 喜文君

熊谷 裕人君

秋野 公造君

山本 博司君

浅田 均君

五月十九日

辞任 衛藤 晟一君

武見 敬三君

中曽根弘文君

杉尾 秀哉君

石川 博崇君

片山虎之助君

五月二十日

辞任 山口那津男君

片山虎之助君

五月二十三日

辞任 岡田 直樹君

自見はなこ君

五月二十四日

辞任 三浦 靖君

出席者は左のとおり。

委員長 豊田 俊郎君

理事

熊谷 裕人君
勝部 賢志君
山本 博司君

補欠選任

武見 敬三君

衛藤 晟一君

中曽根弘文君

杉尾 秀哉君

杉 久武君

石川 博崇君

片山虎之助君

補欠選任

藤末 健三君

藤川 政人君

宮島 喜文君

熊谷 裕人君

山本 博司君

山口那津男君

浅田 均君

補欠選任

杉 久武君

補欠選任

三浦 靖君

竹内 功君

補欠選任

堂故 茂君

補欠選任

三浦 靖君

功君

堂故 茂君

補欠選任

堂故 茂君

補欠選任

堂故 茂君

西田 昌司君
藤末 健三君
森屋 宏君
牧山ひろえ君
山本 博司君
大家 敏志君
櫻井 充君
竹内 功君
堂故 茂君
藤川 政人君
宮沢 洋一君
宮島 喜文君
勝部 賢志君
熊谷 裕人君
古賀 之士君
難波 奨二君
杉 久武君
大塚 耕平君
浅田 均君
小池 晃君
大門実紀史君
渡辺 喜美君
鈴木 俊一君
黄川田仁志君
大家 敏志君
宗清 皇一君
高橋はるみ君

厚生労働大臣政務官 深澤 陽一君

事務局側 常任委員会専門員 小松 康志君

政府参考人

金融庁総合政策局政策立案総括審議官

金融庁企画市場局長

金融庁監督局長

財務省主税局長

財務省理財局長

財務省国際局長

国税庁次長

文部科学省大臣官房審議官

厚生労働省大臣官房審議官

厚生労働省大臣官房審議官

環境・均等局雇用環境総合整備室長

経済産業省産業技術環境局長

資源エネルギー庁資源・燃料部長

日本銀行企画局長

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件)

(印紙税に関する件)

(スルガ銀行におけるシェアハウス関連融資に関する件)

(非財務情報の開示に関する件)

(災害等に備えるための企業会計上の枠組みに
関する件)

(地域金融機関への支援に関する件)

(大学ファンドに関する件)

○安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(豊田俊郎君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告申し上げます。

本日まで、岸真紀子君、佐藤啓君、和田政宗君、森ゆうこ君、滝波宏文君及び自見はなこ君が委員を辞任され、その補欠として古賀之士君、大冢敏志君、末松信介君、勝部賢志君、竹内功君及び堂故茂君が選任されました。

○委員長(豊田俊郎君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が二名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(豊田俊郎君) 御異議がないと認めます。

それでは、理事に藤末健三君及び山本博司君を指名いたします。

○委員長(豊田俊郎君) 政府参考人の出席要求に

関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、金融庁総合政策局政策立案総括審議官井藤英樹君外十一名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(豊田俊郎君) 御異議がないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(豊田俊郎君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に日本銀行企画局長中村康治君を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(豊田俊郎君) 御異議がないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(豊田俊郎君) 財政及び金融等に関する調査を議題といたします。

まず、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について、政府から説明を聴取いたします。

鈴木内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(鈴木俊一君) おはようございます。令和三年六月十八日に、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条に基づき、破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告書を国会に提出いたしました。

報告対象期間は、令和二年十月一日以降令和三年三月三十一日までとなっております。

御審議に先立ちまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、今回の報告対象期間中に、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分は行われておりません。

次に、預金保険機構による資金援助のうち、救済金融機関等に対する金銭の贈与は、今回の報告対象期間中にはなく、これまでの累計で十九兆三百十九億円となっております。

また、預金保険機構による破綻金融機関等からの資産の買取りは、今回の報告対象期間中にはなく、これまでの累計で六兆五千九十二億円となっております。

なお、預金保険機構の政府保証付借入れ等の残高は、令和三年三月三十一日現在、各勘定合計で一兆九千二百三十億円となっております。

ただいま概要を御説明申し上げましたとおり、破綻金融機関の処理等に関しては、これまでも適時適切に所要の措置を講じることに努めてきたところであります。

金融庁といたしましては、今後とも、各金融機関の健全性にも配慮しつつ、金融システムの安定確保に向けて、万全を期してまいる所存でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長(豊田俊郎君) 以上で説明の聴取は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○櫻井充君 おはようございます。櫻井充です。今日は印紙税について質問させていただきたいと思います。

前回、大塚委員が印紙税について質問して、その後いろいろな印紙税の、大塚さん、ちょっと聞いてほしいんだけど、大塚さん。大塚さんを受けて質問今日するんだから、印紙税を、今その話をしているんだから、(発言する者あり)そう。いや、それで、大塚さんに話をしたら、それなら与党の立場で印紙税について質問しろと、まあ、そういうふうにご下命を受けたので、今日は印紙税について質問させていただきたいと、そう思います。

印紙税というのは明治六年に制定された税制でして、何で印紙税が導入されたのかというと、その

の当時は地租でして、農民の人たちに重くって商工業者に軽いという理由で、オランダにあった文書課税を持ってきて印紙税という税がで上がりました。これが明治六年です。

まず最初に、バックグラウンドとして、本当に今商工業者の方が農業者よりも税負担が軽いのかどうかというところが一番問題だと思っておりますが、この点に関してはいかがでしょうか。

○政府参考人(重藤哲郎君) お答えいたします。税負担の状況ということでございますが、国税庁、毎年、事務年報というのを公表してござい

ます。その中で、令和二年分の申告所得税の課税状況を見ますと、申告納税額がある方で主たる所得が事業所得の方のうち農業所得の金額が大きい方と

いうのが約十五万人で、その方の申告納税額は約四百七億円でございます。一方、商工業者を含む営業等所得、農業所得以外の方が大きい方は約百六十五万人で、申告納税額は五千八百七十九億円となっており、後者の方が申告納税額の金額は大きくとなっております。

○櫻井充君 というふうですね、明治六年当時とはもう全く違うわけですね。

そうすると、こういう文書課税を掛ける意味合いというのか、そこは、今度は、不公平感というと商工業者の方に重くなってしまうのではないのかと思っております。そうすると、この印紙税が存在する意義というのは一体どこにあるんでしょうか。

○政府参考人(住澤整君) お答え申し上げます。櫻井委員から、従前よりこの印紙税の問題についてお尋ねいただいておりますが、御指摘のとおり、この印紙税の導入は明治六年に遡るわけでございます。当時、税収の基盤が土地課税、年貢ですとか地租に偏っていたという状況の下、商工業とのバランスということももちろん念頭に置いて導入されたということではございます。

他方で、明治初期のその税収の構造を見てまいりますと、この印紙税のウエートというのは、実は税収全体で見ると一％前後にすぎませんで、現

在においてはこの一般会計税収のこれ〇・四％ですけれども、さほど大きなこのウエートの変化ということはなくて、当時から補完的な役割を果たしていたと。明治初期におけるその商工業に対する課税という意味では、酒税の方がかなりウエートは高かったというのが事実でございます。

この印紙税、現在における役割でございますが、確かに税収面見ますと、バブル期でございます昭和六十三年ぐらいをピークに税収も低下してきているということではございますが、他方で、所得税や法人税、消費税などの基幹税目を補完する税としての役割、その重要性はいまだに変わっていないのではないかとということですとか、税収におきまして、令和四年度予算におきましては約二千八百億円の税収を見込んでおりますが、厳しい財政状況の下では貴重な財源となっているというのが現状でございます。

○櫻井充君 いや、前回は大塚さんが指摘していたように、要するに貴重な財源だからという以外、ほかにこの印紙税を継続する意味があるのかという質問をされたときに、大臣も相当答弁に困られておりました。

今も二千八百億あつて、大事だからという話ですが、しかし、税というのは、公平、中立、簡素でなければならないという話になっています。

例えばですが、今は振り込みを、五万円以上の振り込みをする、その振り込み手数料に印紙税がオンされます。それから、飲食店で飲食した際に、五万円以上の会食をした場合にだけ印紙税が貼られるんですが、ですがね、例えば、五万円の会食をしたとしても五人で割り勘にして一人一万円ずつだと飲食店は印紙税を払わなくていいわけですよ、一人一万円ずつの領収書だと。ところが、五万円を誰か一人太っ腹の人がいて払いますといったら、五万円の領収書になった瞬間にこれ印紙税が発生するわけです。

これってどこが中立的なんでしょうか。つまり、経済活動からしてみれば全く同じことであって、飲食店からしてみれば五万円の収入があるにもか

かわらず、片側は印紙税を払わなければいけないと、片側は印紙税を払わなくていいと。これ、おかしくないですか。

○政府参考人(住澤整君) お答え申し上げます。

二点御指摘、御質問があったと思いますが、まず、その五万円以上の銀行間で振り込みをした場合に印紙税が発生するという点でございます。

これについては、文書を作成することによってこの取引事実が明確化され、法律関係が安定化するということに着目して課税している文書課税という性格が印紙税にはございます。こういった性格上、その金融機関が、いらつしやったお客さんから振り込みに必要な現金、具体的には振り込み手数料と振り込みに要するお金でございますが、これを現金で受け取られた場合には、その確認のための受取書を交付されますので、領収書と同じように五万円以上のものであれば印紙を貼っていただくということになっているわけでございます。

他方で、完全に振替で振り込みをする、私が例えば取引をしている銀行に行きまして私の口座から振替で振り込んでくださるという場合には、銀行が私から現金を受け取るというところはないので、この受取に係る印紙税は発生しないという形になってございます。

また、もう一つ、飲食をする場合に、グループで飲食をしてそれぞれの人が別々にお店に払う場合と一人の人がまとめて払う場合で税負担が異なるのはおかしいのではないかと御指摘でございます。

ここについては、印紙税、先ほど申し上げましたように、その文書を作成することによってこの取引事実が明確化し、法律関係が安定化するといった点ですとか、その文書の背後にある経済的利益、こういったものに課税原因を求めて課税をしている文書課税ということでございますので、お店が一人一人、一人のこのお客さん、今日同じ宴会のメンバーだったとしても一人一人の方から別々に支払を受けたということであれば、それぞ

れごとにこの取引が行われて、それに伴って文書が作成されているということでございますので、それぞれごとにこの判定をして印紙税を貼ることになると、で、五万円以下であれば非課税ということでございます。これが、一人がまとめて払うということになれば、経済取引としては一つだというふうにご文書課税としては受け止めるということになりますので、こういった形になっているわけでございます。

これが、その店の収入に応じて課税すべきではないかというのが御議論のポイントだったかと思いますが、そういった形になってまいりますと、実はその売上げに応じて飲食店側に課税するという性格の税ということになってまいりまして、消費税始めとするこの消費課税との関係が問題になってくると、そこまた問題関心の中心かと思いますが、他方でこれ、消費税ですとか所得税というような税についても、やっぱり中立性ですとか簡素性という面では完全にその中立、簡素という格好にはならないというのがやっぱり個別の税目のそれぞれの特性上どうしても出てこざるを得ないということだと思っております。税体系の中でこの消費税、所得税のような税を、軽度な税負担を幅広く課すことによって補完する印紙税のような税の役割というのはいまだに存在しているのではないかとというふうに考えております。

○櫻井充君 いや、広く浅く税負担していただくことについては賛成ですよ。それは問題ないです。ただ、三原則に当てはまらないような税を課すことはいかがなものですかということを申し上げているんですよ。

今、五万円以上という話になりましたが、何年前に五万円になったのであつて、その前は三万円だったんですよ。だから、その根拠がないわけですよ。何で三万円以上だったものが五万円に引き上がったんですか、じゃ。

○政府参考人(住澤整君) 五万円に引き上げましたのは平成二十五年度の税制改正の際でございますけれども、これは、社会保障・税の一体改革の

中におきまして消費税率を八％を一〇％に引き上げるということを決めていただきました際に、その中で様々な検討項目がその改正法の中に盛り込まれておりました。その中で、印紙税についても検討項目として挙げられておりまして改正に至ったものでございますが、考え方としては、免税点をその三万円に設定しました時代と平成二十五年度改正当時の間のこの物価水準の変動などを勘案して、三万円を五万円に引き上げたという考え方でございます。

○櫻井充君 なるほど、ほかのものと横並びにしたという点ではまあそうなのかもしれませんね。

それで、例えば今度、経済活動というお話がありました、例えば、経済活動という話がありました、例えば、子供が独り暮らしをしていて、大学生で、そこに振り込んだ場合には、五万円以上振り込んだときにはやはり印紙税掛かるんですよ。これ、経済活動というのはそこに伴っていないと思うんですよ。ところが、一方で、子供の通帳に五万円を、五万円以上、十万円なら十万円積んであげたら、これは印紙税掛からないんですよ。子供の手に渡っているのは、同じ十万円仮に渡したとしても、通帳に積んであげた場合には、親元に通帳があつて、通帳に十万円積んだ場合には、これは印紙税掛からないんですよ。それで、今度は十万円振り込んだ場合には、これは印紙税が掛かるんですよ。

子供にまず所得移転しただけで、そこでは経済活動は発生していないわけであつて、それを証明するために印紙税を払わなければいけないというその考え方そのものが私はおかしいんじゃないかと思ひますが、まず一つずつ、この家庭内の所得移転に対してなぜ税金が掛かるんでしょう。

○政府参考人(住澤整君) お答え申し上げます。銀行取引の場合について、先ほども若干御説明を申し上げましたが、繰り返して恐縮ですが、お父さんの口座に親御さんがお金を振り込もうとする場合に、親御さんの口座から振替の形でその振り込みをしていただくという格好で銀行取

引をした場合には、これは印紙税の負担は発生しないということとは先ほど申し上げたとおりでございます。

負担が発生するのはどういう場合かと申し上げますと、振り込み手数料と振り込むお金そのものを現金で銀行に持ち込まれて、銀行が確かにそれを受け取りましたという事実を証するための受取書を交付されるという場合にその受取書に対して印紙を貼るということになっているわけでございまして、これは、そういった受取書という文書の作成によりまして法律関係の安定化が図られるという文書課税としての印紙税の性格上そうなっているということでございまして、あらゆる振り込みの場合に印紙税負担が生ずるということではございません。

また、親子間の取引だからという点については、これはちよつと余計な話かもしれませんが、家庭内における所得や資産の移転につきましても、贈与税はもちろん、登録免許税のような場合についても、そこは第三者との取引と同様に課税が行われるということもまた事実でございます。

○櫻井充君 いや、済みません、それは、後半の方はちよつと、動産と不動産と、そこは全然違うんじゃないんですか。

要するに、資産として持っているものを移すというだけの話であつて、家庭内の所得移転ですよ、家庭内の所得移転。ある家庭内の所得移転については課税されないで、ある方法だと所得移転で課税されるということ自体がおかしいんですか。

それから、先ほどから経済活動だという話になつていて、そこに経済活動があるんですか。つまり、銀行を介してお金を送金しているかもしれないけど、そこに経済活動はまだ発生していませんからね。

そういう点でいうと、こういうことに関して課税すること自体、いや、大体、こういうことで課税されているということを知っている国民の人はほとんどいませんよ、はつきり申し上げて。知ら

ないうちに取られているんですよ。だから、こういうことを知っていたら、恐らく銀行で振り込みするのは僕はやめると思います。我が家はどうしているかという、通帳にちゃんと積んでいきますからね、印紙税払わないようにするために。そういうものです。ですから、改めて申し上げておきたいのは、経済活動がその場では発生していません。

それから、確定させるためというのであれば、別にそれはいずれ通帳に記載されることになりまします。であつたとすると、そこでちゃんと証明されるので、別に印紙を、文書をそこに、印紙税をそこで払う必要性は私はないと思うんですが。

つまり、もう一つ、銀行がこういうことで印紙税を支払わなければいけないということになつてくると銀行の負担が増えていくので、結果的には銀行の負担というのはどうなるかという、銀行と、銀行に金を預けている人たちからいずれば負担をしてもらわなきゃいけないなくなってくるわけであつて、こういうことに関して課税するということが、僕はおかしいと思いますけど。

○政府参考人(住澤整君) お答え申し上げます。

私の御説明がちよつと不十分で、誤解を生ずるといけませんので、ちよつと繰り返しになるかもしれませんが、申し上げますけれども、お子さんの口座に振り込んだ場合に、必ずその印紙税負担が生ずるということではございません。振り込みの際しまして、例えばその親御さんの口座からお子さんの口座に振替で振り込みをするというケースが相当程度多いのではないかとというふうに推察をいたしますけれども、そういったケースでは印紙税は掛かつておりませんので、その点は誤解のないようにお願いをしたいと思います。

印紙税が掛かるケースと申しましたのは、先ほど申し上げましたように、親御さんが銀行に現金を十万円、二十万円と持ち込まれて、それと振り込み手数料と一緒に払われるというようなケースで、銀行がそれに対して受取書を交付する場合でございますので、これは領収書に対して飲食店等

で印紙を貼っていたのだと同じ理由によるものなわけでございます。振り込みの際に振替でそれが行われている限りにおいては印紙税負担は発生をしないということでございます。

また、経済活動という言葉が若干不適切だということかもしれませんが、正確に言う、それはやっぱり何らかの経済的な取引があるということでございます。親子間の資産の移転であつても、それは取引であることには変わりがないというふうに考えております。

○櫻井充君 まあ、何というんですか、帰省してきたときにお金渡して、それでやれば全然税掛からないんですけどね。

もう一つ、じゃ、銀行でもこういうことをうたつているところがありますが、それは何かという、ネットで取引したら印紙税が発生しませんからうちの銀行を使つてくださいと、もうそれはコマーシャルしているわけですよ。つまり、何らかの、土地取引でも何でもいいんですけど、取引をする際に銀行が仲介したときに、ここに文書が発生しなければ印紙税が発生しませんと、こちらはネット取引をしているので印紙税が発生しなくてお得ですよと、そういうことをうたつて商売している方々も、方というか、いらつしやるわけですよ。

だから、今だともうネット取引をしてしまつていて、文書が発生しないようにして、そうすると印紙税を払わなくてよくしている。ですから、こういうことについても不公平じゃないかと思うんですが、いかがですか。

○政府参考人(住澤整君) まず、先ほどの私の答弁の中で、飲食の領収書の場合、五万円以下が非課税というふうに申し上げたようですけれども、五万円未満が正しいことでございますので、訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

今の御質問でございますが、確かに、電子的な取引あるいは電磁的な記録の作成の場合には印紙税は課税をされないというのは事実でございます。ただ、電子的な手法が広まつてきつとあると

いうことは事実ではございますが、なお他方で、この紙による取引、契約書の作成ですとか預金通帳の作成ということが依然として、法的安定性の観点等々から、あるいは慣習上の観点から行われているということもまた事実でございます。

電磁的記録に対しても、このバランス上、印紙税のようなものを課税することでバランスを取るという御指摘も時々いたたくわけでございますが、これについては、そういったことが技術的にそもそも可能かどうかという課題がございますので、幅広い観点からの検討が必要だということと、一方で、そのバランス上、これを失っているので廃止すべきという御指摘については、従来から申し上げているとおりではございますが、印紙税の補完税としての役割であるとか貴重な財源であるということから、そこは困難なではないかというふうに考えているところでございます。

○櫻井充君 いや、別に、電子の取引もあるし、それは紙の取引もあつて、だからというのはいいいんですけど、私が申し上げているのはそういうことじゃないですよ。

電子の取引だと納税しなくてよくて、文書だつたらば納税しなきゃいけないということ自体、もうバランス欠いていませんかと。そして、明治六年にできた税制ですから、これは。もう今、令和四年まで来て、百年以上たつて、この制度そのもの自体が現在に合っていないんじゃないかと私は思っているから、ずっと、ほぼ国会議員になつてからずっとこの問題やり続けているわけですよ。おかげさまで五千億が三千億近くまで減りました。が、本来、消費税上げるときに僕はこれ廃止するべきだったんじゃないのかなと。

いろんな方々にお伺いしていると、いや、これは税務署にとつてみれば有り難いものなのかもしれないませんが、税務調査に入つた際に、最後は何かお土産持つて帰つていただかなきゃいけないときに、必ず出てくるのが印紙税なんです。印紙税でこれが足りないからねといって税務職員が満足して帰るといふ、まあそんなようなものでして、

整理するにも、これ企業側からするとすごく面倒くさいものなんです。

ですから、こういったこと自体を考えてくると、税の公平、中立、簡素とか、それから関係者の、まあ何というんですかね、雑務とか、そういう点から考えてくると、そろそろ一回廃止して、何でもいいので、もう一回別な税を考えられた方が私はいんじゃないかなと、そう思っているんですけど、済みません、大臣、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○国務大臣鈴木俊一君 櫻井先生の御質問をずっと聞いておりまして、印紙税について、公平、中立、簡素の三原則に係る課題、あるいは、時代とともにネット取引等も広がっているときにどうかというその時代の問題、様々な論点があるなということをおいながらお伺いをしていたところでございます。

ただ、財務省の立場、現在の立場で申し上げますと、印紙税は、各種の経済取引に伴い作成される広範な文書に対して、その背後にある経済的利益に負担能力、すなわち担税力を見出して軽度の負担を求めるものでありまして、日本の税法系においては、所得税、法人税、消費税といった基幹税目を補完する重要な役割を果たしている、そういうふうな考えております。

税収も年々少なくなっているということでございますが、令和四年度においての印紙税の税収は約二千八百億円と、こういうふうに見込んでおりまして、これはこれで厳しい財政事情、財政状況の中では貴重な財源であると、そういうふうな思いうわけでございます。こうしたこの財源になっているということ、あるいは、先ほど来スギサワ局長が御答弁しておりましたけれども、印紙税の、この税法系というように、こういうことでも踏まえて、今後検討を慎重にする必要があるのではないかと、そういうふうに感じました。

○櫻井充君 ありがとうございます。

一応、検討と大臣から言っていましたので今日はこれで終わりたいと思いますが、改め

て、やはり税の三原則である公平、中立、簡素から見てみるとかなり離れているんじゃないのかなと、そう思っていて、それから、繰り返しになりますが、明治六年にできた制度がずうっと続いてきていて、時代背景も変わってきている。それは先ほどの農業者、商工業者に限ったことではなくて、取引場もネットになってきていて、それから印鑑をやめましょうとか、そういう話になってきている中でこういうことが、文書に課税するという考え方をずっと継続するというのは私はいかなものかと思っていて、大臣から検討しますと、そういう言葉を頂戴いたしましたので、是非検討していただきたいということを申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○牧山ひろえ君 立憲民主党・社民の牧山ひろえ

本日は、現在の経済トピックスに関する確認、スルガ銀行不正融資事件、そしてESG投資について質疑させていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

じもとホールディングスは、五月十三日、傘下を持つスルガ銀行への公的資金注入を金融庁に申請する検討を始める」と公表されました。六月二十三日の株主総会での申請決定を目指すと言われております。二〇二〇年の金融機能強化法改正で新設され、公的資金注入の条件を緩和したコロナ特例、この制度を活用する全国初の事例となりまして、これにつきまして、鈴木財務大臣、十七日の記者会見で、申請を受ければしっかり審査したいと述べられております。

これにつきまして、金融庁はどのような方針で審査される方針なのでしょう。

○国務大臣鈴木俊一君 ただいま御指摘がございましたとおり、先般、十三日、きりやか銀行におきましては、コロナの影響を受けた企業に対し更なる資金繰り支援やポストコロナに向けた設備資金等の融資に加え、抜本的な事業再生支援に積極的に取り組んでいくためには資本増強が必要

であると、そのように判断し、国による資本参加の申請に向けた検討を開始するという旨を公表したところでございまして、そのことは承知をいたしております。

それで、国に資本参加を申請する金融機関は、地域経済の活性化に資する方策等を記載した経営強化計画を提出することとされておりまして、金融庁といたしましては、資本参加の申請がなされた場合には、制度の趣旨を踏まえ、金融機関がコロナの影響を受けた中小企業等をしっかりと支えるものとなるように、この経営強化計画の内容、これを適切に審査してまいりたいと思っております。

○牧山ひろえ君 同行は、リーマン・ショック後の〇九年に二百億円、一二年に経営責任などを問われない震災特例で、この二百億円の切替えを含む合計で三百億円の公的資金の注入を受けているんですね。今回、きりやか銀行が公的資金注入を申請すれば、三回目になるわけですね。

では、回収の可能性、それから、相次いで公的資金の注入が必要になった理由として、コロナ禍が主因ではなく有価証券運用を始めたという指摘、それから、公的資金投入以外きりやか銀行の金融機能を強化する方法はないのか、こういったことなどの点もしっかり審査するという、これではよろしいでしょうか。

○国務大臣鈴木俊一君 今回の申請検討はコロナ特例によるものということですが、コロナ特例は、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業を支えるために自己資本の充実が必要となった金融機関に対して国の資本参加を通じて金融仲介機能の強化を図る、そういう枠組みでございます。

きりやか銀行におきましては、そうした制度の趣旨を踏まえて、更なる資金繰り支援やポストコロナに向けた設備資金等の融資に加えまして、抜本的な事業再生支援に積極的に取り組んでいくために、他の資本調達手段ではなく、国の資本参加

による資本増強が必要と判断したものと承知をしております。このため、御指摘のような有価証券の含み損の拡大が申請を検討する理由ではないと受け止めているところであります。

今後、きりやか銀行よりコロナ特例に基づく資本参加の申請がなされた場合には、金融庁といたしましては、新たな資本参加を行うことで地域経済の再生、活性化への更なる貢献が見込まれるか、資本参加を活用して金融機関としても収益力の強化、経営改善を図り、既存の資本参加分も含めて公的資金の返済原資の確保が見込まれるかなどについて、有識者で構成されます金融機能強化審査会の御意見、これも聴取した上で、先ほど申し上げました経営強化計画の内容、これを適切に審査していききたいと、そういうふうな考えております。

○牧山ひろえ君 コロナ特例なんですけれども、これは、おおむね十五年以内という返済期限もなければ、申請時に経営体制の見直しも求めない、こういったその条件はかなり緩くなっているんですね。地域経済を守るために金融機関の強化はもちろんなんですけれども、それは経営努力の足りない金融機関を甘やかしたり安易な税金投入を用意することで、道義はないことにやはり留意すべきだと思っております。

さて、経済産業省は、三月十八日、燃油価格高騰対策で石油元売会社に支給する補助金額を十九日から一リットル当たり三十六円十銭に増額すると発表しました。原油高による価格上昇分を満額補助する上限三十五円を初めて突破し、超過した値上り分は二分の一相当に補助が減額されるということとなります。現在は、補助金の効果もありまして、僅かながらもレギュラーガソリンの値下がりが続いていますけれども、補助金が満額補助の上限に達したことで、更に原油高が続けば値上りに転じる可能性があるんですね。

燃油価格高騰対策の補助金はそれまでの上限二十五円から四月下旬に大幅拡充されたばかりです。せつかくの拡充が早くも限界に達してしまつ

たわけですけども、今後、仕入れ値の高騰が続く場合でも補助金一辺倒の同じ構造での対応策を続ける、この御方針でよろしいんでしょうか。

○政府参考人（定光裕樹君） お答え申し上げます。

激変緩和事業につきましては、御指摘のとおり、直近の支給額は三十五円を超えて三十六・一円となっております。これは、今回の総合緊急対策において更なる原油価格高騰にも対応するため、三十五円からの超過分についても二分の一を支援する制度を設け、備えを万全にしたところでございます。この制度を着実に実施していきたいと考えております。

先週のレギュラーガソリンの全国平均価格は百七十・四円となり、一般の激変緩和事業がなければ原油価格の上昇により二百二・七円になっていたと予想されたため、効果としては三十二・三円分の価格抑制効果が確認されてございます。このため、価格の急激な上昇を抑制するという本事業の目的は一定程度達成されていると考えてございます。

引き続き、原油価格の動向を注視しながら、国民生活や経済活動への影響を最小化すべく、四月末の緊急対策に沿って今年度上半期中はこの事業の実施に着実に取り組んでいきたいと考えてございます。

○牧山ひろえ君 この動きの激しい状況下にあつて九月末まで現状の構造を維持するというのは、経済の変化に対応し切れないおそれがあるのではないかと心配しております。

では、従来から岸田文雄首相は原油高への対策についてこう言っております、あらゆる選択肢を排除しない。このような状況に至ってもガソリン税を引き下げるトリガー条項の凍結解除の具体的な検討を行わないのはどのような理由からなのかと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣（鈴木俊一君） お尋ねのトリガー条項についてでありますけれども、三党の検討チームで検討をされたところでありますが、そこにおき

ましては、補助金と異なり、揮発油税、地方揮発油税、軽油取引税が掛かっている重油、灯油についてはトリガー条項解除においては対応することができない、また、発動、終了時に大幅な価格変動が生じて、発動前の買い控え、終了前の駆け込み、それに伴う配送の乱れや品不足といった流通や販売の現場に与える影響が大きい、ガソリンスタンドと元売の顧客対応を含めた事務負担が大きいなどの課題が存在し、現時点で発動に際して解決するための具体的な方策について結論を見出すには至っていないため、引き続き検討をすることと、そのように今承知をしているところでございます。

先ほど経産省からも答弁があったわけですが、原油価格の高騰に對しましては、四月二十六日に決定いたしました総合緊急対策に基づきまして、激変緩和事業の拡充や、農業、漁業、そして輸送業等に対する業種別対策などを講じているところであります。こうした対策を着実に実施することで国民生活や企業活動への影響を最小限に抑えてまいりたいと、そのように考えております。

○牧山ひろえ君 鈴木大臣の今おっしゃられたトリガー条項のいろんなやりたくない理由、本当に何か一生懸命考えてやらない方向に理由を付けたというふうにしかな思えないんですね。それこそが国民の方に目が向いていないというか、最後に国民生活のためにというふうにおっしゃってしましたけれども、やりたくない理由を言うんじゃないかと、やれる方の理由ということの観点からお考えになった方がよろしいかと思ひます。

三月十六日の当委員会が主張しましたように、トリガー条項適用による価格引下げを土台に補助金で折々の価格変化に対応する、これこそがあらゆる選択肢のベストウエーではないかかなと思っております。是非御検討のほど、よろしくお願ひいたします。今おっしゃられたような、やりたくない理由を並べ立てて貴重な日時を、時間を費やすというのはもうこれ以上やめていただきたい

いなと思ひますし、ちよつと考え方を変えていただきたいと思ひます。

さて、スルガ銀行の不正融資事件について質問させていただきたいと思ひます。

これまでにシェアハウス一軒平均一億三千万円の融資を受けて、その債務問題に苦しんでいた中堅サラリーマンが、スルガ銀行との調停が今年四月十八日に成立したことによって借金地獄から救われました。被害弁護団によりますと、九百四十六名の千二百十三棟のシェアハウスについて、千四百八十五億円の債務が一括してシェアハウスを売却して弁済に充てられました。約半分の不足分は、スルガ銀行が被害者に高値づかみさせたという不正行為の責任を認めて、残債権と相殺処理しました。

この解決につきまして金融庁はどう関わられたのでしょうか。

○国務大臣（鈴木俊一君） スルガ銀行のシェアハウス問題の解決に金融庁はどのように関わったかという御質問でございましたが、金融庁では、スルガ銀行に對しまして、シェアハウス向け融資等に関し不正行為が確認されたことなどを理由に、二〇一八年十月に業務改善命令を発出をしたところでございます。その業務改善命令の中で同行に對して、経営責任の明確化、法令等遵守、顧客保護及び顧客本位の業務運営態勢の確立、個々の債務者に對して適切な対応を行うための態勢の確立などの着実な実行及び定期的な進捗状況の報告、これを求めているところでございます。

また、業務改善命令を行った後も、金融庁は同行に對して個々の債務者への適切な対応を行うよう繰り返し求めてきたところでございます。

こうした取組もあり、同行においては、シェアハウス向け融資の債務者について、これまで三回にわたり民事調停が成立するなど、問題に、解決に向けた対応が順次進められているものと、そのように承知をしているところでございます。

○牧山ひろえ君 解決の在り方として良いお手本を示されたと思うんですが、被害者の皆さ

んどすとか被害者の弁護団によりますと、シェアハウス以上に深刻で悪質な問題が残っているんだと聞いております。スルガ銀行の融資によって中古のアパートやマンションを一棟二億から三億で買わされたサラリーマンの問題が未解決のままだということ。四百三十八人、約七百六十棟、合計で債務が千九百億、一人平均二億五千万円ものスルガ銀行に對する債務を抱えた人、平均年齢が四十七歳だと聞いておりますが、こういったサラリーマンたちの苦しみ、いまだに存在しているということです。

この人たちも、聞けば聞くほど悪質な勧誘がなされたケースもあり、スルガ銀行の不正融資による被害者と思うんですが、金融庁はシェアハウスと同様の指導をされているのでしょうか。

○国務大臣（鈴木俊一君） 先ほど申し上げました業務改善命令、この命令は、シェアハウス向け融資に限定したものでなく、御指摘のいわゆるアパマン向け融資も対象としたものでございます。

金融庁として、アパマン向け融資の債務者についても、多くの債務者にとつて可能な限り早期に問題が解決されるよう、スルガ銀行に對し、債務者弁護団との協議に真摯に応じることを経営陣に直接求めているところでございます。

○牧山ひろえ君 二〇一八年十月の金融庁による行政処分では、シェアハウスとアパート、マンションを区分して何とかしろという指示でなく、併せて被害者救済の指示をしておられます。金融庁の指導もあつてか、アパート、マンションを購入させられた被害者につきましては、スルガ銀行は、購入者あるいは銀行の債務者に對して、返済支援を考えるから申出をしないとか、不動産ADR申込みをしないとか、調停申立てを促したりとか、そういったことをされております。

ところが、現在、被害弁護団に助けを求めている被害者のデータを見ますと、ほとんど十分な救済を受けていないんですね。返済支援の申出をしたという三百十三件中、元本を僅かでもカットさ

れたのはたった八件だけ。金利を四・五％から四％など、少しでも利率を下げられた人も三十二件です。一割程度にすぎないんですね。不動産ADＲに申立てした二百三十一件中、元本カットは一件だけなんです。金利を下げたのもそのうち三件だけ。調停の申立てをした三十件でも、全件取下げが不調で終わっているんです、という事実があります。

このような、スルガ銀行が、アパート、マンションについて債務弁済に苦しんでいる人たちの救済が、何件についてどんな解決をしたのか、その実態を金融庁はちゃんとつかんでいるんでしょうか。実効性のある被害者の救済のためにも、救済の状況についてのデータを公開するべき、ないし、させるべきではないでしょうか。大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(鈴木俊一君) 金融庁におきまして、業務改善命令に基づき、先生御指摘のアパマン向け融資の債務者に対する対応状況についてスルガ銀行から定期的な報告を受けており、債務者対応の進捗状況について把握はしているところでございます。また、スルガ銀行においては、アパマン向け融資も含む投資用不動産向け融資全件について、昨年十一月に返済状況や問題解決策の合意状況等についてのデータを公表しているところでございまして、そのことも承知をしているところでございます。

債務者への対応状況に関して、同行が引き続き適時に透明性ある開示を行っていくこと、このことは実効性ある被害者の救済の観点から重要と考えております。どのような内容をどの範囲で開示するかについては銀行の自主的な経営判断に基づき実施していくべきものと考えておりますが、金融庁としては、こうした開示の状況も含めて、同行の対応状況、それを注視をしてまいりたいと思っております。

○牧山ひろえ君 金融庁は、救済の進行状況に関する詳しい情報をスルガ銀行に提出させています。業務改善命令を受けている状況下において、

解決に向けた進捗の情報はやはり国民が確認できるように公開するべきだと思うんですね。是非お願いします。

そもそも、もっと実のある救済、解決をするように、金融庁はスルガ銀行を強く指導するべきではないでしょうか。通告しておりませんが、関連ですの、大臣、よろしくお願いいたします。

○国務大臣(鈴木俊一君) 金融庁といたしましては、先ほど来申し上げておりますとおり、業務改善命令を発出して、そして改善点を指摘するとともに、その進捗状況についても適宜定期的に聴取をしているということでございますので、そうしたことを通じまして、業務改善命令がしっかりと達成できるように、その過程におきまして様々な方々の救済措置というものも進んでいくんだと、そういうふうにも思いますので、まずは業務改善命令の徹底に努めてまいりたいと思います。

○牧山ひろえ君 是非、それでは、同時に国民が確認できるように公開するようにお願いいたします。まずはとは言わず、公開の方も並行してお願いいたします。

具体的な事例についての評価を是非お願いいたします。スルガ銀行のアパマン融資の問題は、第一に、レントロールを実績より上乗せさせたり、サブリース契約があるからテナントからの家賃収入は一部屋八万円で二十部屋、つまり月百六十万円の収入は確実ですよというふうに言ったりして高値づかみをさせていること。これを、スルガ銀行の融資担当者も、ちょっと調べればうそだと分かるのに、調べもせず、スルガ銀行が融資を決めた安全確実な物件だとして売っている件が多いということですよ。

こんな案件は、スルガの責任は、この案件を見るとスルガの責任は明らかだと思ふんですね。金融庁は、こんな案件を早期救済するよう、当然御指導されているんですね、大臣。

○国務大臣(鈴木俊一君) アパマン向け融資に関しましても、シェアハウス向け融資と同様に、先生から御指摘のありましたようないわゆるレント

ロールの改ざん等が行われていた事案があること、そのことについては承知をしているところでございます。

金融庁といたしまして、スルガ銀行が業務改善命令に沿って、それぞれの債務者に対して丁寧かつ適切に対応を進めること、これが重要と考えておりますが、それぞれの債務者との間におけるスルガ銀行側の責任の有無や程度につきましては、個別具体の事案によって一律でなく様々でありまして、各事案に応じた検討される必要があるんだと、そういうふうにも考えます。

いずれにいたしましても、多くの債務者にとって可能な限り早期に問題解決が図られますよう、金融庁として引き続きスルガ銀行に対して適切な対応、これをしっかりと求めてまいります。

○牧山ひろえ君 スルガ銀行アパマン融資の問題点の第二に、驚くべきことに、預金が少ないサラリーマンの通帳を預かった不動産業者が二千万円、中には六千万円預金があるように改ざんしていました。借主が知らないうちに、それがスルガ銀行内の審査資料になっている件が百件中九十五件以上あるという問題です。

つまり、スルガ銀行は、自己資金ゼロでも頭金なしでも購入代金金額を融資しますと宣伝して借入れを勧誘しているようなものだったと思うんですね。銀行内部の審査ではねられないよう通帳改ざんして融資を強行しているわけです。これは、本来融資対象にならない、自己資金がない、あるいは貯金金額が僅かのサラリーマンの方を借金地獄に追い込んだ大問題だと思ふんですね。

スルガ銀行は頭金なし、フルローンですと、業界では広く知られて宣伝していたというのです。このからくりにより購入に踏み切ったサラリーマンも何とかなしてあげるべきだと思いますが、どう思われますでしょうか、大臣。

○国務大臣(鈴木俊一君) 牧山先生御指摘のとおり、スルガ銀行のアパマン向け融資において、債務者の預金通帳の改ざんが行われていた事案があること、そのことも承知をしているところでござ

います。

先ほど申し上げたとおり、それぞれの債務者との間における銀行側の責任の有無や程度につきましては、個別具体の事案によって様々でありまして、各事案に応じた検討される必要があると、そのように考えておりますが、多くの債務者にとって可能な限り早期に問題解決が図られるよう、金融庁として引き続きスルガ銀行に対しまして適切な対応をしっかりと求めてまいりたいと思っております。

○牧山ひろえ君 答弁を求めた二つの事例に共通するスルガ銀行の不正融資問題の本質は、融資書類の偽装による高値づかみとずさんな融資審査が組み合わさり、ほぼ一〇〇％で融資実行される仕組みが不動産業者とスルガ銀行の間で構築されていたということです。

この問題の本質はシェアハウスとアパマン融資で共通していると考えますが、大臣はいかがお考えでしょうか。通告しておりませんが、関連ですの、大臣、御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(鈴木俊一君) やはり、不適切なこの貸付け等が行われたということ、これはもう既に明らかになっているところであります。

金融庁といたしましても、それを踏まえ、業務改善命令を発出をしているところでございますが、こうしたことはやはり改めてもらわなければならない、金融庁として、業務改善命令の内容が徹底できますように、これからもしっかりとこの働きかけをしていきたいと思っております。

○牧山ひろえ君 救済がなされたシェアハウスとしまいに被害者が苦しみ続けるアパマンについて、問題の本質は変わらないと思ふんですね。金融庁は、シェアハウス同様の抜本解決をスルガ銀行に強く指導するべきだと思います。

そもそも、金融庁はこの問題に関し、先ほどの御答弁でも示されましたように、銀行の経営判断、当事者間での協議によつて、民と民の関係などの御説明をよくされておりますが、先ほど詳細に御説明した手口の、不正の手口は、このように

銀行の自主性を過度に尊重すべき局面ではないことを示しています。

そのような問題意識から、金融庁も業務改善命令を出したのではないのでしょうか。金融庁は、四年前にスルガ銀行に出された業務改善命令に基づき、なるべく早く、早期の解決を求めて呼びかけておられます。この指導に反し、仮に銀行側が早期解決への熱意を示さない場合、金融庁としてはスルガ銀行に対してどのような対応がなされ得るのでしょうか。言い換えますと、金融庁が問題解決に向けて打てる二つ目の策というか、二の矢、三の矢としてはどういうものが想定されるのでしょうか。

○国務大臣(鈴木俊一君) 先生から、銀行側が早期解決への熱意を示さない場合という仮定の前提を置いての御質問でありましたけれども。

先日行われたスルガ銀行の決算発表会見がございました。そこでは社長自ら、スピード感を持って問題解決に当たるという方向性について債務者と全くベクトルは一緒である旨を述べておりました。そのことは承知をしているところでござい

ます。

金融庁といたしましては、スルガ銀行の社長の発言に沿い、スピード感を持って問題が解決されるよう、引き続きスルガ銀行の対応をしつかりと注視するとともに、債務者弁護団との協議に真摯に応じるなどの適切な対応を銀行側に求めています。

○牧山ひろえ君 社長の決意もいんですけども、具体的な二つ目の矢、三つ目の矢というのはあらかじめ用意しておいて、国民が納得するようにしていただきたいと思うんです。是非よろしく願っています。

さて、近年、気候変動などの社会の持続可能性を脅かす課題に対応して、ESG投資やサステナブルファイナンスの推進に向けた取組が加速しています。前回も御説明しましたように、投融資の意思決定プロセスに環境、社会、ガバナンス、ESGですね、の視点を取り入れるのがESG投資

の考え方です。前回に引き続きまして、ESG投資の考え方について質問させていただきます。

GPIFがクラスター弾を過去に製造していた海外企業三社に計百二十三億円、ウクライナに侵攻したロシアの企業の株式と債券にも計二千二百億円を投資しているとの指摘が衆議院の厚生労働委員会で見られました。

GPIFは、二〇一五年に国連責任投資原則、PRIに署名し、二〇一七年にESG投資を開始しています。言わば日本でのESG投資のパイオニア的な存在なんですよ。ですが、国による企業支配や政治介入を防ぐため、GPIFには自ら投資銘柄を選ぶことができない制約が課されており、民間の運用機関に委託する形を取っています。そのため、GPIFが特定の銘柄を投資対象から除外する指示を出せない仕組みである旨の答弁が厚生労働大臣から出されました。

年金資金は国民の財産であることは当然のことです。年金資金のオーナーである国民は、自分たちの資金が市民を非人道的に害するクラスター爆弾を過去とはいえ製造していた企業に流れるのを望むと思いますか。厚労省、お願いします。

○大臣政務官(深澤陽一君) お答えいたします。御指摘のように、年金積立金は国民が納めた保険料の一部でありまして、かつ将来の年金給付の貴重な財源であることを踏まえ、GPIFの年金積立金は、法令に基づいて、もう御説明いただきましたけれども、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行うとともに、巨額な資金が金融市場や企業経営に直接の影響を与えないよう、株式投資については投資判断の全部を運用受託機関に一任するという原則に沿って運用させていただいております。

このため、被保険者の利益のために長期的な収益を確保すること以外に何らかの価値判断に基づいて投資を行うことはできず、特定の企業を投資対象としたり、逆に投資対象から外すことを政府やGPIFが指示することができない仕組みとなっ

ております。

今後とも、GPIFの年金積立金の運用につきましては、専ら被保険者の利益のために安全かつ効率的に運用が行われることが重要だと考えております。

以上です。

○牧山ひろえ君 済みません、私の質問はともシンプルで、こういった非人道的に市民を害するクラスター爆弾を過去とはいえ製造していた企業に流れるのを望むと思いますかと聞いただけです。済みません、お答えください。

○大臣政務官(深澤陽一君) GPIFの投資先企業につきましては、様々な御意見があると思いますが、制度を所管する厚労省の立場といたしましては、先ほど申し上げたとおり、年金積立金が将来の年金給付の貴重な財源であることを踏まえ、専ら被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から運用がされることが重要だと考えております。

以上でござい

○牧山ひろえ君 つまり、望むというふうにおっしゃっているんですか。そういうふうに関心はありますが、二度も同じ答弁されたので、すごく強調して。こういう非人道的なことをしてきた企業に対してGPIFが投資するということを国民は望むというふうに関心するんですが、いかがですか。

○大臣政務官(深澤陽一君) ただいまは、GPIFの基本的な運用につきまして御説明をさせていただきました。特定企業を投資対象としたり、逆に投資対象から外すことというのは行っていないということでありまして、被保険者の利益のために運用が行われることが重要だという厚労省としての立場を申し上げました。

○牧山ひろえ君 非常に残念なお答えです。結局、望むかどうかというのはお答えにならなかったで、それが答えだったんだなと思いました。時間ですので、終わります。

○杉久武君 公明党の杉久武でございます。本日

は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

通告に従いまして順次質問をしてまいりたいと思います。

まず、五月の十日の本委員会での質疑の際に積み残した質問が幾つかございますので、ちょっとこの場で引き続き質問をさせていただきたいと思

います。

コロナ前の二〇一九年、私は、日豪若手政治家交流プログラムの招聘によってオーストラリアを訪問する機会を得ました。そのプログラムの中で、オーストラリアの職場男女共同参画庁、WGEAを視察をいたしました。このWGEAは二〇一二年に制定された職場男女均等法に基づいて設置されたものでございまして、WGEAでは、百人以上の従業員を有する全ての企業に対しジェンダー平等に関する年次報告書の提出を義務付け、その内容を分析、公表しておりますが、その結果、男女の賃金格差を少なくすることに成功しております。我が国でも是非こうした事例を大いに参考にすべきではないかと視察の際に感じた次第でござい

ます。

また、先週末の報道を見ますと、政府は、企業に対し男女の賃金差の公表を義務付ける方針を固めたことございました。具体的には、上場、非上場を問わず三百人以上を常時雇用する企業を対象とし、早ければ年内の施行を目指す、このような報道がなされたわけでございます。

そこで、まず厚生労働省に質問いたしますが、我が国でもこのオーストラリアのWGEAの事例を参考に取組を進めるべきと考えますが、現在様々報道されている事実も含めまして、どのように進めていくのか、お答えをいただければと思います。

○政府参考人(岸本武史君) お答えいたします。

御指摘のオーストラリアにおきましては、二〇一二年、職場における男女共同参画に関する法律におきまして、百人以上の従業員を雇用する事業主は男女間賃金格差を含むジェンダー平等指標に

関する年次報告書を作成し、職場男女共同参画庁に提出することが義務付けられているものと承知しております。

諸外国を見ますと、御指摘のオーストラリアもそうですし、また、二百五十人超の組織に男女間賃金格差に関する指標の公表を義務付けるイギリス、男女の賃金の公平性に関する報告書の作成、公表を五百人以上規模の企業に義務付けるドイツなど、様々な例があるものと承知しております。

厚生労働省といたしましては、こうした諸外国の取組や、我が国において依然として男女間賃金格差が大きい状況も踏まえまして、先日の新しい資本主義実現会議におきます総理の御指示を受けまして、女性活躍推進法に基づいて、常用労働者数が三百人を超える事業主に對し男女間賃金格差の公表を義務付けることといたしまして、この男女間賃金格差の更なる縮小を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○杉久武君 是非、この各企業におけます女性活躍の状況を見える化していただきたいというふうに思いますので、この件につきましては引き続き注視をし、機会があれば質問もさせていただきますと思います。

続いて、非財務情報の開示について伺いたいと思います。

今国会冒頭の岸田総理の施政方針演説で総理は、「人的投資が企業の持続的な価値創造の基盤であるという点について、株主と共通の理解をつくっていくため、今年中に非財務情報の開示ルールを策定します。」と、このように表明をされました。

そして、昨日ですかね、開催されました金融審議会では、上場企業に提出を義務付けている有価証券報告書、この中において男女間の賃金格差や男性の育児休業取得率などの開示を義務付けることを盛り込んだ報告書案が取りまとめられたという報道もございます。

やはり、この非財務情報の開示というのはこれ

からますます重要度が増してくると思いますが、そこで、金融庁に確認をしたいと思いますが、この非財務情報の開示においてどのような情報を開示させるのか、今申し上げました男女間の賃金格差等を含めて今どういった開示項目が検討されているのか、確認をしたいと思います。

○政府参考人(古澤知之君) お答え申し上げます。

金融庁の金融審議会では、御指摘の人的資本、それから男女間の賃金格差も含めました多様性、それから気候変動関連などのサステナビリティ開示、あるいは取締役会などの活動状況、それから重要な契約といった開示の在り方について議論を行ってございます。その中で、法定開示でございまず有価証券報告書にサステナビリティに関する記載欄、これを設けまして、サステナビリティに関する企業の取組などについて、全ての企業において、まずガバナンスとリスク管理、これを御記載いただくと。それから、その各企業における重要性におきまして、戦略、それから指標と目標といった項目を開示する方向性が示されているところでございます。

さらに、人的資本ですとか、それから多様性の確保に関しましては、企業価値を判断する上で重要性が特に増しているという御指摘をいただいていることを踏まえまして、中長期的な企業価値向上における人材育成方針などの情報、それから御指摘ございました男女間賃金格差などの多様性確保に係る指標などについて開示項目とする方向性も示されているところでございます。

御指摘のとおり、昨日、金融審議会におきまして取りまとめに向けた議論が行われ、委員からおおむね賛同の御意見をいただいたところでございます。我が国のサステナビリティ開示につきましては、企業の負担にも配慮しながら、実効性のある開示の枠組みとなるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

御指摘のございました男女間賃金格差などの多様性確保に係る指標につきましては、例えば企業

負担の観点から、先ほど厚労省さんの御答弁もございましたが、他の法律の定義と、それから枠組について留意し、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○杉久武君 やはり、この非財務情報、今いろいろ検討していただいて、おおむね方向性が見えてきたと思いますので、しっかりと、今御答弁にもありました実効性のあるやつぱり開示をしていただくように私も取り組んでいきたい、しっかりと国会の中でも議論をしていきたいというふうに思っています。

そして、今お話がございましたこの非財務情報でございますけれども、やはり、その出された情報が信頼できるものなのかどうかということもまた大事になってまいります。そして、その必要に応じた信頼性の確保、すなわち第三者による保証というものが求められてくる部分も出てくるというふうに思います。

そこで、金融庁に確認をいたしますけれども、今おっしゃっていただきました様々な非財務情報に對して、監査人、いわゆる監査法人や公認会計士になりますけれども、どのように関与をしてくべきなのか、監査人による保証の必要性和監査人の適切な、まあ当然会計以外の非財務の知識も必要になってまいりますので、そういったスキル

の習得について、金融庁として現在どのようにお考えがあるのか、見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(古澤知之君) お答えを申し上げます。

御指摘の非財務情報、非常に幅の広い情報をカバーしているものでございますけれども、非財務情報に関する監査人の役割につきましては、まず二〇二〇年の十一月に監査基準が改訂されました、一般的な枠組みといたしまして、非財務情報などの記載内容を通読し、その記載内容と財務諸表や監査の過程で得た知識との間に相違がないかといった点について検討することが求められるといったことが監査基準の改訂により明確化された

ところでございます。

その上で、非財務情報の中のサステナビリティ情報の部分でございますけれども、それに関する議論の中で、情報の信頼性確保などの観点から、開示されるサステナビリティ情報を第三者が検証、保証することが有益であるということで、財務情報の保証を従来なりわいとしてこれまで公認会計士の方にそうした役割を期待する声というものが上がっているものと承知してございます。

足下、まず保証の前に、保証の前提となります開示基準をどうするかといったところの策定が進められている段階でございますけれども、中期的には国際的な開示基準の開発、それを踏まえた保証基準の開発の状況も見極めながら、サステナビリティ情報の保証の在り方、それに関する公認会計士の方々の役割についても議論する必要があると考えてございます。

その際、大切なのは、先生の御指摘ございました能力をどうやって確保するかという点とでございます。気候変動などの環境情報、それから人的資本に関する情報などの評価に当たっては会計や監査とは異なる専門性が必要になると考えられることから、求められる能力の内容、能力開発の機会の確保といった点についても議論をする必要があるというふうに考えているところでございます。

○杉久武君 非常に大事な部分だと思いたすので、引き続きこの点についても継続して触れていきたいと思いたす。

次に、補正予算について少し触れたいと思いたす。

岸田内閣では、先月、石油元売会社への補助金や低所得の子育て世帯に対する給付金などを盛り込みました、物価高騰を踏まえた総合緊急対策を決定いたしましたので、その実行のため、まずは今年度の予備費から支出することとの対処の、この方針でございますが、先週十七日には我が党が一貫して強く主張してまいりました補正予算が新た

に閣議決定をされまして、いよいよ明日から国会での審議が始まるうとしていらっしゃる所でござい

ます。

私も、四月の本委員会におきまして、補正予算の編成について鈴木大臣に強く申し上げましたが、ウクライナ情勢の展開次第によつては、我が国が経済危機に陥るおそれがあるだけでなく、既に押し寄せている物価高や急激な円安の動向、またコロナ対策の継続や間もなく梅雨入りとなります中での災害対策への万全な対応など、国民の皆様が抱く先行き不安を払拭し安心感を広げることがおよそ政治の責任でございします。総合緊急対策をまとめた上で、さらに不測の事態に先手を打つための補正予算によつて十分な財源を確保することの意義は極めて大きく、国民生活を守るという政治の姿勢を示す観点からも補正予算の策定につきましましては高く評価をさせていただきたいと思

います。

そこで、鈴木大臣に質問いたしますが、今回策定されました補正予算案の意義についてお伺いをしたいと思

います。

○国務大臣(鈴木俊一君) 現在、日本経済は、新型コロナウイルスの影響が依然として続いている中、ウクライナ情勢等によりまして原油や穀物の国際価格が高い水準で推移していることを受け、コロナ禍からの経済社会活動の回復の足取り、これが大きく阻害されかねない状況であります。

こうした状況を踏まえまして、四月二十六日に総合緊急対策が取りまとめられ、その中では、先生からも今御指摘ございましたが、新たな財源措置を伴うものについてはまず一般予備費、コロナ予備費を活用して迅速に対応し、その上で、今後の災害、新型コロナウイルスの再拡大や原油価格、物価の高騰等による予期せぬ財政需要に迅速に対応し、国民の安心を確保するため、予備費の計上及び六月以降の燃油価格の激変緩和事業を内容とする補正予算、これを今国会に提出し、成立を図ることとされました。

この補正予算は、繰り返しになりますが、今後

の予期せぬ財政需要に迅速に対応し、国民の安心を確保し、国民生活を守り抜くための万全の備えを固めていく上で重要な意義があるものと、そのように考えております。

○杉久武君 先週十六日に開催された政府・与党連絡会議の席上、今般の補正予算案について岸田総理は、今の国会で成立を図り、国民生活を守り抜くため万全の備えを固めたいとの決意を示されましたが、経済危機対策と連動した新たな補正予算の策定はまさしく政治の責任を全うするものですので、補正予算の中身についての議論は予算委員会に譲りたいと思

いますけれども、私も予算委員の理事として論戦をしつかり見届けてまいりたいというふうに思います。

次に、先週十九日から二十日にかけてG7財務相・中央銀行総裁会議がドイツで開催をされ、鈴木大臣におかれましては先月二十日のワシントンでの会議に続く参加ということで大変お疲れさまであったというふうに思いますけれども、この会議では、ウクライナへの侵略を続けるロシアへの制裁についてG7各国の連携強化を確認するとともに、ロシアの侵略に伴う石油や天然ガスを始め様々な資源価格の高騰あるいは食料供給の停滞といった世界経済への影響や対策について議論になったと伺っております。

その上で、やはり現下の我が国を取り巻く大きな課題としては、やはり外国為替市場における急激な円安、二十年ぶりとも言える円安水準をどう考えどのように対処をするのか、この点についてG7各国とどのようなやり取りがあったのかも大きく注目されたのではないかと思います。

そこで、鈴木大臣に質問いたしますが、我が国の急激な円安の進行に対し、G7財務相・中央銀行総裁会議においてどのような見解を表明され、G7各国とどのようなコンセンサスが得られたのか、確認をしたいと思

います。

○国務大臣(鈴木俊一君) 五月十九日と二十日の二日間にわたりまして、ドイツ議長の下、G7財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、私も出席

をいたしました。

お尋ねの為替については、私から、最近の為替相場の急速な動きについて説明した上で、こうした中、G7として為替政策に関する合意事項を再確認することが重要であること、日本として、この合意に沿って、G7でも緊密な意思疎通を図りつつ、為替の問題に適切に対応していく考えであること、おおむねこの二点を申し上げたところでござい

ます。

こうした議論を基に取りまとめられました共同声明では、過度の変動や無秩序な動きは経済や金融の安定に悪影響を与え得るといった点を含めて、これまでの合意事項を再確認する旨が明記をされました。G7各国ともこの考え方が共有されたと、そのように考えております。

○杉久武君 今大臣御答弁いただきましたとおり、G7で緊密な意思疎通を図り、適切に対応していくということでしたが、大臣のお立場から為替相場自体に対して云々することが難しいことは承知の上で、先月、大臣が御発言になつた悪い円安という言葉でございしますけれども、多分、大臣が意図された以上に、言葉が想像以上に独り歩きしているように感じるところもござい

ます。

大臣が、今の御答弁にもありましたけれども、大臣がおっしゃりたかったことは、当たり前ですが、為替相場はマーケットで決まるものであります。他方、我が国に限らず、どの国であれ為替相場の安定は最重要課題でございしますので、たとえ円安であれ円高であれ、為替レートが急激に変化するという動きそのものが我が国のみならず各国共に良くない影響を与える、このような趣旨を念頭にされた上でおっしゃられたのではないかと推察をいたしますけれども、昨今の報道を見ても、先行き不安を生じさせる原因が全て悪い円安にあるかのような風潮になっていることも、少なからず違和感を持っているところでござい

ます。

こうした空気が今後の消費マインドに余計な影響を与えはしないかと危惧しておりますので、この円安

について少し整理をしておく必要があるのではないかと思っております。

今日は日銀に来ていただいておりますので、ちょっと日銀の見解を伺いたいと思

いますが、日銀が五月の十二日に公表しました金融政策決定会合における主な意見を拝見いたしますと、交易条件の悪化や家計の購買力低下の主因は契約通貨建ての輸入価格の上昇であり、これは円安による価格上昇とは異なることをしっかりと説明する必要があるとありまして、私が今申し上げました現下の我が国の経済情勢と円安との関係について端的かつ明瞭な指摘がなされているのではないかと思

います。

そこで、日本銀行に質問いたしますが、我が国における現下の燃油価格高騰や物価上昇等の経済変化と円安との関連について、日銀としてどのように認識をされているか確認をしたいと思

います。

○参考人(中村康治君) 御指摘の点でござい

ます。お答えいたします。

原油や天然ガス、石炭といったドル建てで取引されている国際商品市況は、ロシアによるウクライナ侵攻を受けた供給不安の高まりなどを背景に、このところ大幅に上昇しております。

最近の為替円安が円建てで見た資源輸入価格をドル建て価格以上に押し上げていることは事実でござい

ます。ただし、最近の輸入物価上昇の内訳を見ますと、円安の影響よりもドル建てで見ました国際商品市況の上昇の影響の方が大きくなっております。

○杉久武君 続けてまた日銀に伺いたいと思

いますけれども、為替相場の急激な変化は即座に我が国経済へと直結してまいりますので、今般の円安の動向については引き続き緊張感を持って注視していただきたいというふうに思

います。

その上で、もう一つ日銀に確認をいたしますが、先ほど取り上げました金融政策決定会合における主な意見では、物価について、例えば、エネルギー等を除いたインフレの基調はいまだ極めて

低い水準にとどまっていると、そして、物価上昇率が二％に達する蓋然性は高まっているが、それは輸入価格の上昇に伴う一時的なものであり、需給ギャップや予想インフレ率の動向を踏まえると、物価安定目標、物価安定の目標の安定的な達成は難しいと、言い換えれば、これは、だから、燃料価格を除けば二％以上の恒常的な物価上昇は今後もありそうにないという、そういった認識なのではないかというふうに思います。

しかし、私自身、いろいろ現場歩いておりまして、その肌感覚からいたしますと、日銀のこの意見とは異なり、私も党の国民生活総点検・緊急対策本部で生活者、事業者などから実情を聞いてまいりましたが、多くの方々の御意見を伺っていくと、今の我が国では賃金上昇なきインフレに突入しつつあって、先行き不安、先行きが全く不安ではない、これが偽らざる国民感情ではないかなというように思っております。

無論、日銀の皆様の意見を否定するわけではなくですけれども、インフレそのものについて、日銀が非常に冷静かつ客観的に判断していると思います。しかし、私自身は、社会人になったのは平成十年、一九九八年でございます。就職氷河期の真っただ中でございましたので、右肩上がり経済成長は体験をしておりますし、利率八％といった高金利の時代、インフレ、ましてや賃金上昇などは経験をしておりません。

私に限らず、少なくともこの三十年近くをデフレで過ごしてきた我が国にとつては、そもそもインフレの何たるかを体感したことのないわけでありますから、言わば物価上昇に対する耐性というものがあるのではないという感覚、ないという感覚そのものが、日銀の皆様、日銀の皆さんとちよつと立ち位置の違いになって現れているのではないかなというふうに感じております。

その上で、金融政策決定会合における主な意見では、日銀もこうした庶民の肌感覚を意識されているようにございまして、例えば、家計のインフレ実感が消費者物価上昇率以上に高まっている可

能性があると、賃金上昇のペースがインフレ実感に追いつかない下では、インフレに対する否定的な見方が家計に広がるおそれがあることから、物価動向や金融政策に関して、従来以上に丁寧な情報発信に努めていく必要があると、このような意見も述べられているところでございます。

そこで、日銀に質問いたしますが、家計のインフレ実感が消費者物価以上に高まっている可能性があるということは、これを放置すれば、消費マインドは更に冷え込み、我が国経済は賃金なき物価上昇という最悪の事態を生じさせかねないおそれがあると考えておりますので、日銀には従来以上に物価動向や日銀の金融政策について丁寧な情報発信をしていただきたいと考えますが、見解をお伺いしたいと思ひます。

○参考人（中村康治君） お答えいたします。

一般に、家計の体感物価は購入頻度が高い品目の価格変化に左右されやすいことが知られております。実際、最近では、ガソリンや食品など購入頻度の高い品目の価格が上昇していることもありまして、物価の上昇を感じている家計の数は増えておりまして、このことは日本銀行が実施しております生活意識アンケートでも確認されております。

こうした体感物価の動向は、家計の予想物価上昇率や消費者マインドにも影響を与える重要な要素でありまして、日本銀行もこうした指標を丹念に点検をしております。

なお、日本銀行は、物価安定の目標について、購入頻度の低い品目も含め、家計が消費する財・サービスを包括的にカバーする消費者物価の総合で二％と定義いたしまして、その持続的、安定的な実現を目指しております。そのためには、単に物価だけが上昇すればよいわけではございませんで、家計の実質所得が増加する中で物価も上昇するという好循環が形成されることが重要であると考えております。

日本銀行といたしましては、現在の強力な金融緩和を粘り強く続けていくことで、感染症からの

回復途上にある我が国の経済をしつかりとサポートいたしましたして、労働需給の引き締まりとそれに伴う賃金の上昇を促していく方針でございます。○委員長（豊田俊郎君） 時間が参っておりますので、おまとめください。

○杉久武君 時間が終わりましたので、以上で質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。○大塚耕平君 国民民主党・新緑風会の大塚耕平でございます。

今日は、少し提案というか、問題意識を一つお伝えをさせていただきたいんですが、私は選挙区は愛知県で、まあ藤川先生と一緒にやっておりますが、私の世代がもう高校生、大学生ぐらいの頃から、愛知県含む東海地方では、やがて東海地震がやってくるというて随分当時地元では話題になっていたんですが、その後、この東海地方は幸いなことに甚大な地震に見舞われることなく、一方、阪神・淡路とか新潟中越とか、それから三・一一とか、他の地域で地震が相次いでいる中で、途中から南海トラフ三連動地震ということが懸念をされ始め、これは、その中には東海地震が含まれているわけでありまして、これだけ他の地域で大きな地震が起きて、東海地方だけ空白地域になっておりますと、やはり、やがて確率的に東海地方は大きな地震に見舞われるのではないかとこの危機感という潜在的緊張感地域住民や地域の企業の皆さんに大変広がっているというところをまずお伝えをしたいと思います。

そういう中で、一たび被災したときに地域の経済をいち早く復旧させるためにはどうしたらいいかということを中心にして御検討しておられる方々がいる御指導いただいているベテランの税理士の先生方などが御検討になっておられます。

私も何度かお話を聞かせていただいたんですが、そのアイデアの中に、その早期復旧のためのアイデアのために、一たび被災して被害を受けたときの復旧復興資金をあらかじめプールしておく

という、こういう枠組みを企業財務や税制の中に設けてはどうかということを御提案しておられて、これは、個人のアイデアというよりも、結構多くの企業の皆さんにその認識が共有されつつある、そういう活動をしておられます。

例えばそれを防災勘定というふうに名前を付けたとすると、やがてやってくる地震に備えて防災勘定に毎年一定の資金を計上する。その防災勘定に計上するに当たっては、税制優遇等これを促進する。ただし、実際に、例えば政府が、これは防災勘定を取り崩して使うべき、そういう事態になったという何らかの基準があつてこそ初めてそれを使えるということではないかなと個人的にはそう想像しているんですが、そういう防災勘定を設けるというのは、東海地方はもう日本の経済の要ですから、そのサプライチェーンをできるだけ早く復旧させる、そのときの復旧資金を、もちろん政府も支援しますけれども、各企業が早い段階から持つておくということはそれなりに意味があるなというふうに認識していますので、今日こうして聞かせていただいております。

それと、そういう御提案を地元の企業や税理士の先生たちからいただく中で、昨今はインフレになつてまいりました。日銀の超金融緩和を前提とすると、まあ不幸にして今私が申し上げているような事態が現実化したときには、その後はちよつと制御し難いインフレも同時に起きることもあり得るだろうと思っております。

そうなると、例えばそういう防災勘定が仮につくられたときに、企業が例えば十億円防災勘定に計上していた、しかし、その後、発災に伴うインフレなどを考えると、復旧資金が十億円では到底足りないというときに、例えばインフレ掛け率というものを政府が認定して、十億円の防災勘定に対して、復旧のための資材も価格が高騰しているの、例えば一・五倍まではその防災勘定を掛け率を掛けて拡大させて使つていいと。もちろんそれは、最終的には誰かがそのインフレ分の差額は補填しなくてははいけませんので、政府が当然それ

は災害対策資金として出すという、こういう枠組みになると思いますが、これは、それぞれの企業は取引先金融機関が地元にありますので、その取引先金融機関が取りあえず工面をして、その差額は金融機関に政府が支給するという、いろんなやり方が考えられるんですが、この防災勘定という考え方とか、今申し上げましたような、そういう事態におけるインフレに備えたインフレ掛け率、まあアイデアでありますけれども、こういうことについて金融庁の所感をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(井藤英樹君) お答え申し上げます。

御提案につきましては、例えば毎年積立てを行うことができるような資金の余裕のある企業が準備金に近いような形で、あるいは準備金の一つかもしれませんが、勘定を設けて積立てを行っていくということですけれども、むしろ、災害時にはより充実した支援が必要となるのはそうした積立ての余裕のないような企業であるというようなことも考えられますので、資金に余裕のある企業だけが制度の対象となつて恩恵に服するといったようなことから、公平性の観点からこうしたやり方がより望ましいのかどうか慎重な議論が必要となるというふうに感じてございます。

○大塚耕平君 もちろん、慎重な議論や頭の体操が必要なんですけど、もちろん、仮に防災勘定を持つている企業も防災勘定だけで復旧できるとは到底思えないような災害が起きた場合に、防災勘定をその復旧資金の一部として使うということになれば、当然、勘定を持つている企業にも政府は支援するし、その勘定を積み立てられないような企業に対しても支援をする、その対応においては多分公平に行われると思うんですが、つまり、サプライチェーンや経済の早期復旧のために政府だけが潤沢な支援をして一気に復旧できればいいんですけれども、いやいや、企業の自助努力もないと、それは政府だけでは対応できないというような事態を、東海地方、特に尾張、愛知、尾張や三

河は非常に重要な企業が多くありますので、そういう企業の皆さんが心配をしてこういうことを真剣に今議論をしているということなんであります。

したがって、慎重な議論が必要なのは、それはもう当然のことではありますが、今日は冒頭に櫻井議員が印紙税の質問をしていただきました。百何十年も続いている税制であったり、印鑑はくすと言ったけどなかなか変わらないとか、つまり、もう時代は大きく変わっている中で、何か時代の変化や先々予想される危機に対してちゃんと国の法律や制度や仕組みが変わっているなという、その変わっている感じがしないんですね、日本は。だから、その印紙税にしても印鑑にしてもそうなんですけど、片や災害国家であることはもう我々は十分認識していて、とりわけ、さっき申し上げたように、東海地方の企業や経済界の皆さんの、今申し上げたようなことに対する危機感の強まっていますので、ああ、それに備えてこういう制度ができたんだという、そういう動いている感じというのが非常に今の日本にとつては大事ではないかなと思つて、こういう質問をさせていただいております。

このことを熱心によつておられる税理士の先生はもう相当御高齢で、脇田康裕先生といつて、藤川先生も御存じかもしれませんが、是非一度、財務大臣に、真剣に心配をしているので、こういうことを提案をしているので、財務大臣の御意見を聞いてほしいということでありましたので、以上の御説明と金融庁の現時点での認識を踏まえて、財務大臣としての御見解をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(鈴木俊一君) 内閣、あつ、失礼しました、南海トラフ地震に備えて様々な対応を検討していくこと、これは政府としても重要な課題であります。

私自身、東日本大震災で我が家が家も倒壊をしてしまいましたけど、東海地域等にお住まいの方が、災害発生後の復興に思いをはせまして、政策の在り

方についていろいろと考えておられる、検討されておられるということに敬意を表したいと、そのように思ひます。

その上で、政府参考人からも申し上げましたが、一つの論点として、やはり公平性の問題があるんだと、こういうふうに思ひます。

具体的に申し上げますと、平常時においては資金に余裕のある企業だけが積み立てることができ、税制優遇対象となり得ることに公平性の観点からの問題はなにか。また、災害発生後においても、より充実した支援が必要となり得る、資金に余裕がない企業は事前に積立てができていないため、インフレによる目減り分について政府補助の恩恵を受けられないのではないかといった論点はあるんだと、こういうふうに思ひます。

いずれにいたしましても、本日のこの御提案等、様々御意見もあると思いますが、政府といたしましては、南海トラフ地震への対応については、有識者の方々の御意見などにもしっかりと耳を傾けながら、関係省庁が連携して様々な角度からしっかりとした備えをしていくこと、このことが重要であると考えているところであります。

○大塚耕平君 終わります。

○浅田均君 日本維新の会、浅田均でございます。

本日のテーマはFRC報告ということでございますが、FRC報告と深く関係する日銀のYCCですね、イールドカーブコントロールについて、これは日銀の政策なんですけれども、これに関して財務大臣と議論させていただきたいと思っております。

FRC報告というのは、言わば破綻金融機関の処理に関わるものでございますので、出口の処理に関する報告でございます。これに対して、イールドカーブコントロールというのは、入口に関わる政策です。大臣は熟知されていることと思ひますけれども、この日銀がイールドカーブコント

ロール、長短金利操作付き量的・質的金融緩和でありますけれども、この導入を決めたのが二〇一

六年の九月であります。

具体的にどうしたかという点、短期金利は日銀当座預金のうち政策金利残高にマイナス金利を運用と、バランスシートの負債の、この日銀当座のところの一部マイナス金利を適用ということでございます。それから、長期金利は十年物国債金利が零％程度で推移するように長期国債の買入れを行うということでございます。

日銀がこのイールドカーブコントロールというのを取り入れた目的、これは、フラット化したイールドカーブのステイプ化を進めることにあると理解されております。金利が一番下に張り付いているときに極端な新たな金融緩和を行うと、イールドカーブのフラット化といいますか、フラット化が進みます。

長期金利、短期金利で金利の差が余らないと、その債券を買うインセンティブがほとんど働かないと。だから、現金で持つておく、預金にしておくと、国債は買わない。だから、余計その、また長期金利も利息が下がって、短期金利と利息がほとんど変わらないと。

これ後で質問しますけれども、地銀なんか、金利が下がって、これイールドカーブが立つているから、安いものを持つていて高いときに売って、その差額で収益になるわけです。こういうことをやって、長期国債の利回りが下がると、国内の銀行や生保、損保、それから政府にも関わりますけれども、年金資金運用に悪影響を及ぼすということになっております。

しかし、日銀としては安定的な物価上昇二％というのを達成するまではこれを続けるということでございますので、こういう日銀の金融政策に対して、御自身担当しておられる地銀とか、あるいは先ほど厚労省の年金の基金の件でも質問がありましたけれども、その資産を運用しているところに関してはすごくマイナスの影響が大きいと。

だから、日銀は物価の安定目標二％達成のためにイールドカーブコントロールを続けるというこ

とでございしますが、これに対するその反動として様々な悪影響があると。いい面も悪い面もあるということとでございしますが、日銀に対する財務大臣はどういうふうな評価をされているのかということを知りたくて、こういう質問をさせていただきます。

○国務大臣(鈴木俊一君) 日銀のイールドカーブコントロールについての評価はどうかという御質問だと思いますが、金融政策の具体的な手法につきましては日本銀行に委ねられるべきでありまして、こうした直接的なイールドカーブコントロールについての評価というのは私としてはできないわけでございますが、日本銀行によるこのイールドカーブコントロール、これは二%の物価安定目標実現に向けた金融緩和の一環として行われているものであるということでございます。

日銀におきましては、政府と、岸田内閣におきましても再確認をしたわけでありますが、共同声明の考え方に沿いまして、引き続き、経済、物価、金融情勢を踏まえつつ持続可能な物価安定目標の実現に向けて努力されること、これを期待をしたいと思います。

○浅田均君 安定的な物価目標二%実現のためにイールドカーブコントロールを続けるということ、日銀は日銀の独立性があるんだから財務大臣としてはこれはコメントされない、それはそれでいいと思うんですけども、このイールドカーブコントロール、長短金利がもうほとんど変わらなくなってしまうと、地銀なんか、あるいは資産を運用しているところは非常に困るわけですね。

だから、財務大臣としてもその地銀とか見ておられるわけであって、そういうその副作用の面、副作用の面でどういうふうな感想をお持ちなのかというのを聞かせいたいただきたいと思えます。

○国務大臣(鈴木俊一君) 地域金融機関のこの影響についてお話がございましたが、地域金融機関の経営環境、これ確かに厳しいと認識しておりますが、この経営は、御指摘の低金利環境の継続ということのほかにも、地域の人口減少でありま

すとか、国内外の経済・金融市場の動向など様々な要因を受けていることから、イールドカーブコントロールを含む、によるこの金融政策のみを取り上げてその影響の程度を論じることが、これはなかなか難しいのではないかと考えております。

現時点におきまして、日本の金融機関は充実した資本基盤を備えており、金融システムは総体として安定しておりますが、地域金融機関自身が将来を見据えて経営改革を進め、経営基盤を強化し、地域経済や地域の事業者をしつかりと支援をしていただく、こういうことが重要であると、こういうふうと考えているところでございます。

また、年金の運用等についてもお話ございましたが、そこは所管外でございしますので、答弁は控えさせていただきますたいと思えます。

○浅田均君 イールドカーブコントロールという、日銀が物価の安定的な二%上昇目標を実現するためにはこれを続けること、黒田総裁は何回も繰り返しおっしゃっております。

そのいい面もあるんですけど、要するに、まだコアコアでいくと物価上昇が〇・八%ぐらいであると。だから、オイルとか生鮮食品を含むと二・一%上がっているとかいう報道もあるんですけども、まだその安定的な二%成長にまでは至っていないと。だから、それまでは続けるんだということ、海外とは全く逆のトレンドを日本銀行は歩んでいるということとでございまして、それに対する副作用を非常に私は心配しております。だから、こういう質問をさせていただいてるんです。

それで、今もう地銀の、地銀に対する影響について次質問しようと思つたんですけど、その一部、大臣もう御答弁いただいておりますのですが、もう一回、僕らは党の主張として、中央集権国家でなくて地方分権の国をつくっていききたいという思いを強く持っております。

デジタル田園都市構想とかもあるんですけども、あれは私たちから見ると、どちらかというと中央から見た地方分権ということで、地方からの自発的な地方分権ということではないと思えます

ので、思想的にはかなり違うなという思いを持っておりますけれども、いずれにしても、地方が元氣にならないことにはこの日本は元氣になつていけないと。その地方の元氣の中心が地方銀行だと私は思っております。

地域、様々な地方に様々な優良企業があつて、技術があつて、ノウハウがあつて、人がいて、そういうところを元氣にしていくなためには、地方銀行というのは倒れてもらつては困るわけですね。

だから、この地方銀行、今、金利がそもそも低いと、それから人口も減っていくと。だから、地方銀行がどうして生き延びていくか。倒れてしまつて処理しているというのが今回のFRC報告なんですけれども、倒れる前にもっと元氣になつていく、そのためには、財務大臣として、赤字が続いているということが報道されています、地方銀行押しなべて、こういう地方銀行を再生の軌道に乗せていくというためにどういうふうな施策を財務大臣として考えておられるのか、御質問いたします。

○国務大臣(鈴木俊一君) 先ほども少し答弁させていただきましたが、地域金融機関を取り巻く状況というのはなかなか厳しいものがあるんだと思えます。そういう厳しい状況の中において、地域金融機関自身が将来を見据えて経営改革を進め、経営基盤を強化して地域経済や地域の事業者をしつかり支援していただくこと、これは重要でありまして、先生御指摘のように、私も地域金融機関の役割は大きいんだと、そういうふうには思っております。

こうした金融機関の取組、自らの取組を後押しをしたいと金融庁でも考えておりまして、昨年実施されました改正銀行法により、金融機関がデジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に貢献できますように、業務範囲規制や出資規制を緩和するとともに、地域銀行等による合併、経営統合を含む経営基盤の強化の取組を支援するための資金交付制度を創設など、様々な環境整備を行つてきているところでございます。

金融庁として、地域金融機関が必要に応じこれ

らの施策を活用しながら経営基盤の強化に取り組むように、常に地域金融機関との対話、こういうものを重視していきたいと、こういうふうに思います。

○浅田均君 時間が来たので終わりますけれども、今日はイールドカーブコントロールというのを申し上げましたけれども、それが、今の日銀の政策が地方銀行にすごく悪い影響を与えているので、そういう質問をさせていただいたということをもう一度御理解いただきたいと思えます。

終わります。ありがとうございます。

○大門実紀史君 大門です。

先日、本会議で成り立ちました大学ファンド法案についての関連について質問いたします。

この法案は、教育、大学政策、振興政策としても、また財源論としても大変筋の悪い法案ということで我が党反対をいたしました、様々問題ありますけれども、法案が通つたといえ、財投資金が投入されます。国民負担のリスク伴う事業でありますので、本来は本当は連合審査ぐらいやるべきだった法案ではないかと思うんですけども、財政金融委員会として今後ずっとやっぱりウオッチングしていかなくやいけない問題だと思いますので、今日はその一回目ということで質問したいと思います。

まず、文科省来てもらつていると思えますが、大学ファンドとは何か、その資金運用のポイントについて、簡潔で結構ですが、説明をお願いしたいと思えます。

○政府参考人(坂本修一君) 答えいたします。

諸外国のトップレベル研究大学では、外部資金の獲得や大学独自の基金の造成、運用などにより財源を多様化し、大学自らが高い裁量を持つて研究基盤や若手研究者への投資を充実しています。このような大学の資金力の差が我が国の研究力の相対的な低下の一因と考えております。これを各大学の力のみで直ちに解消することは困難であることから、今般、大学ファンドを創設し、政府出資金に加え、財政融資資金という国の資金を時限的な措置として活用しつつ、その運用益により大学

の研究基盤への長期的、安定的な支援を行うこととしたものです。

その上で、この大学ファンドは、支出目標を三％プラス長期物価上昇率である四％程度という運用目標の達成に向け、市場の一時的な変動に過度にとらわれず、投資規律を遵守しつつ、グローバルな長期分散投資により運用することとしております。

また、大学ファンドの運用を担う科学技術振興機構、JSTに対しては、短期的な運用益の変動をきちんと把握し、市場環境の変化や資産配分の見直しの要否等を確認するなど、適切なリスク管理の実施を求めているところです。

加えて、今後、更に自己資本を厚くして、償還期には過去の大きな市場変動にも耐えられる水準の安定的な財務基盤の形成を目指すことで、財政融資資金を確実に償還することとしております。こうした取組を通じて、大学ファンドの運用が適切に実施できるよう、文部科学省としてもしっかりと取り組んでまいります。

○大門実紀史君 ありがとうございます。

そんなにうまくいかないだろうということ、指摘がされてきているわけですね。

まず、財投債、国債ですから、これを原資にリスクの高い市場で運用して、運用益で五つか六つの大学選んで支援するんですかね。極端な言い方しますと、借金してギャンブルをやるようなものですよね。リスクの高いところに、自分のお金じゃなくて借りたお金でやるようなものですね。その借金が、しかも財投だということであります。民間の人がやるのはもう自由なんですけどね。

財投とは何かということ、これはもう何度も言われていますけど、財投のそもそもの教科書としてあるじゃないですか、あの行天さんが書いた「財政投融资」という。これはもう何度も、皆さんよく御存じですけど、そもそもこういうものに財投は融資をすべきじゃないということは、今までの原則だったと思うんですよ。

それで、資料の三枚目に、財務省も相当の異論

を展開されていたわけであります。大変厳しい見方をされてきたわけですね。もう書いてあるとおり、もう、これはあれですかね、財政審の財投分科会ですけど、大体こういうものに今まで融資したことないんだと、もう異例の貸付けたと、異例の貸付けたと。もう、こんなものはもう財務省としては今後ちゃんと関与していくべきだということがあつて、もう最初からこれ反対意見と同じじゃないかと思うんですけどね。

その上で、右側に償還確実性の確保についてということ、幾つかの、まあ何といいますかね、問題提起以上にかなり厳しいことを、やるならばというのが財政審では議論があつたと思うんですけど、やるならばということで厳しい指摘を幾つかしているわけですね。

それで、簡潔に、この償還確実性の確保について、書いてあるとおりかも知れませんが、要するに財務省は何をここで求めているのか、簡潔に説明をしてください。

○政府参考人(角田隆君) お答え申し上げます。

今お配りいただきました資料三ページのところにございまして大学ファンドについての議論の整理でございますが、議員御紹介のとおりのような状況でございます。そして、その分科会として、この大学ファンドの仕組みやリスク管理の考え方につきましては結構幅のある意見が出ておりました。それらにつきましては統一的な意見を示すのは難しいということで、論点メモという形で整理させていただいているところでございますが、お尋ねの償還確実性の話についてはほぼ意見が一致していたと思います。五つありますけど、主要な点だけ御紹介させていただきます。

最初のボツが基本的なお話でございます。財政融資という借入金を手元にリスクの高い資産運用を行うと、その運用益で支援をするというこの枠組み自体について、実は想定どおり機能するのかどうかということについての懸念というのがまずベースにありまして、仮にも毀損ということ、元本の毀損ということになりますと、財政融資は

借金でございますので、私どもにとりましても、そうやって国の、国民負担となることを踏まえまして、償還確実性が確保されなければいけないだろうということをまず押さえさせていただいたところでございます。

やや具体的な話になりますけど、真ん中のボツにありますように、将来、もしポートフォリオとして株式比率六五％という、そういう基本的なポートフォリオを想定されているんだとすれば、現状の自己資本、これは十兆円のうち一・一兆円が政府出資金でございますので、この部分が、一％が自己資本ということでございますけれども、その現状の自己資本では不十分なので、これから運用して収益が上がっていくかもしれませんけど、下方リスクに備えて相応の自己資本を更に積み増していっていただければいいですねということを言わせていただいております。

最後のボツのところでございまして、経済対策においてありますのは、これ、昨年十一月の経済対策の話でございますが、その中で、政府の会議体を通じて国の資金が政策目的に沿って適切に使われているか確認し、大学への支援額の決定等を行うとされております。この会議体につきまして、財務省も資金の出し手なのだから、この会議体にちゃんと参画して、今後の事業に参画、関与していくべきだと、こういう問題提起がされたところでございます。

以上でございます。

○大門実紀史君 私、この財投分科会の議事録を読みましたが、ほとんど反対じゃないかと、これはというような議論で推移したと思うんですけど、これ、鈴木大臣の前の麻生さんのときが関わっているんで局長に聞きますけど、これ率直に言つて、財務省としては反対だったのを甘利さんの意見があつて、これ、もうやる上でのこんな提案になっているんですかね。元々反対だったのに甘利さんが覆したということじゃないんですか、率直に言つて。

○政府参考人(角田隆君) 法案を提出させていた

ますので、それに沿つて対応させていただくのが行政府の役割だと思いますけど、その過程ではいろいろな議論があるのは健全なことではないかというふうに考えております。

○大門実紀史君 じゃ、文科省に具体的に聞いていきたいと思うんですが、時間がないのでちょっと具体的に聞きますね。

運用目標が三％プラス物価分で四・三八％ですよ。これに信託会社などに支払う手数料を入れると、どれぐらいの運用益上がなければならないかというふうに考えておられますか。

○政府参考人(坂本修一君) お答えいたします。

今御質問がありましたとおり、運用、支出目標三％に加えて物価上昇率足し合わせたもの、それに手数料が掛かることはございます。物価上昇率が一・三九ですので、今四・三九に、そこに更に手数料などが加わると。これについては、現在、順次運用受託機関とJSTが詰めているところでございます。ちよつと詳細は今のところ承知しておりません。

以上です。

○大門実紀史君 これ、大体、聞きますと、合わせる五％から六％の運用益が必要、手数料入れるとですね。今、GPIF、年金積立金の方ですけど、これ、市場運用を開始してからのパフォーマンスが三・七％なんですよね。五％、六％というのをどうやって達成する見込みなんですか。

○政府参考人(坂本修一君) お答えいたします。

大学ファンドの運用目標は、他の国内運用機関と同等の四％程度を設定しております。ここには手数料等も考慮したということでございます。その上で、レファレンスポートフォリオで定められた許容リスクの範囲内で適切に運用が行われるものと承知しております。

○大門実紀史君 それは適切にはやってもらうんですけどね、高いリスク取らないと達成できないような、そういう始まり、スタートで、しかも、そういうことを宿命付けられているようなファン

資料の一枚目、あつ、ごめんなさい、二枚目ですかね、要するに、資産構成ですね、資産構成が、二枚目でしたね、ごめんなさいね、二枚目にありますけれど、資産構成、グローバル株式とグローバル債券で六五対三五とあるんですけれども、これはレファレンスポートフォリオという意味でございまして、普通のポートフォリオできちつとこの六五対三五という意味よりも、まあリスク全体が許容量の範囲だったら仮に株が七〇になっても構わないと、債券が三〇でも構わないし、逆でも構わないというようなことでありますので、株に七〇という場合もあると、そういう数字で、そういうふうに見ておく必要があると思います。

それで、まあそれはあるんですが、仮に株が六五、債券三五の世界を考えますと、これは先ほどの財投分科会、説明あったところの三段目にありますが、株式に六五％ですね、要するに株式に六五％というポートフォリオに対すると、現状の自己資本では不十分で、要するに自己資本形成を急ぐべきだと書いてありますね。

今、聞きますと、自己資本比率が一・一％です。これが株を六五持つような、に耐えられる自己資本というと、一七・八％になるんじゃないかというふうに思っております。そうすると、何といたしますか、その六五を目指すためには自己資本を増強しなきゃいけない、自己資本を増強するためには高いリスクを取っていかないと達成できないというふうな、何かそういうこと、そういう仕組み、そういうことが基本的な動きに、動きというか動機になってどんどんどんどんいくような仕組みになっていて、そもそも何か無理がいっぱいあるんじゃないかと、こういうふうに思うんですね。

だから、どんどんリスクを取らなければ更なるリスク投資、目標の三千億達成できないというふうな、そもそも何かそういうことがもう最初から普通に考えてもおかしいと思うんですけど、文科省、いかがですか。

○政府参考人(坂本修一君) お答えいたします。

委員御指摘のとおり、運用目標達成のためには相応の自己資本比率が必要となると考えております。そのため、JSTにおいては、運用立ち上げ期は債券の割合を多くして運用を始め、運用の過程で自己資本を厚くしつつ、段階的にリスク資産を増やしてリスクテークを行い、収益率を徐々に高めていくものと承知をしております。

先ほど御説明いたしましたとおり、大学ファンドの運用目標は他の国内運用機関と同等の四〇％程度を設定しております。この運用目標は、総合科学技術・イノベーション会議の下に置かれたワーキンググループの金融や資産運用等の専門家による審議結果を踏まえて設定されたものでございます。

このワーキンググループの議論では、海外のトップレベル大学では、大学独自の基金の運用目標として一〇％程度を掲げているところが多いことから、海外機関と同様のグローバル運用を想定している大学ファンドにおいては、国内外の成長を取り込むことで四〇％程度という運用目標の達成は十分可能であると考え方が示されております。

その下で、許容リスク、一七％程度と想定されておりますが、許容リスクの範囲内でこの三％プラス長期物価上昇率で四％程度と運用目標が設定されているというところでございます。

○大門実紀史君 この資料の一番上には、ハーバードとかイェール大学とかスタンフォードありますよね。こういう大学のまねをしようというわけですよ。それは大変大げさするんじゃないかと思えます。

といいますのは、こういう大学はもちろん寄附金です。民間の資金ですよ。国のお金ではありません。まずですね。そこは大違いですが。

で、ほとんど、オルタナティブといて、ここには説明なかったですね、オルタナティブ投資といて、通常の株とか債券よりも、非上場株式とかベンチャーキャピタルとか不動産とかヘッジファンドとかコモディティとかですね、そういうところを中心に、そういうところのオルタナティブ投資が多いんですよ、こういう大学、海外

のですね。

つまり、それは何かというと、株の売買でトリーダーで腕のいい人がもうけるとかという世界じゃなくって、やっぱり情報が非公開の部分がありますんで、そういうことの専門の、何というかね、運用の人に頼んで、巨額の投資するからその分情報も来るというような、ちよつと特別な世界でやっているんですよ。

先ほどおっしゃったその日本の専門家に聞いたとか、そんな話じゃないんですよ。通常の専門家、取引やっている専門家のプロの意見聞いてじゃなくて、違う世界なんですね、このアメリカのファンド、大学のファンドとはですね。そのような形だけまねしようとするから、危ないんじゃないですかと申し上げているわけなんです。

この話の大本にあります内閣府の担当審議官だった合田哲雄さんが今年の四月号のIDEの「時の課題」におっしゃっていますけど、大学ファンドの運用で二〇二四年度には五百億運用益上げて支援したいと、二〇二八年度にはもう目標の三千億運用益支援したいと。つまり、あと六年後に三千億の運用益を出すということを担当審議官がおっしゃっているんですけれども、ちよつとほとんど金融の素人じゃなにかと思うんですけど、本当に六年後に三千億の運用益出すには、どれだけのリスクを取ってハイリターンを得なければ、具体的にですね、ハイリターンを得なければならぬいかということになると思うんですね。

それで、さすがにいろいろ調べておられるんですよけれども、そのJST理事の喜田さんという方がおられます、私が申し上げたアメリカの大学のファンドの場合はオルタナティブ投資をやっているの、日本もそれを、そちらにシフトしていきなさいと。特に、プライベートエクイティ、未公開株ですね、これを大変強調されております。

このプライベートエクイティというのは、同じ大学ファンド資金運用ワーキンググループの高田創さんが書いておられますけど、資産構成の中で一番リスクが高いのはプライベートエクイ

ティということなんですね。つまり、相当のリスクを取っていいこうということになっっているんじゃないかと思うんですね。

その辺の認識は、文科省、あんまりないんですね、あります。

○政府参考人(坂本修一君) お答えいたします。御指摘のリスク管理の点も非常に重要でござい

ます。運用の専門性も重要でござい。科学技術振興機構、JSTの体制については、今委員から御指摘ありましたとおり、昨年六月に運用業務担当理事として喜田理事が着任しております。また、昨年十月には、この方は金融機関の運用の専門家でございですが、さらに、資金運用の業務の適正な運営を図るために、昨年十月に、法律に基づきまして運用・監視委員会が設置されました、元日銀副総裁の中曽委員長を含む金融や資産運用等の専門家五名を文部科学大臣が任命し、令和三年度末から大学の運用を開始しております。

さらに、JSTにおいては、投資部門、リスク管理部門によって業務運営上の牽制関係を確立し、監査部門がこれを監査する三線防衛を機能させるなどの体制整備が進められています。なお、JSTは、その一環として、高度かつ多様な運用やリスク管理が行える専門人材の獲得にも取り組んでおります。

このようなJSTの体制整備を着実に文科省としても支援をし、大学のファンドの運用が適切に実施されるよう取り組んでまいります。

○大門実紀史君 そういうことをやりながら高いリスクを取ろうということをやられていて、それが大本の話になるんですけれど、これ相当の高いリスクを取って、リターンが得られりやまだいいですよ、リターンがね。さっき言ったみたいに五・七、五・五パー、六パーの運用益というのは、しかも素人ですよ、日本はね、アメリカはもういろんな蓄積あるわけですよ、アメリカの大学は。しかも、原資が国民の、国民負担にもつながる財投、国債だということなんですよ。

それで、先ほど財務省の分科会からの注文があ

りましたけれど、財務省も今後参画していくとありますけれど、その二つ目に、コベナンツ条項を盛り込むべきだとございますよね、償還確実性を担保するためにと。

これは、コベナンツ条項というのは、いろいろ幅がありますけれど、もう絶対損をしないように、元本割れしないような、何かあったらもう契約を解除するというを含めてまでの強いものもあれば、いろいろあるんですが、今のところ何か報告だけ求めるような形になっていて、報告した後どうするかとか、具体的に決まっていなくてあります。

今日はもう最後に財務大臣にお聞きしたいと思うんですが、これ、原資は財投で国債で、穴が空けば国民負担が生じると。ちよつとほかの話とは違うんで、ほかの民間のお金はどうこうしていることを言っているわけじゃないんですね。国民の税金を、国民のお金を借りて、高いリスクのあるところに運用しよう。これ初めてですね、こんなことは。そういうことであります。

ですから、この財投分科会の提言にもありますけれど、財務省が、私たちはこんなものはおもうやめるべきだと、やめた方がいいと、もうろくもないんじゃないからね、やめた方がいいと思いますけど、仮にやるとしたら、財務省はやっぱり相当、財務省が会議体に参加ということも提案されていますが、事業にもきちつと関与していくべきじゃないかと。やっぱり、貸し手といいますか出し手といえますか、国民の負担にならないような責任あるわけですから。その点、大臣、やっぱり財務省がきちつと関与していくべきだと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(鈴木俊一君) 大門先生御指摘のとおり、財政融資資金の償還確実性を確保しまして国民負担を生じさせないこと、これはもう極めて重要なことであると、そういうふうに考えております。

大学ファンドの運用に対する財務省の関与であります、まず、国立研究開発法人科学技術振興

機構法に基づきまして、本年一月に文部科学大臣が財務大臣に協議の上でJSTの市場運用に係る基本指針を定めており、この指針に沿ってJSTにより適切な運用が行われるものと承知しております。

この指針では、財政融資資金の償還確実性の担保の観点から、償還期には過去の大きな市場変動にも耐え得る水準の安定的な財政、財務基盤の形成を目指すとしております。

こうした観点から、毎年度、大学へ支援する額につきましては、大学ファンドの財務状況もよく勘案しつつ、政府の会議体を通じて適切に決定される必要があるとまた考えております。

また、財務省は、運用を行うJST及び所管省庁である文部科学省から適宜、損失発生時も含めて運用状況等の報告を受けることとされております。

財務省としても、大学ファンドの財務の健全性が確保されているかなどについてしっかりと確認し、そして関与してまいりたいと考えております。

○大門実紀史君 終わります。

○委員長(豊田俊郎君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(豊田俊郎君) 安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。鈴木内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(鈴木俊一君) ただいま議題となりました安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

金融のデジタル化等に対応し、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図ることが喫緊の課題となっております。このような状況を踏まえ、本

法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、いわゆるステーブルコインへの対応として、電子決済手段の取引等を業として行う者について、登録制を導入し、利用者保護などの措置を求めることといたします。

第二に、銀行等におけるマネーロンダリング対策等の更なる実効性向上に向けて、複数の銀行等の委託を受けて、為替取引のモニタリング等を業として行う者について、許可制を導入し、業務を適正かつ確実に遂行できる体制の整備などの措置を求めることといたします。

第三に、高額な価値の電子的移転が可能である前払式支払手段への対応として、その発行者について、業務実施計画の届出を求めるとともに、犯罪収益移転防止法における特定事業者と位置付け、取引時の本人確認等を求めることといたします。

その他、関連する規定の整備等を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(豊田俊郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十三分散会

五月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税率の引下げと適格請求書等保存方式導入中止に関する請願(第一一五五号)

第一一五五号 令和四年四月二十二日受理
消費税率の引下げと適格請求書等保存方式導入中止に関する請願

請願者 京都市 山田勝 外百七十名
紹介議員 岩淵 友君
この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

五月二十日本委員会に左の案件が付託された。
一、所得税法第五十六条の廃止を求めることに
関する請願(第一二八六号)(第一二八七号)
(第一二八八号)

第一二八六号 令和四年五月十二日受理
所得税法第五十六条の廃止を求めることに関する
請願
請願者 東京都小平市 門田裕志 外四十
九名
紹介議員 福島みずほ君
この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第一二八七号 令和四年五月十二日受理

所得税法第五十六条の廃止を求めることに関する
請願
請願者 千葉県八街市 檜ヶ谷美枝子 外
四十九名
紹介議員 森 ゆうこ君
この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第一二八八号 令和四年五月十二日受理

所得税法第五十六条の廃止を求めることに関する
請願
請願者 千葉市 卜部修司 外四十九名
紹介議員 嘉田由紀子君
この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

五月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を
図るための資金決済に関する法律等の一部を
改正する法律案

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律
(資金決済に関する法律の一部改正)

第一条 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

「第三章の二 電

第一節 総則

第二節 業務

第三節 監督

第四節 雑則

第三章の三 暗

「第四章 為替取引分析

第一節 総則（第六十三

第二節 業務（第六十三

第三節 監督（第六十三

に、「第四章 資金清算」を

予決済手段等
（第六十二条の三―第六十二条の九）
（第六十二条の十一―第六十二条の十七）
（第六十二条の十八―第六十二条の二十四）

（第六十二条の二十五―第六十三条）
号資産
「
第四章の二 資金清算

条の二十三―第六十三条の二十六

条の二十七―第六十三条の三十一

条の三十二―第六十三条の三十七

条の三十八―第六十三条の四十二

に改める。

第一条中「暗号資産の交換等」を「電子決済手段の交換等、暗号資産の交換等、為替取引に関する分
析」に改める。

第二条第四項中「許可」を削り、同条第五項中「暗号資産」を「電子決済手段」に改め、同項ただし書
を削り、同項第一号中「物品」を「物品等」に、「ものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資
産」を「通貨建資産に限り、有価証券、電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定
する電子記録債権、第三条第一項に規定する前払式支払手段その他これらに類するものとして内閣府令で
定めるもの（流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）」に改め、「できるもの」
の下に「（第三号に掲げるものに該当するものを除く。）」を加え、同項第二号中「できるもの」の下に
「（次号に掲げるものに該当するものを除く。）」を加え、同項に次の二号を加える。

三 特定信託受益権

四 前三号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

第二条第十九項を同条第三十一項とし、同条第十八項を同条第三十項とし、同条第十七項を同条第二十
九項とし、同条第十六項中「第三条若しくは第五十三条第一項の免許を受けた信託会社若しくは」を「第
二条第二項に規定する信託会社若しくは同条第六項に規定する」に、「をいう」を「（次項において「信
託銀行等」という。）をいう」に改め、同項を同条第二十六項とし、同項の次に次の二項を加える。
27 この法律において「特定信託会社」とは、特定信託受益権を発行する信託会社等（信託銀行等を除
く。）のうち政令で定めるものをいう。
28 この法律において「特定信託為替取引」とは、特定信託受益権の発行による為替取引をいう。

第二条第十五項中「及び」を、「電子決済手段等取引業務（電子決済手段等取引業者が行う第十項各号に掲げる行為に係る業務をいう。第六十二条の十六第一項第一号において同じ。）及び」に、「第七項各号」を「第十五項各号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十四項中「苦情処理手続（資金移動業）の下に」（第三十六条の二第四項に規定する特定資金移動業を除く。以下この項において同じ。）、電子決済手段等取引業」を、「紛争解決手続（資金移動業）の下に「電子決済手段等取引業」を加え、同項を同条第二十四項とし、同条第十三項を同条第二十三項とし、同条第十項から第十二項までを十項ずつ繰り下げ、同条第九項中「許可」を削り、同項を同条第十七項とし、同項の次に次の二項を加える。

18 この法律において「為替取引分析業」とは、複数の金融機関等（銀行等その他の政令で定める者をいう。以下同じ。）の委託を受けて、当該金融機関等の行為を為替取引（これに準ずるものとして主務省令で定めるものを含む。以下この項及び第四章において同じ。）に関し、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

一 当該為替取引が外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十七条各号（同法第十七条の三その他の政令で定める規定において準用する場合を含む。）に掲げる支払等（同法第八条に規定する支払等をいう。）に係る為替取引に該当するかどうかを分析し、その結果を当該金融機関等に通知すること。

二 当該為替取引が国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第九条に規定する公告国際テロリストその他これに準ずる者として主務省令で定める者に係る為替取引に該当するかどうかを分析し、その結果を当該金融機関等に通知すること。

三 当該為替取引について犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第八条第一項の規定による判断を行うに際し必要となる分析を行い、その結果を当該金融機関等に通知すること。

19 この法律において「為替取引分析業者」とは、第六十三条の二十三の許可を受けた者をいう。

第二条第八項を同条第十六項とし、同条第七項中「及び」を「又は」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第六項を同条第七項とし、同項の次に次の七項を加える。

8 この法律において「有価証券」とは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項

に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（電子記録債権法第二条第一項に規定する電子記録債権に該当するものを除く。）をいう。

9 この法律において「特定信託受益権」とは、金銭信託の受益権（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示される場合に限る。）であつて、受託者が信託契約により受け入れた金銭の全額を預貯金により管理するものであることその他内閣府令で定める要件を満たすものをいう。

10 この法律において「電子決済手段等取引業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、「電子決済手段の交換等」とは、第一号又は第二号に掲げる行為をいい、「電子決済手段の管理」とは、第三号に掲げる行為をいう。

一 電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換

二 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理

三 他人のために電子決済手段の管理をすること（その内容等を勘案し、利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定めるものを除く。）。

四 資金移動業者の委託を受けて、当該資金移動業者に代わつて利用者（当該資金移動業者との間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結している者に限る。）との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき為替取引に関する債務に係る債権の額を増加させ、又は減少させること。

イ 当該契約に基づき資金を移動させ、当該資金の額に相当する為替取引に関する債務に係る債権の額を減少させること。

ロ 為替取引により受け取った資金の額に相当する為替取引に関する債務に係る債権の額を増加させること。

11 この法律において「電子決済手段関連業務」とは、電子決済手段の交換等又は電子決済手段の管理をいう。

12 この法律において「電子決済手段等取引業者」とは、第六十二条の三の登録を受けた者をいう。

13 この法律において「外国電子決済手段等取引業者」とは、この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において第六十二条の三の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む

む。)を受けて電子決済手段等取引業を行う者又は当該外国の法令に準拠して第十項第四号に掲げる行為に相当する行為を業として行う者をいう。

14 この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。ただし、金融商品取引法第二十九条の二第二項第八号に規定する権利を表示するものを除く。

一 物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨、通貨建資産並びに電子決済手段(通貨建資産に該当するものを除く。)を除く。次号において同じ。)であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

第二項第五項の次に次の一項を加える。

6 この法律において「物品等」とは、物品その他の財産的価値(本邦通貨及び外国通貨を除く。)をいう。

第三項第一項各号中「物品」を「物品等」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号並びに同条第三項及び第四項中「物品」を「物品等」に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 この章において「高額電子移転可能型前払式支払手段」とは、次に掲げるものをいう。

一 第三者型前払式支払手段のうち、その未使用残高(第一項第一号の前払式支払手段にあつては代価の弁済に充てることができる金額をいい、同項第二号の前払式支払手段にあつては給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量を内閣府令で定めるところにより金銭に換算した金額をいう。以下この号及び次項並びに第十一条の二第一項第一号において同じ。)が前払式支払手段記録口座に記録されるものであつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの(移転が可能でない一件当たりの未使用残高の額又は移転が可能な一定の期間内の未使用残高の総額が高額であることその他の前払式支払手段の利用者の保護に欠け、又は前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める要件を満たすものに限る。)

二 前号に掲げるものに基づき、内閣府令で定めるもの

9 この章において「前払式支払手段記録口座」とは、前払式支払手段発行者が自ら発行した前払式支払手段ごとにその内容の記録を行う口座(当該口座に記録される未使用残高の上限額が高額として内閣府令で定める額を超えるものであることその他内閣府令で定める要件を満たすものに限る。)をいう。

第五条第一項第七号及び第八条第一項第六号中「物品」を「物品等」に改める。

第十条第一項第三号及び第四号中「物品」を「物品等」に改め、同項第七号中「許可」を削る。

第十一条の次に次の一条を加える。

(業務実施計画の届出)

第十一条の二 前払式支払手段発行者は、高額電子移転可能型前払式支払手段を発行しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した業務実施計画を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 当該高額電子移転可能型前払式支払手段に係る前払式支払手段記録口座に記録される未使用残高の上限額を定める場合にあつては、当該上限額

二 当該高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法

三 その他高額電子移転可能型前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として内閣府令で定める事項

2 前払式支払手段発行者は、前項の規定により届け出た業務実施計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第十三条第一項第三号中「物品」を「物品等」に改める。

第三十六条の二第二項中「のうち」を「(特定資金移動業を除く。第四項を除き、以下同じ。)」のうち」に改め、同条に次の一項を加える。

4 この章において「特定資金移動業」とは、資金移動業のうち、特定信託為替取引のみを業として営むことをいう。

第三十七条の次に次の一条を加える。

(特定信託会社に関する特例)

第三十七条の二 特定信託会社は、第四十条第一項第七号及び第八号に該当しない場合には、銀行法第四
条第一項及び第四十七条第一項の規定にかかわらず、特定資金移動業を営むことができる。

2 特定信託会社が前項の規定により特定資金移動業を営む場合においては、特定資金移動業を資金移動業と、当該特定信託会社を資金移動業者とそれぞれみなして、第二条第二十四項及び第二十五項、第三十九条、第四十条の二、第四十一条（第一項及び第二項を除く。）、第四十二条、第四十九条から第五十一条まで、第五十一条の四から第五十三条（第二項各号及び第三項各号を除く。）まで、第五十四条から第五十六条第一項まで、第五十八条、第六十一条、第六十二条第一項、第六十二条の八、第五章、第六章、第一百二条並びに第一百三十三条の規定並びにこれらの規定に係る第八章の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十五条第二項	資金移動業務	特定資金移動業務
第三十九條第一項	第三十七條の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除くほか	第三十七條の二第三項の規定による届出があつたときは
第三十九條第一項第一号	資金移動業者登録簿に登録し 前条第一項各号に掲げる	特定信託会社名簿に登録し 当該届出をした者に係る特定資金移動業の内容及び方法その他内閣府令で定める
第三十九條第一項第二号	登録年月日及び登録番号	届出年月日及び届出受理番号
第三十九條第二項	登録を 登録申請者	登載を 第三十七條の二第三項の規定による届出をした者
第三十九條第三項	資金移動業者登録簿	特定信託会社名簿
第四十條の二第一項	第一種資金移動業を	少額として政令で定める額を超え

第四十一条第三項	第三十八条第一項第八号に掲げる事項	
第四十一条第四項	第三十八条第一項各号 のいずれかに変更	第三十九条第一項第一号 に変更
	除き、同項第七号に掲げる事項の変更にあつては、一の種別の資金移動業の全部を廃止したことによるものに限る	除く
第四十一条第五項	資金移動業者登録簿に登録し	特定信託会社名簿に登録し
第五十一条	提供、利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられること	提供

第五十一条の四第 一項第一号	指定資金移動業務紛争解決機関	指定特定資金移動業務紛争解決機関	がないと認められるものを保有しないための措置
第五十一条の四第 一項第二号、第二項及び第三項第二号	指定資金移動業務紛争解決機関	指定特定資金移動業務紛争解決機関	関
第五十三条第二項	次各号に掲げる資金移動業者の区分に応じ、当該各号に定める	特定信託為替取引に関し負担する債務の額に関する	
第五十三条第三項	次各号に掲げる資金移動業者の区分に応じ、当該各号に	財務に関する書類その他の内閣府令で	
第五十六条第一項	次各号のいずれか	第三号又は第四号	

第五十六条第一項第三号	第三十七条の登録を取り消し 第一種資金移動業を	特定資金移動業の廃止を命じ 同項に規定する少額として政令で定める額を超える資金の移動に係る特定信託為替取引を業として
第五十八条	第五十六条第一項又は第二項	第五十六条第一項
第六十一条第一項第二号	第五十九条第二項第二号に掲げる	当該特定信託会社について破産手続開始の申立て等が行われた
第六十一条第二項	当該資金移動業者の第三十七条の登録は、その効力を失う。この場合において、当該	当該
第六十一条第五項	を除く	及び新たな受託者（信託会社等に該当するものに限る。）が就任した場合を除く
第六十一条第六項	外国資金移動業者	外国信託会社（信託業法第二条第六項に規定する外国信託会社をいう。次項において同じ。）
第六十一条第七項	同法	会社法
第六十二条第一項	外国資金移動業者 又は第二項の規定により第三十七条の登録を取り消された	外国信託会社 の規定による特定資金移動業の廃止の命令を受けたときその他政令で定める
第一百一条第二項の表第二条第二十八項の項	第三十六条の二第一項	第三十六条の二第四項
第一百一条第二項の表第二条第三十一項の項及び第五十二条の七十三第三項第二号	資金移動業務	特定資金移動業務

の項		
第八十一条第一号	第三十六条の二第一項に規定する第一種資金移動業を	同項に規定する少額として政令で定める額を超える資金の移動に係る特定信託為替取引を業として

3 特定信託会社は、第一項の規定により特定資金移動業を営もうとするときは、内閣府令で定めるところにより、第四十条第一項第七号及び第八号に該当しないことを誓約する書面、特定資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付して、その旨、特定資金移動業の内容及び方法その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

4 第一項の規定により特定資金移動業を営む特定信託会社は、当該特定資金移動業に係る特定信託受益権の受益者が信託契約期間中に当該特定信託受益権について信託の元本の全部又は一部の償還を請求した場合には、遅滞なく、当該特定信託受益権に係る信託契約の一部を解約することによりその請求に応じなければならない。ただし、利用者の保護に欠けるおそれがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第三十八条第一項中「前条」を「第三十七条」に改め、同項第四号中「。第四十条第一項第十号において同じ」を削り、同項第七号中「この章」の下に「及び第七百七条第六号」を加える。

第四十条第一項第七号中「登録を取り消され、」の下に「第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消され、第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十三の許可を取り消され、若しくは」を、「同種類の登録」及び「当該登録」の下に、「許可」を加え、「許可」を削り、同項第十号中「若しくは監査役」を「監査役若しくは執行役」に、「国内における代表者を含む」を「外国の法令上これらに相当する者又は国内における代表者とする」に改め、同号二中「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、」に、「又は」を「若しくは信託業法又は」に改め、同号ホ中「許可」を削り、同号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「若しくは」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、」に、「又は」を「若しくは信託業法又は」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を

加える。

八 第三十七条の第二項の規定により読み替えて適用する第五十六条第一項の規定による特定資金移動業の廃止の命令を受け、若しくは第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定によるこれらの業務と同種類の業務の廃止の命令を受け、これらの命令の日から五年を経過しない法人

第四十一条第二項中「第十号」を「第十一号」に改める。

第四十五条の二第二項中「第五十三条第三項第二号において」を「以下」に改める。

第五十一条の四第五項中「」に「第六十二条の十六第五項及び第六十三条の十二第五項において同じ。」に改める。

第六十一条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、当該資金移動業者であつた者は、その行う為替取引に関し負担する債務の履行を完了する目的の範囲内においては、なお資金移動業者とみなす。

第六十二条第一項中「若しくは」を「又は」に、「又は前条第二項の規定により第三十七条の登録が効力を失つたときは」を「（資金移動業の利用者の保護に欠け、又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがない場合として内閣府令で定める場合を除く。）は、当該資金移動業者であつた者は、その行う為替取引に関し負担する債務の履行を速やかに完了しなければならない。この場合において」に、「その行う為替取引に関し負担する」を「当該」に改め、同条第二項中「履行を」の下に「速やかに完了しなければならない。この場合において、当該資金移動業者は、当該債務の履行を」を加える。

第六十三条の見出し中「外国資金移動業者」を「外国資金移動業者等」に改め、同条中「は、」を「及び信託業法第二条第五項に規定する外国信託業者（第三十七条の二第三項の規定による届出をしている外国信託会社（同法第二条第六項に規定する外国信託会社をいう。）を除く。）は、」に改め、同条を第六十二条の二とする。

第六十三条の三第一項第四号中「第六十三条の五第一項第十一号において同じ」を削る。

第六十三条の五第一項第八号中「第六十三条の十七第一項」を「第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消され、若しくは第六十三条の十七第一項」に改め、「許

可」を削り、同項第十一号中「若しくは監査役」を「監査役若しくは執行役」に、「国内における代表者を含む」を「外国の法令上これらに相当する者又は国内における代表者とする」に改め、同号ホ中「許可」を削り、同号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定による電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止の命令を受け、これらの命令の日から五年を経過しない法人

第六十三条の九の三第一号中「第二条第七項各号」を「第二条第十五項各号」に改める。

第六十三条の十一第三項中「（公認会計士法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第六十三条の十四第三項において同じ。）」を削る。

第六十三条の十二第五項中「（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）」を削る。

第六十三条の十四第二項中「第二条第七項第三号」を「第二条第十五項第三号」に改める。

第六十三条の二十第二項に後段として次のように加える。

この場合において、当該暗号資産交換業者であつた者は、その行う暗号資産の交換等に関し負担する債務の履行を完了し、かつ、その行う暗号資産交換業に関し管理する利用者の財産を返還し、又は利用者に移転する目的の範囲内においては、なお暗号資産交換業者とみなす。

第六十三条の二十一の見出し中「取消し等」を「取消し」に改め、同条中「若しくは」を「又は」に、「又は前条第二項の規定により第六十三条の二の登録が効力を失つたときは」を「（暗号資産交換業の利用者の保護に欠け、又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがない場合として内閣府令で定める場合を除く。）は、当該暗号資産交換業者であつた者は、その行う暗号資産の交換等に関し負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、その行う暗号資産交換業に関し管理する利用者の財産を速やかに返還し、又は利用者に移転しなければならない。この場合において」に、「その行う暗号資産の交換等に関し負担する」及び「その行う暗号資産交換業に関し管理する利用者の」を「当該」に改める。

第六十三条の二十二中「第二条第七項各号」を「第二条第十五項各号」に改める。

第三章の二を第三章の三とし、第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 電子決済手段等

第一節 総則

(電子決済手段等取引業者の登録)

第六十二条の三 電子決済手段等取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行つてはならない。

(登録の申請)

第六十二条の四 前条の登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号及び住所

二 資本金の額

三 電子決済手段等取引業に係る営業所の名称及び所在地

四 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役とし、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役とし、外国電子決済手段等取引業者にあつては外国の法令上これらに相当する者とする。）の氏名

五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

六 外国電子決済手段等取引業者にあつては、国内における代表者の氏名

七 電子決済手段等取引業の業務の種別（電子決済手段関連業務及び第二条第十項第四号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。第六十二条の七第一項、第六十二条の二十六第二項及び第七百七条第九号において同じ。）

八 電子決済手段関連業務を行う場合にあつては、取り扱う電子決済手段の名称並びに当該電子決済手段を発行する者の商号又は名称及び住所

九 第二条第十項第四号に掲げる行為に係る業務を行う場合にあつては、同号の資金移動業者の商号及び住所

十 電子決済手段等取引業の内容及び方法

十一 電子決済手段等取引業の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る業務の内容及びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所

十二 他に事業を行っているときは、その事業の種別

十三 その他内閣府令で定める事項

2 前項の登録申請書には、第六十二条の六第一項各号に該当しないことを誓約する書面、財務に関する書類、電子決済手段等取引業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(電子決済手段等取引業者登録簿)

第六十二条の五 内閣総理大臣は、第六十二条の三の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を電子決済手段等取引業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、電子決済手段等取引業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第六十二条の六 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 株式会社又は外国電子決済手段等取引業者（国内に営業所を有する外国会社に限る。）でないもの
二 外国電子決済手段等取引業者にあつては、国内における代表者（国内に住所を有するものに限る。）のない法人

三 電子決済手段等取引業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない法人

四 電子決済手段等取引業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人

五 この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人

六 電子決済手段等取引業者をその会員（第八十七条第二号に規定する会員をいう。）とする認定資金決済事業者協会に加入しない法人（電子決済手段関連業務を行う者に限る。）であつて、当該認定資金決済事業者協会の定款その他の規則（電子決済手段等取引業者の利用者の保護又は電子決済手段等取引業者の適正かつ確実な遂行に関するものに限る。）に準ずる内容の社内規則を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

七 他の電子決済手段等取引業者が現に用いている商号と同一の商号又は他の電子決済手段等取引業者と誤認されるおそれのある商号を用いようとする法人

八 第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消され、第六十二条の第二項第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消され、第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二三の許可を取り消され、若しくは第八十二条第一項若しくは第二項の規定により第六十四条第一項の免許を取り消され、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録、許可若しくは免許（当該登録、許可又は免許に類するその他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

九 第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する第五十六条第一項の規定による特定資金移動業（第三十六条の二第四項に規定する特定資金移動業をいう。以下同じ。）の廃止の命令を受け、若しくは第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業者の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定によるこれらの業務と同種類の業務の廃止の命令を受け、これらの命令の日から五年を経過しない法人

十 この法律、金融商品取引法、銀行法等、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは信託業法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

十一 他に行う事業が公益に反すると認められる法人

十二 取締役、監査役若しくは執行役又は会計参与（外国電子決済手段等取引業者にあつては、外国の法令上これらに相当する者又は国内における代表者とする。以下この章において「取締役等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 心身の故障のため電子決済手段等取引業者に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ この法律、金融商品取引法、銀行法等、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律若しくは信託業法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ホ 電子決済手段等取引業者が第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消された場合又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役等であつた者で、当該取消しの日から五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者

2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（変更登録等）

第六十二条の七 電子決済手段等取引業者は、第六十二条の四第一項第七号に掲げる事項の変更（新たな種類の業務を行おうとすることによるものに限る。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の変更登録を受けなければならない。

2 前三条の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第六十二条の四第一項中

「次に掲げる」とあるのは「変更に係る」と、同条第二項中「第六十二条の六第一項各号」とあるのは「第六十二条の六第一項各号（第一号、第二号及び第七号から第十二号までを除く。）」と、第六十二条の五第一項中「次に掲げる」とあるのは「前条第一項第七号に掲げる事項の変更に係る」と、前条第一項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号、第二号及び第七号から第十二号までを除く。）」と読み替えるものとする。

3 電子決済手段等取引業者は、第六十二条の四第一項第八号から第十号までに掲げる事項のいずれかを変更しようとするとき（電子決済手段等取引業者の利用者の保護に欠け、又は電子決済手段等取引業者の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがない場合として内閣府令で定める場合を除く。）は、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 電子決済手段等取引業者は、第六十二条の四第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更があったとき（第一項の規定による変更登録を受けた場合及び前項の規定による届出をした場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 内閣総理大臣は、前二項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を電子決済手段等取引業者登録簿に登録しなければならない。

（電子決済手段を発行する者に関する特例）

第六十二条の八 銀行等又は資金移動業者であつて、電子決済手段を発行する者（以下この条において「発行者」という。）は、第六十二条の六第一項第八号及び第九号に該当しない場合には、第六十二条の三の規定にかかわらず、その発行する電子決済手段について、電子決済手段等取引業（電子決済手段関連業務に限る。以下この条及び第百十三条第二号において同じ。）を行うことができる。

2 発行者が前項の規定により電子決済手段等取引業を行う場合においては、当該発行者を電子決済手段等取引業者とみなして、第二条第二十五項、第六十二条の五、前条第三項から第五項まで、次条から第六十二条の十二まで、第六十二条の十四、第六十二条の十六から第六十二条の二十二第一項まで、第六十二条の二十四から第六十二条の二十六第一項まで、第五章、第六章、第百二条及び第百三条の規定並びにこれらの規定に係る第八章の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十二条の五第一項	第六十二条の三の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除くほか	第六十二条の八第三項の規定による届出があつたときは
第六十二条の五第一項第一号	電子決済手段等取引業者登録簿に登録し	名簿に登録し
第六十二条の五第一項第二号	前条第一項各号	前条第一項各号（第九号を除く。）
第六十二条の五第二項	登録年月日及び登録番号	届出年月日及び届出受理番号
第六十二条の五第二項	登録を 登録申請者	登録を 第六十二条の八第三項の規定による届出をした者
第六十二条の五第三項	電子決済手段等取引業者登録簿	第一項の名簿
前条第三項	から第十号まで	又は第十号
前条第四項	第六十二条の四第一項各号	第六十二条の四第一項各号（第九号を除く。）
前条第五項	電子決済手段等取引業者登録簿に登録し	第六十二条の五第一項の名簿に登録し
第六十二条の十二	より、電子決済手段等取引業と銀行等、資金移動業者又は特定信託会社が行う業務との誤認を防止するための説明	より
第六十二条の十七第一項	利用者	利用者」と、同法第三十七条第一項第二号及び第三十七条の三第一項第二号中「金融商品取引業者等

		である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号」とあるのは「資金決済に関する法律第六十二条の八第三項の規定による届出の受理番号
第六十二条の二十二第二項	次の各号のいずれか 第六十二条の三の登録を取り消し	第三号 電子決済手段等取引業の廃止を命じ
第六十二条の二十五第二項	当該電子決済手段等取引業者の第六十二条の三の登録は、その効力を失う。この場合において、当該	当該
第六十二条の二十六第一項	又は第二項の規定により第六十二条の三の登録が取り消された	の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受けたときその他政令で定める

3 発行者は、第一項の規定により電子決済手段等取引業を行おうとするときは、第六十二条の四第一項各号（第九号を除く。）に掲げる事項を記載した書類、第六十二条の六第一項第八号及び第九号に該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（名義貸しの禁止）

第六十二条の九 電子決済手段等取引業者は、自己の名義をもって、他人に電子決済手段等取引業を行わせるてはならない。

第二節 業務

（情報の安全管理）

第六十二条の十 電子決済手段等取引業者は、内閣府令で定めるところにより、電子決済手段等取引業に係る情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

（委託先に対する指導）

第六十二条の十一 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段等取引業の一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をした場合には、内閣府令で定めるところにより、当該委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

（利用者の保護等に関する措置）

第六十二条の十二 電子決済手段等取引業者は、内閣府令で定めるところにより、電子決済手段等取引業と銀行等、資金移動業者又は特定信託会社が行う業務との誤認を防止するための説明、電子決済手段の内容、手数料その他の電子決済手段等取引業に係る契約の内容についての情報の提供その他の電子決済手段等取引業の利用者の保護を図り、及び電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行を確保するため必要な措置を講じなければならない。

（金銭等の預託の禁止）

第六十二条の十三 電子決済手段等取引業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う電子決済手段等取引業に関して、利用者から金銭その他の財産（電子決済手段を除く。）の預託を受け、又は当該電子決済手段等取引業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に利用者の金銭その他の財産を預託させてはならない。ただし、利用者の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（利用者財産の管理）

第六十二条の十四 電子決済手段等取引業者は、その行う電子決済手段等取引業に関して、内閣府令で定めるところにより、電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段を自己の電子決済手段と分別して管理しなければならない。

2 電子決済手段等取引業者は、前項の規定による管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期に、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。

（発行者等との契約締結義務）

第六十二条の十五 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段等取引業を行う場合（電子決済手段等取引業の利用者の保護に欠け、又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがない場合として内閣府令で定める場合を除く。）には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号

に定める者（以下この条において「発行者等」という。）との間で、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該発行者等と当該電子決済手段等取引業者との賠償責任の分担に関する事項その他の内閣府令で定める事項を定めた電子決済手段等取引業に係る契約を締結し、これに従って当該発行者等に係る電子決済手段等取引業を行わなければならない。

一 電子決済手段関連業務を行う場合 当該電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段を発行する者

二 第二条第十項第四号に掲げる行為を行う場合 同号の資金移動業者

（指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関との契約締結義務等）

第六十二条の十六 電子決済手段等取引業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が電子決済手段等取引業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が存在する場合 一の指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関との間で電子決済手段等取引業に係る手続実施基本契約（第九十九条第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。次項において同じ。）を締結する措置

二 指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関が存在しない場合 電子決済手段等取引業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

2 電子決済手段等取引業者は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなったとき 第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第一百条第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定電子決済手段等取引業務

紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関の第九十九条第一項の規定による指定が第一百条第一項の規定により取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。）その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三 第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなったとき 第九十九条第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

4 第一項第二号の「苦情処理措置」とは、利用者からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。

5 第一項第二号の「紛争解決措置」とは、利用者との紛争の解決を認証紛争解決手続により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。

（金融商品取引法の準用）

第六十二条の十七 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条の二、第三十七条の三第三項、第三十七条の五、第三十七条の七、第三十八条第七号及び第八号、第三十八条の二、第三十九条並びに第四十条の二から第四十条の七までを除く。）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定（次項において「金融商品取引法規定」という。）は、特定電子決済手段等取引契約（通貨の価格その他の指標に係る変動によりその価格が変動するおそれがある電子決済手段として内閣府令で定めるものに係る電子決済手段関連業務を行うことを内容とする契約をいう。同項において同じ。）に係る電子決済手段関連業務を行う電子決済手段等取引業者について準用する。この場合において、同項に定める場合を除き、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定電子決済手段等取引契約」と、「顧客」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

2 金融商品取引法規定を特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段関連業務を行う電子決済手段

等取引業者について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる金融商品取引法規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十四条	顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約（以下「金融商品取引契約」という	特定電子決済手段等取引契約（資金決済に関する法律第六十二条の十七第一項に規定する特定電子決済手段等取引契約をいう。以下同じ
第三十七条第二項	金融商品取引行為	第二条第三十一項第四号
		特定電子決済手段等取引契約の締結
第三十七条の三第二項第五号	行う金融商品取引行為	締結する特定電子決済手段等取引契約
		通貨の価格
第四十条第一号	金融商品取引行為 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場	特定電子決済手段等取引契約の締結

第三節 監督

（帳簿書類）

第六十二条の十八 電子決済手段等取引業者は、内閣府令で定めるところにより、その電子決済手段等取引業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

（報告書）

第六十二条の十九 電子決済手段等取引業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、電子決済手段等取引業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 電子決済手段等取引業者（電子決済手段の管理を行う者に限る。）は、前項の報告書のほか、内閣府

令で定める期間ごとに、内閣府令で定めるところにより、電子決済手段等取引業に関し管理する利用者の電子決済手段の数量その他当該電子決済手段の管理に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 第一項の報告書には、財務に関する書類、当該書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4 第二項の報告書には、電子決済手段等取引業に関し管理する利用者の電子決済手段の数量を証する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（立入検査等）

第六十二条の二十 内閣総理大臣は、電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、電子決済手段等取引業者に対し当該電子決済手段等取引業者の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該電子決済手段等取引業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該電子決済手段等取引業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）に対し当該電子決済手段等取引業者の業務若しくは財産の状況に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該電子決済手段等取引業者から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該電子決済手段等取引業者の業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の電子決済手段等取引業者から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。

（業務改善命令）

第六十二条の二十一 内閣総理大臣は、電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、電子決済手段等取引業者に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第六十二条の二十二 内閣総理大臣は、電子決済手段等取引業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十二条の三の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて電子決済手段等取引業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六十二条の六第一項各号のいずれかに該当することとなったとき。

二 不正の手段により第六十二条の三の登録又は第六十二条の七第一項の変更登録を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 内閣総理大臣は、電子決済手段等取引業者の営業所の所在地を確知できないとき、又は電子決済手段等取引業者を代表する取締役若しくは執行役（外国電子決済手段等取引業者である電子決済手段等取引業者にあつては、国内における代表者）の所在を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該電子決済手段等取引業者から申出がないときは、当該電子決済手段等取引業者の第六十二条の三の登録を取り消すことができる。

3 前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

(登録の抹消)

第六十二条の二十三 内閣総理大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消したとき、又は第六十二条の二十五第二項の規定により第六十二条の三の登録がその効力を失ったときは、当該登録を抹消しなければならない。

(監督処分公告)

第六十二条の二十四 内閣総理大臣は、第六十二条の二十二第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第四節 雑則

(廃止の届出等)

第六十二条の二十五 電子決済手段等取引業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 電子決済手段等取引業の全部又は一部を廃止したとき。
- 二 当該電子決済手段等取引業者について破産手続開始の申立て等が行われたとき。

2 電子決済手段等取引業者が電子決済手段等取引業の全部を廃止したときは、当該電子決済手段等取引業者の第六十二条の三の登録は、その効力を失う。この場合において、当該電子決済手段等取引業者であつた者は、その行う電子決済手段等取引業に関し負担する債務の履行を完了し、かつ、その行う電子決済手段等取引業に関し管理する利用者の財産を返還し、又は利用者に移転する目的の範囲内においては、なお電子決済手段等取引業者とみなす。

3 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段等取引業の全部若しくは一部の廃止をし、電子決済手段等取引業の全部若しくは一部の譲渡をし、合併（当該電子決済手段等取引業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、又は会社分割による電子決済手段等取引業の全部若しくは一部の承継をさせようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、全ての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

4 電子決済手段等取引業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 電子決済手段等取引業者は、第三項の規定による公告をした場合（事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該業務の承継に係る公告をした場合を除く。）には、廃止しようとする電子決済手段等取引業に関し負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、当該電子決済手段等取引業に関し管理する利用者の財産を速やかに返還し、又は利用者に移転しなければならない。

6 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、電子決済手段等取引業者（外国電子決済手段等取引業者を除く。）が電子公告（同法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。次項において同じ。）により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六條、第九百四十七條、第九百五十一条第二項、第九百五十三條並びに第九百五十五條の規定は、外国電子決済手段等取引業者である電子決済手段等取引業者が電子公告により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(登録の取消し等に伴う債務の履行の完了等)

第六十二条の二十六 電子決済手段等取引業者について、第六十二条の二十二第二項又は第二項の規定により第六十二条の三の登録が取り消されたとき（電子決済手段等取引業の利用者の保護に欠け、又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがない場合として内閣府令で定める場合を除く。）は、当該電子決済手段等取引業者であつた者は、その行う電子決済手段等取引業に関し負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、当該電子決済手段等取引業に関し管理する利用者の財産を速やかに返還し、又は利用者に移転しなければならぬ。この場合において、当該電子決済手段等取引業者であつた者は、当該債務の履行を完了し、かつ、当該財産を返還し、又は利用者に移転する目的の範囲内においては、なお電子決済手段等取引業者とみなす。

2 電子決済手段関連業務及び第二十項第四号に掲げる行為に係る業務を併せ行う電子決済手段等取引業者について、第六十二条の七第五項の規定により一の種別の業務の全部の廃止による電子決済手段等取引業の業務の種別の変更が電子決済手段等取引業者登録簿に登録されたときは、当該電子決済手段等取引業者は、廃止した種別の業務に関し負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、当該業務に関し管理する利用者の財産を速やかに返還し、又は利用者に移転しなければならぬ。この場合において、当該電子決済手段等取引業者は、当該債務の履行を完了し、かつ、当該財産を返還し、又は利用者に移転する目的の範囲内においては、なお当該種別の業務を行う電子決済手段等取引業者として第六十二条の三の登録を受けているものとみなす。

（外国電子決済手段等取引業者の勧誘の禁止）

第六十三条 第六十二条の三の登録を受けていない外国電子決済手段等取引業者は、国内にある者に対して、第二十項各号に掲げる行為又は同項第四号に掲げる行為に相当する行為の勧誘をしてはならない。

第六十五条第一項第二号中「（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百三十一条に規定する基金をいう。）」を削り、同項第四号中「。次条第二項第四号において同じ。」を削る。

第六十六条第一項中「前条第一項」を「第六十四条第一項」に改め、同条第二項第一号口中「（会社法第二十二号に規定する指名委員会等をいう。）」を削り、同項第二号中「登録を取り消され」の下に「第六十二条の二十二第二項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消され、第六十

三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十三の許可を取り消され」を、「同種類の登録」及び「当該登録」の下に「許可」を加え、「許可」を削り、同項第四号中「（取締役若しくは監査役若しくは会計参与又は理事若しくは監事をいう。以下この章において同じ。）」を削り、同号ホ中「許可」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する第五十六条第一項の規定による特定資金移動業の廃止の命令を受け、若しくは第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定によるこれらの業務と同種類の業務の廃止の命令を受け、これらの命令の日から五年を経過しない法人

第六十七条第一項中「前条第二項第四号イ」を「前条第二項第五号イ」に改める。

第八十二条第一項中「その」を「第六十四条第一項の一」に改める。

第四章を第四章の二とし、同章の前に次の一章を加える。

第四章 為替取引分析

第一節 総則

（為替取引分析業者の許可）

第六十三条の二十三 為替取引分析業は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、行つてはならない。ただし、その業務の規模及び態様が、当該業務に係る金融機関等（その行う為替取引に関し、為替取引分析業を行う者に第二条第十八項各号に掲げる行為のいずれかに係る業務（以下この章において「為替取引分析業務」という。）を委託する者に限る。）の数その他の事項を勘案して主務省令で定める場合であるときは、この限りでない。

（許可の申請）

第六十三条の二十四 前条の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称及び住所

二 資本金又は基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百

三十一条に規定する基金をいう。第六十五条第一項第二号において同じ。）の額及び純資産額

三 営業所又は事務所の名称及び所在地

四 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）又は理事及び監事の氏名

五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

六 為替取引分析業の種別（第二条第十八項各号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。第六十三条の三十三第一項及び第二項並びに第一百七号において同じ。）

七 その行う為替取引に関し、当該許可を受けようとする者に為替取引分析業務を委託する金融機関等の氏名又は商号若しくは名称及び住所

八 その他主務省令で定める事項

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 一次条第二項各号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

二 定款

三 登記事項証明書

四 業務方法書

五 貸借対照表及び損益計算書

六 収支の見込みを記載した書類

七 その他主務省令で定める書類

（許可の基準）

第六十三条の二十五 主務大臣は、第六十三条の二十三の許可の申請があつたときは、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 定款及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、為替取引分析業を適正かつ確実に遂行するため十分であること。

二 為替取引分析業を健全に遂行するに足りる主務省令で定める基準に適合する財産的基礎を有し、かつ、為替取引分析業に係る収支の見込みが良好であること。

三 その人的構成に照らして、為替取引分析業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を

有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

2 主務大臣は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可を与えてはならない。

一 株式会社又は一般社団法人（これらの者が次に掲げる機関を置く場合に限る。）でないもの

イ 取締役会又は理事会

ロ 監査役会、監査等委員会若しくは指名委員会等（会社法第二条第十二号に規定する指名委員会等をいう。第六十六条第二項第一号ロにおいて同じ。）又は監事

二 第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消され、第六十二条の二十

二第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消され、第六十三条の三十七第一

項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十三の許可を取り消され、若しくは第八十二条第一項若しくは第二項の規定により第六十四条第一項の免許を取り消され、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録、許可若しくは免許

（当該登録、許可又は免許に類するその他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する第五十六条第一項の規定による特定資金移動業の廃止の命令を受け、若しくは第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二

条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定によるこれらの業務と同種類の業務の廃止の命令を受け、これら

の命令の日から五年を経過しない法人

四 この法律、銀行法等、外国為替及び外国貿易法、個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第

五十七号）若しくは犯罪による収益の移転防止に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終

わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

五 取締役等（取締役、監査役若しくは執行役若しくは会計参与又は理事若しくは監事をいう。以下この章及び次章において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二 この法律、銀行法等、外国為替及び外国貿易法、個人情報保護に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律、国際連合安全保障理事会決議第二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ホ 為替取引分析業者が第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十三の許可を取り消された場合又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の許可若しくは登録（当該許可又は登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役等であった者で、当該取消しの日から五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者

（名義貸しの禁止）

第六十三条の二十六 為替取引分析業者は、自己の名義をもって、他人に為替取引分析業を行わせてはならない。

第二節 業務

（業務の制限）

第六十三条の二十七 為替取引分析業者は、為替取引分析業及び為替取引分析関連業務（為替取引分析業に関連する業務として主務省令で定める業務をいう。以下この章において同じ。）のほか、他の業務を行うことができない。ただし、当該為替取引分析業者が為替取引分析業を適正かつ確実に行うにつき支障を生ずるおそれがないと認められる業務について、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 為替取引分析業者は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、主務省令で定めるところ

により、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（委託の禁止等）

第六十三条の二十八 為替取引分析業者は、為替取引分析業の全部又は一部を他の為替取引分析業者以外の者に委託をしてはならない。

2 為替取引分析業者は、為替取引分析業の全部若しくは一部を他の為替取引分析業者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、次条第二項第一号及び第六号並びに第六十三条の三十一第三項において同じ。）をした場合又は為替取引分析関連業務の全部若しくは一部を第三者に委託をした場合には、主務省令で定めるところにより、これらの委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

（業務方法書）

第六十三条の二十九 為替取引分析業者は、業務方法書で定めるところにより、その業務を行わなければならない。

2 業務方法書には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 金融機関等から為替取引分析業務の委託を受けることを内容とする契約の締結に関する事項

二 為替取引分析業において取り扱う情報の種類及び内容に関する事項

三 為替取引分析業において取り扱う情報の取得方法及び適切な管理に関する事項

四 為替取引分析業の継続的遂行の確保に関する事項

五 為替取引分析業及び為替取引分析関連業務以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が為替取引分析業の適正かつ確実な遂行を妨げないことを確保するための措置に関する事項

六 為替取引分析業の全部若しくは一部を他の為替取引分析業者に委託をする場合又は為替取引分析関連業務の全部若しくは一部を第三者に委託をする場合にあつては、これらの委託に係る業務を適正かつ確実に遂行させることを確保するための体制の整備に関する事項

七 その他主務省令で定める事項

（情報の適切な管理）

第六十三条の三十 為替取引分析業者は、主務省令で定めるところにより、為替取引分析業に係る情報の漏えい、滅失又は毀損の防止に関する事項を業務方法書において定めることその他の当該情報の適切な

管理のために必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持義務等)

第六十三条の三十一 為替取引分析業者の取締役等（取締役等が法人であるときは、その職務を行うべき者。次項において同じ。）若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、為替取引分析業又は為替取引分析関連業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 為替取引分析業者の取締役等若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、為替取引分析業及び為替取引分析関連業務の実施に際して知り得た情報を、為替取引分析業及び為替取引分析関連業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

3 前二項の規定は、為替取引分析業者から為替取引分析関連業務の委託を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者又はこれらの者であつた者について準用する。

第三節 監督

(定款又は業務方法書の変更の認可)

第六十三条の三十二 為替取引分析業者は、定款又は業務方法書を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(業務の種別の変更の許可等)

第六十三条の三十三 為替取引分析業者は、第六十三条の二十四第一項第六号に掲げる事項の変更（新たな種別の為替取引分析業を行うおとすることによるものに限る。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 為替取引分析業者は、第六十三条の二十四第一項第二号に掲げる事項（純資産額を除く。）若しくは同項第三号から第五号まで若しくは第八号に掲げる事項に変更があつたとき、又は同項第六号に掲げる事項に変更（新たな種別の為替取引分析業を行うおとすることによるものを除く。）があつたときは遅滞なく、同項第七号に掲げる事項の変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 第六十三条の二十四及び第六十三条の二十五の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、第六十三条の二十四第一項中「次に掲げる」とあるのは、「変更に係る」と読み替えるものと

する。

(報告書)

第六十三条の三十四 為替取引分析業者は、事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、為替取引分析業に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(立入検査等)

第六十三条の三十五 主務大臣は、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、為替取引分析業者に対し当該為替取引分析業者の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該為替取引分析業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該為替取引分析業者から業務の委託（為替取引分析関連業務及び第六十三条の二十七第一項ただし書の承認を受けた業務の委託に限る。以下この条において同じ。）を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）に対し当該為替取引分析業者の業務若しくは財産の状況に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該為替取引分析業者から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該為替取引分析業者の業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の為替取引分析業者から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。

(業務改善命令)

第六十三条の三十六 主務大臣は、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、為替取引分析業者に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第六十三条の三十七 主務大臣は、為替取引分析業者が第六十三条の二十五第二項各号のいずれかに該当

するときは、第六十三条の二十三の許可を取り消すことができる。

2 主務大臣は、為替取引分析業者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、第六十三条の二十三の許可若しくは第六十三条の二十七第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその取締役等の解任を命ずることができる。

第四節 雑則

(解散等の認可)

第六十三条の三十八 為替取引分析業者の為替取引分析業の全部若しくは一部の廃止の決議又は解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(厚生労働大臣等との協議)

第六十三条の三十九 主務大臣は、次の各号に掲げる者から為替取引分析業務の委託を受けた為替取引分析業者に対し、第六十三条の三十六又は第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定による処分を行おうとするときは、あらかじめ、当該各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。

一 第二条第二十九項第五号又は第六号に掲げる者 厚生労働大臣

二 第二条第二十九項第九号から第十五号までに掲げる者 農林水産大臣

三 第二条第二十九項第十六号に掲げる者 財務大臣及び経済産業大臣（当該処分に係る為替取引分析業者が同条第十八項第一号に掲げる行為を業として行う場合には、経済産業大臣）

(内閣総理大臣等への意見)

第六十三条の四十 厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣は、為替取引分析業者（第二条第十八項第一号に掲げる行為を業として行う者に限る。）の行う為替取引分析業の適正かつ確実な遂行が確保されていないと疑うに足りる相当な理由があるため、当該為替取引分析業者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、内閣総理大臣及び財務大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。

2 財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣は、為替取引分析業者（第二条第十八項第一号に掲げる行為を業として行う者を除く。）の行う為替取引分析業の適正かつ確実な遂行が確保され

ていないと疑うに足りる相当な理由があるため、当該為替取引分析業者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、内閣総理大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。

(主務大臣及び主務省令)

第六十三条の四十一 この章における主務大臣は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 為替取引分析業者が第二条第十八項第一号に掲げる行為を業として行う場合 内閣総理大臣及び財務大臣

二 前号に掲げる場合以外の場合 内閣総理大臣

2 この章における主務省令は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める命令とする。

一 為替取引分析業者が第二条第十八項第一号に掲げる行為を業として行う場合 内閣府令・財務省令
二 前号に掲げる場合以外の場合 内閣府令

3 第一項第一号に掲げる場合において、第六十三条の三十五第一項及び第二項に規定する主務大臣の権限は、内閣総理大臣又は財務大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

4 主務大臣は、前項の規定によりその権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果を他の主務大臣に通知するものとする。

(主務省令への委任)

第六十三条の四十二 この章に定めるもののほか、この章の規定を実施するために必要な事項は、主務省令で定める。

第八十七条中「又は暗号資産交換業者が」を「電子決済手段等取引業者又は暗号資産交換業者が」に改め、同条第一号中「又は」を「電子決済手段等取引業又は」に改め、同条第二号中「又は」を「電子決済手段等取引業者又は」に改める。

第八十八条第一号から第三号まで及び第五号から第八号まで、第九十条第二項並びに第九十一条第一項中「又は」を「電子決済手段等取引業又は」に改める。

第九十二条第一項、第九十七条及び第九十九条第一項第八号中「又は」を「電子決済手段等取引業者又は」に改める。

第一百一条第一項中「第二条第二十二項から第二十五項まで」を「第二条第二十八項から第三十二項ま

で」に改め、同項の表銀行業務関連苦情の項中「銀行業務関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に改め、同表銀行業務関連紛争の項中「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改め、同表加入銀行の項中「加入銀行」を「加入銀行関係業者」に改め、同条第二項の表第五十二条の六十三第一項の項の前に次のように加える。

第二十八条項	銀行業務等に	資金移動業（資金決済に関する法律第三十六条の二第一項に規定する資金移動業をいう。次項において同じ。） 、電子決済手段等取引業（同法第二条第十項に規定する電子決済手段等取引業をいう。次項において同じ。） 又は暗号資産交換業（同条第十五項に規定する暗号資産交換業をいう。次項において同じ。） に
第二十九条項	銀行業務等に	資金移動業、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業に
第三十一条項	銀行業務及び電子決済等取扱業務	資金移動業務（資金決済に関する法律第二十五条に規定する資金移動業務をいう。第五十二条の七十三第三項第二号において同じ。） 、電子決済手段等取引業務（資金決済に関する法律第二条第二十五項に規定する電子決済手段等取引業務をいう。同号において同じ。） 及び暗号資産交換業務（同項に規定する暗号資産交換業

第三十二項	銀行関係業者（銀行又は電子決済等取扱業者をいう。以下	務をいう。同号において同じ。）
		資金移動業等関係業者（資金決済に関する法律第九十九条第一項第八号に規定する資金移動業等関係業者をいう。第五十二条の六十五第二項、第五十二条の六十七第三項及び第五十二条の七十九第一号において

第一百条第二項の表第五十二条の六十三第一項の項を次のように改める。

第五十二条の六十三第一項	前条第一項	資金決済に関する法律第九十九条第一項
--------------	-------	--------------------

第一百条第二項の表第五十二条の六十三第二項第六号の項に次のように加える。

第五十二条の六十五第二項	銀行関係業者を	資金移動業等関係業者を
第五十二条の六十七第三項	銀行関係業者	資金移動業等関係業者

第一百条第二項の表第五十二条の七十三第三項第二号の項中「銀行業務」を「銀行業務である場合にあっては銀行業務、紛争解決等業務の種別が電子決済等取扱業務である場合にあっては電子決済等取扱業務」に、「紛争解決等業務の種別が資金移動業務（資金決済に関する法律第二十五条に規定する資金移動業務をいう。）」を「資金移動業務」に、「業務、」を「業務、紛争解決等業務の種別が電子決済手段等取引業務である場合にあっては電子決済手段等取引業務、」に改め、「（同項に規定する暗号資産交換業務をいう。）」を削り、「同条第七項各号に掲げる行為に係る業務」を「暗号資産交換業務」に改め、同表第五十二条の七十四第二項の項に次のように加える。

第五十二条の七十九第一号	銀行関係業者	資金移動業等関係業者
第一百条第二項の表第五十二条の八十二第二項第一号の項を次のように改める。		
第五十二条の八十二第二項	第五十二条の六十二第一項第五号	資金決済に関する法律第九十九条
第一号	から第七号までに掲げる要件（	第一項第五号から第七号までに掲げる要件（

又は第五十二条の六十二第二項第五号	又は同法第九十九条第一項第五号
-------------------	-----------------

第二百二条第一項中「第五十四条第一項若しくは第二項」の下に、「第六十二条の二十第一項若しくは第二項」を加え、「第八十条第二項」を「第六十三条の三十五第一項若しくは第二項、第八十条第一項」に改める。

第二百三条第一項中「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者、暗号資産交換業者、為替取引分析業者（第二条第十八項第一号に掲げる行為を業として行う者を除く。次項において同じ。）」に改め、同条第二項中「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者、暗号資産交換業者、為替取引分析業者」に改める。

第二百五条中「この法律に」を「この法律（第四章を除く。以下この条において同じ。）」に改める。

第二百七条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「行った者」を「行ったとき。」に改め、同条第二号中「第三十七条」の下に、「第六十二条の三」を、「第四十一条第一項」の下に「若しくは第六十二条の七第一項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「行わせた者」を「行わせたとき。」に改め、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同条第十九号とし、同条第八号中「内閣総理大臣」を「同項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第十八号とし、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同条第十三号とし、同条の次に次の四号を加える。

十四 第六十三条の二十三の規定に違反して、同条の許可を受けないで為替取引分析業を行ったとき。

十五 不正の手段により第六十三条の二十三又は第六十三条の三十三第一項の許可を受けたとき。

十六 第六十三条の二十六の規定に違反して、他人に為替取引分析業を行わせたとき。

十七 第六十三条の三十三第一項の許可を受けないで新たな種別の為替取引分析業を行ったとき。

第二百七条第六号中「者」を「とき。」に改め、同条第十二号とし、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同条を同条第七号とし、同条の次に次の四号を加える。

八 第六十二条の三の規定に違反して、同条の登録を受けないで電子決済手段等取引業を行ったとき。

九 第六十二条の七第一項の変更登録を受けないで新たな種別の電子決済手段等取引業を行ったとき。

十 第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令に違反したとき。

十一 第六十二条の九の規定に違反して、他人に電子決済手段等取引業を行わせたとき。

第二百七条第四号中「者」を「とき。」に改め、同条を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 第三十七条の第二第二項の規定により読み替えて適用する第五十六条第一項の規定による特定資金移動業の廃止の命令に違反したとき。

五 第三十七条の第二第三項の規定による届出をしないで特定資金移動業を営み、若しくは虚偽の届出をし、又は同項の規定により当該届出に添付すべき書類に虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

第二百八条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同条を同条第十号とし、同条第六号中「者」を「とき。」に改め、同条を同条第九号とし、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同条を同条第七号とし、同条の次に次の一号を加える。

八 第六十三条の三十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第二百八条第四号中「者」を「とき。」に改め、同条を同条第六号とし、同条第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「管理しなかった者」を「管理しなかったとき。」に改め、同条を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 第六十二条の十四第一項の規定に違反して、利用者の電子決済手段を自己の電子決済手段と分別して管理しなかったとき。

四 第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第二百九条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「若しくは」を「第六十二条の二十五第三項若しくは」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第五号中「第五十二条」の下に、「第六十二条の十八」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第六号中「第六十三条の十四第一項若しくは第二項」を「第六十二条の十九第一項若しくは第二項、第六十三条の十四第一項若しくは第二項、第六十三条の三十四」に改め、「第五十三条第三項」の下に、「第六十二条の十九第三項若しくは第四項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第七号及び第八号中「第六十三条の十五第一項」を「第六十二条の二十第一項若しくは第二

項、第六十三條の十五第一項若しくは第二項、第六十三條の三十五第一項に、「者」を「とき。」に改め、同条第十号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 第六十三條の二十四第一項（第六十三條の三十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可申請書又は第六十三條の二十四第二項（第六十三條の三十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。

第九條第八号の次に次の一号を加える。

九 第六十二條の十七第一項において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十八條（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反したとき。

第一百十條中「第二十六條又は第二十七條第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第二十六條又は第二十七條第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

二 第六十二條の十三の規定に違反したとき。

第一百十一條中「第七十四條第一項」を「第六十三條の三十一第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）」、第七十四條第一項」に改める。

第一百十二條中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「又は」を「第六十二條の四第一項（第六十二條の七第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録申請書若しくは第六十二條の四第二項（第六十二條の七第二項において準用する場合を含む。）の規定による添付書類又は」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号から第八号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第十二号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十一号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第八号の次に次の四号を加える。

九 準用金融商品取引法第三十七條第一項に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をしたとき。
十 準用金融商品取引法第三十七條第二項の規定に違反したとき。

十一 準用金融商品取引法第三十七條の三第三項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

十二 準用金融商品取引法第三十七條の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をしたとき。

第一百十三條中「第五十五條、第六十三條の十六、第八十一條又は第九十六條第一項の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第五十五條、第六十二條の二十一、第六十三條の十六、第六十三條の三十六、第八十一條又は第九十六條第一項の規定による命令に違反したとき。

二 第六十二條の八第三項の規定による届出をしないで電子決済手段等取引業を行い、又は虚偽の届出をしたとき。

第一百十四條中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第十一条第一項」の下に「第十一条の二第一項若しくは第二項」を、「第四項」の下に「第六十二條の七第三項若しくは第四項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第六十一條第七項」の下に「第六十二條の二十五第七項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第四号から第六号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第七号中「第六十九條第二項」を「第六十三條の二十七第二項、第六十三條の三十三第三項、第六十九條第二項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第八号中「第七十六條」を「第六十三條の三十二又は第七十六條」に、「者」を「とき。」に改め、同条第九号中「用いた者」を「用いたとき。」に改め、同条第十号中「者」を「とき。」に改める。

第一百十五條第一項第一号中「第七号」を「第十号」に改め、同項第三号中「第十二号」を「第十六号」に改め、同項第四号中「第七号」を「第十号」に、「第十二号」を「第十六号」に改める。
第一百十六條各号中「第六十一條第七項」の下に「第六十二條の二十五第七項」を加える。

第百十七條第一号中「第四項若しくは」を「第四項、第六十二條の二十五第一項若しくは第四項若しくは」に改める。

(金融商品取引法の一部改正)

第二条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する

目次中「暗号資産関連業務」を「暗号等資産関連業務」に、「暗号資産の」を「暗号等資産の」に改める。

第二条第二項中、並びに同項第十六号」を「（同項第十四号に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）に表示されるべき権利にあつては、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項第三号又は第四号に掲げるものに該当するもので有価証券とみなさなくとも公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるもの）を除く。」に改め、同項第一号中「を除く」を「並びに資金決済に関する法律第二条第五項第三号又は第四号に掲げるものに該当するもので有価証券とみなさなくとも公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く」に改め、同条第二十四項第三号の二を次のように改める。

の二 暗号等資産（資金決済に関する法律第二十四条に規定する暗号資産又は同条第五項第四号に掲げるもののうち投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）

第二条の二、第二十九条の二第一項第九号及び第三十五条第一項第十三号中「暗号資産」を「暗号等資産」に改める。

第三章第二節第六款の款名中「暗号資産関連業務」を「暗号等資産関連業務」に改める

第四十三條の六第一項中「暗号資産関連業務」を「暗号等資産関連業務」に、「暗号資産」を「暗号等資産」に、「暗号資産関連行為」を「暗号等資産関連行為」に、「暗号資産の」を「暗号等資産の」に、「暗号資産の」を「暗号等資産の」に改め、同条第二項中「暗号資産関連業務」を「暗号等資産関連業務」に、「暗号資産関連行為」を「暗号等資産関連行為」に、「暗号資産の」を「暗号等資産の」に改める。

第六章の三の章名中「暗号資産」を「暗号等資産」に改める

第百八十五条の二十二第二項第一号中「暗号資産の売買」を「暗号等資産の売買」に、「（暗号資産）」

を「暗号等資産」に、「暗号資産関連金融指標」を「暗号等資産関連金融指標」に、「暗号資産関連デリバティブ取引等」を「暗号等資産関連デリバティブ取引等」に改め、同項第二号及び第三号中「暗号資産の」を「暗号等資産の」に、「暗号資産関連デリバティブ取引等」を「暗号等資産関連デリバティブ取引等」に改め、同条第二項中「暗号資産関連デリバティブ取引等」を「暗号等資産関連デリバティブ取引等」に改める。

第百八十五条の二十三第一項中「暗号資産の」を「暗号等資産の」に、「暗号資産関連デリバティブ取引等」を「暗号等資産関連デリバティブ取引等」に、「暗号資産等（暗号資産）を」を「暗号等資産等（暗号等資産）又は暗号等資産関連金融指標」を「暗号等資産又は暗号等資産関連金融指標」に、「暗号資産関連オプション」を「暗号等資産関連オプション」に、「暗号資産関連金融指標を」を「暗号等資産関連金融指標を」に改め、同条第二項中「暗号資産関連デリバティブ取引等」を「暗号等資産関連デリバティブ取引等」に、「暗号資産等」を「暗号等資産等」に改める。

[illegible]

「暗号資産売買等」を「暗号等資産売買等」に、「行為」を「行為（第一号及び第二号に掲げる行為にあつては、投資者の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）」に改め、同項第一号中「暗号資産売買等」を「暗号等資産売買等」に、「暗号資産等」を「暗号等資産等」に改め、同項第二号中「暗号資産等」を「暗号等資産等」に改め、同項第三号中「暗号資産売買等」を「暗号等資産売買等」に改め、同条第三項中「暗号資産関連市場デリバティブ取引」を「暗号等資産関連市場デリバティブ取引」に、「暗号資産関連店頭デリバティブ取引」に改める。

第百九十七条第二号中「暗号資産等」を「暗号等資産等」に、「暗号資産の」を「暗号等資産の」に、「暗号資産関連店頭デリバティブ取引等」を「暗号等資産関連店頭デリバティブ取引等」に改める。

附則第三条の二中「及び第五十二条の二の五」を「第五十二条の二の五及び第五十二条の六十の十七」に、「並びに株式会社商工組合中央金庫法」を「株式会社商工組合中央金庫法」に改め、「第二十九条」の下に「並びに資金決済に関する法律第六十二条の十七第一項」を加える。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第三条 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第六条の五の十一」を「第六条の五の十一第一項」に改める。

第六条の五第一項中「第五十二条の六十一第一項」を「第五十二条の六十の二第一項」に改め、同条第二項中「第六条の五の十一」を「第六条の五の十一第一項」に、「第五十二条の六十一第二項」を「第五十二条の六十の二第二項」に改め、同条を第六条の四の二とし、同条の次に次の六条を加える。

（信用協同組合電子決済等取扱業の登録）

第六条の四の三 内閣総理大臣の登録を受けた者は、第六条の三第一項の規定にかかわらず、信用協同組合電子決済等取扱業を行うことができる。

2 前項の「信用協同組合電子決済等取扱業」とは、次に掲げる行為を行う事業をいう。

一 信用協同組合の委託を受けて、当該信用協同組合に代わつて当該信用協同組合に預金の口座を開設している預金者との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき預金契約に基づく債権（以下この号において「預金債権」という。）の額を増加させ、又は減少させること。

イ 当該口座に係る資金を移動させ、当該資金の額に相当する預金債権の額を減少させること。

ロ 為替取引により受け取った資金の額に相当する預金債権の額を増加させること。

二 その行う前号に掲げる行為に関して、同号の信用協同組合（以下「委託信用協同組合」という。）のために預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介を行うこと。

（信用協同組合電子決済等取扱業に関する特例）

第六条の四の四 信用協同組合電子決済等取扱業者（前条第一項の登録を受けて信用協同組合電子決済等取扱業（同条第二項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、第六条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ（4）及び9に係る部分に限る。）

ハ（4）及び9に係る部分に限る。）

二（1）、（5）及び10に係る部分に限る。）及びホ並びに第二号ロ（4）から（6）まで（登録の拒否）に該当しない場合には、第六条の五の二第一項の規定にかかわらず、委託信用協同組合に預金の口座を開設している当該信用協同組合電子決済等取扱業者の信用協同組合電子決済等取扱業に係る顧客からの委託を受けて行うもの限り、当該委託信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行業（同条第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業をいう。以下この条において同じ。）を営むことができる。

2 信用協同組合電子決済等取扱業者が前項の規定により信用協同組合電子決済等代行業を営む場合にあつては、当該信用協同組合電子決済等取扱業者を第六条の五の三第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者と、信用協同組合を信用協同組合等とそれぞれみなして、同条、第六条の五の四、第六条の五の七、第六条の五の八及び第七条の二第四項（第三号を除く。）の規定並びに第六条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の四（登録の実施）、第五十二条の六十一の六（変更の届出）、第五十二条の六十一の七第一項（第二号を除く。）（廃業等の届出）、第五十二条の六十一の八（利用者に対する説明等）、第五十二条の六十一の九（電子決済等代行業者の誠実義務）、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで（電子決済等代行業に関する帳簿書類、電子決済等代行業に関する報告書、報告又は資料の提出、立入検査、業務改善命令）、第五十二条の六十一の十七第一項（登録の取消し等）、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十まで（会員名簿の縦覧等、利用者の保護に資する情報の提供、利用者からの苦情に関する対応、認定電子決済等代

行事業者協会への報告等、秘密保持義務等、定款の必要的記載事項、立入検査等、認定電子決済等代行業者協会に対する監督命令等、認定電子決済等代行業者協会への情報提供、雑則）及び第五十六条（第二十一号及び第二十三号から第二十五号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定並びにこれらの規定に係る第八条の二から第十四条までの規定を適用する。この場合において、第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の四第一項中「第六条の五の二第一項の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか」とあるのは「第六条の四の四第三項の規定による届出があつたときは」と、「信用協同組合電子決済等代行業者登録簿に登録し」とあるのは「名簿に登録し」と、同項第一号中「前条第一項各号に掲げる」とあるのは「商号、役員（外国電子決済等取扱業者にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。第五十二条の六十一の七第一項第三号において同じ。）の氏名、信用協同組合電子決済等代行業を営む営業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める」と、同項第二号中「登録年月日及び登録番号」とあるのは「届出年月日及び届出受理番号」と、同条第二項中「登録を」とあるのは「登録申請者」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の四第三項の規定による届出をした者」と、同条第三項中「信用協同組合電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「第一項の名簿」と、第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の六第一項中「第五十二条の六十一の三第一項各号」とあるのは「第五十二条の六十一の四第一項第一号」と、同条第二項中「信用協同組合電子決済等代行業者登録簿に登録し」とあるのは「第五十二条の六十一の四第一項の名簿に登録し」と、同条第三項中「第五十二条の六十一の三第二項第三号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十第一項において準用する第五十二条の六十一の三第二項第三号」と、第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の七第一項第一号中「個人又は法人」とあるのは「法人」と、第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは」とあるのは「六月以内の期間を定めて信用協同組合電子決済等代行業の全部又は」と、第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の三十中「外国法人又は外国に住所を有する個人」とあり、及び「外国法人又は個人」とあるのは「外国法人」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定

める。

3 信用協同組合電子決済等取扱業者は、第一項の規定により信用協同組合電子決済等代行業を営もうとするときは、その商号、役員（外国電子決済等取扱業者（銀行法第二条第十九項に規定する外国電子決済等取扱業者をいう。第十二条第一項において同じ。）にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。）の氏名、信用協同組合電子決済等代行業を営む営業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める事項を記載した書類、第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の三第二項第三号（登録の申請）に掲げる書類、第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ（4）及び（9）に係る部分に限る。）（1）、（5）及び（10）に係る部分に限る。）及びホ並びに第二号ロ（4）から（6）までに該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（委託信用協同組合との契約締結義務）

第六条の四の五 信用協同組合電子決済等取扱業者は、信用協同組合電子決済等取扱業を行う場合には、委託信用協同組合との間で、顧客に損害が生じた場合における当該損害についての当該委託信用協同組合と当該信用協同組合電子決済等取扱業者との賠償責任の分担に関する事項その他の内閣府令で定める事項を定めた信用協同組合電子決済等取扱業に係る契約を締結し、これに従つて当該委託信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等取扱業を行わなければならない。

（認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の認定）

第六条の四の六 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、信用協同組合電子決済等取扱業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（第三号及び第四号において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

一 信用協同組合電子決済等取扱業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び顧客の利益の保護に資することを目的とすること。

二 信用協同組合電子決済等取扱業者を社員（次条及び第十条の三第四号において「協会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

（認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の業務）

第六条の四の七 認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会（前条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 協会員が信用協同組合電子決済等取扱業を行うに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務

二 協会員の行う信用協同組合電子決済等取扱業に関し、契約の内容の適正化その他信用協同組合電子決済等取扱業の顧客の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 協会員の行う信用協同組合電子決済等取扱業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四 協会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五 信用協同組合電子決済等取扱業の顧客の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六 協会員の行う信用協同組合電子決済等取扱業に関する顧客からの苦情の処理

七 信用協同組合電子決済等取扱業の顧客に対する広報

八 前各号に掲げるもののほか、信用協同組合電子決済等取扱業の健全な発展及び信用協同組合電子決済等取扱業の顧客の保護に資する業務

（信用協同組合電子決済等取扱業者等についての銀行法の準用）

第六条の五 銀行法第七章の五（第五十二条の六十の三（登録）、第五十二条の六十の八（電子決済等取扱業に関する特例）、第五十二条の六十の十四（委託銀行との契約締結義務）、第五十二条の六十の十七（金融商品取引法の準用）、第五十二条の六十の二十五（認定電子決済等取扱事業者協会の認定）及び第五十二条の六十の二十六（認定電子決済等取扱事業者協会の業務）を除く。）（電子決済等取扱業）及び第五十六条（第十三号から第十九号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定は、電子決済等取扱業に係るものにあつては信用協同組合電子決済等取扱業について、電子決済等取扱業者に係るものにあつては信用協同組合電子決済等取扱業者について、指定電子決済等取扱業務紛争解決機関に係るものにあつては指定紛争解決機関（第六条の五の十二第一項の規定による指定を受けた者をいう。）について、認定電子決済等取扱事業者協会に係るものにあつては認定信用協同組合電子決済

等取扱事業者協会について、委託銀行に係るものにあつては委託信用協同組合について、銀行に係るものにあつては信用協同組合について、それぞれ準用する。

2 前項の場合において、同項に規定する規定中「電子決済等取扱業者登録簿」とあるのは「信用協同組合電子決済等取扱業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律」と、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十の六第一項第八号（登録の拒否）及び第五十二条の六十の二十三第二項（登録の取消し等）を除く。）中「営む」とあるのは「行う」と、前項に規定する規定（同法第五十二条の六十の六第一項第六号リを除く。）中「第五十二条の六十の三の登録」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第一項の登録」と、前項に規定する規定（同法第五十二条の六十の二十七（会員名簿の縦覧等）を除く。）中「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十の四第一項（登録の申請）中「前条」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第一項」と、同法第五十二条の六十の六第一項第六号中「次に」とあるのは「二、又は又は」に」と、同号ヲ中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法又は農林中央金庫法に相当する」とあるのは「に相当する」と、「イからルまでの許可又は登録」とあるのは「二の許可又は又の登録」と、同項第九号二中「第六号イからヲまで」とあるのは「第六号二、又は又は」に」と、同号ホ中「第六号イからチまで」とあるのは「第六号二」と、同法第五十二条の六十の十（名義貸しの禁止）中「営ませて」とあるのは「行わせて」と、同法第五十二条の六十の十一第一項（顧客に対する説明等）中「第二条第十七項各号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項各号」と、同条第二項中「業務との」とあるのは「事業との」と、同法第五十二条の六十の十五第二号（指定電子決済等取扱業務紛争解決機関との契約締結義務等）中「電子決済等取扱業務に」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第二項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業務に」と、「第五十二条の七十三第三項第三号」とあるのは「同法第六条の五の十四第一項において準用する第五十二条の七十三第三項第三号」と、同条第三項第一号中「第五十二条の八十三第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十四第一項において準用する第五十二条の八十三第一項」と、「第五十二条の八十四第一項」とあるのは「同法第六条の五の十四第一項において準用する第五十二条の八十四第一項」と、同項第二号中「第五十二条の八十三第一項」とあるのは「協同組合によ

る金融事業に関する法律第六条の五の十四第一項において準用する第五十二条の八十三第一項」と、「第五十二条の六十二第二項」とあるのは「同法第六条の五の十二第二項」と、「第五十二条の八十四第一項」とあるのは「同法第六条の五の十四第一項において準用する第五十二条の八十四第一項」と、同項第三号中「第五十二条の六十二第二項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第二項」と、同法第五十二条の六十の十六（電子決済等取扱業に係る禁止行為）中「特定預金等契約に係る電子決済等関連預金媒介業務」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等契約に係る同条第二項に規定する信用協同組合電子決済等関連預金媒介業務」と、同法第五十二条の六十の二十三第二項中「第五十二条の六十の八第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の四第一項」と、「電子決済等代行業を」とあるのは「信用協同組合電子決済等代行業（同法第六条の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業をいう。以下この項及び第五十六条第十五号において同じ。）を」と、「同条第二項」とあるのは「同法第六条の四の四第二項」と、「電子決済等代行業の」とあるのは「信用協同組合電子決済等代行業の」と、同法第五十二条の六十の二十七第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員（協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の六第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。）でない」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十の三十二（定款の必要的記載事項）中「第五十二条の六十の二十五第二項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の六第二項」と、「第五十二条の六十の二十六第三号」とあるのは「同法第六条の四の七第三号」と、同法第五十二条の六十の三十八（外国電子決済等取扱業者の勧誘の禁止）中「第二条第十七項各号」とあるのは「同条第二項各号」と、同法第五十六条第十五号中「電子決済等代行業」とあるのは「信用協同組合電子決済等代行業」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十の二十五」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六条の五の九第一項中「第二条第十八項」を「第二条第二十二項」に改め、同条第六項中「第七条の二第三項」を「第七条の二第四項」に、「第十四号及び第十六号から第十八号まで」を「第二十一号及び第二十三号から第二十五号まで」に改め、「読み替えて」を削る。

第六条の五の十第一項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第十三号から第十八号まで」を「第二

十号から第二十五号まで」に改め、同条第二項中「(4)又は(9)」と、同号二(9)中「」を「(1)、(5)又は(10)」と、同号二(1)中「第五十二条の六十の二十三第二項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する第五十二条の六十の二十三第二項」と、同号二(10)中「」に、「」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律」と、「(1)から(8)までの」とあるのは「(4)」を「に相当する」とあるのは「に相当する」と、「から(9)まで」とあるのは「又は(5)」に、「前号二(1)から(9)まで」を「から(10)まで」に、「前号二(4)又は(9)」を「(5)又は(10)」に、「第二条第十七項各号」を「第二条第二十一項各号」に、「第五十二条の六十の三十一の見出し及び同条第一項」を「第五十二条の六十一の二十一第一項」に、「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の八第三号」を「同法第六条の五の八第三号」に、「第五十六条第十三号及び第十五号」を「第五十六条第二十号及び第二十二号」に、「同条第十六号及び第十七号」を「同条第二十三号及び第二十四号」に改める。

第六条の五の十一中「第六条の五の十一」を「第六条の五の十一第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条の二、第三十七条の三、第四項第六号及び第三項、第三十七条の五、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項（書面等による解除）、第三十七条の七、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項並びに第四十条の二から第四十条の七までを除く。）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、特定預金等契約に係る信用協同組合電子決済等関連預金媒介業務（第六条の四の三第二項第二号に掲げる行為をいう。）を行う信用協同組合電子決済等取扱業者について準用する。この場合において、これらの規定（同法第三十四条及び第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約（以下「金融商品取引契約」という）とあるのは「特定預金等契約（協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ）と、「金融商品取引契約と同じ金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約と同じ特定預金等契約」と、「金融商品取引契約を過去」とあるの

は「特定預金等契約の締結の媒介を過去」と、「締結した」とあるのは「行つた」と、「金融商品取引契約を締結する」とあるのは「特定預金等契約の締結の媒介を行う」と、同法第三十四条の第二項中「又は締結」とあるのは「又は媒介」と、同条第三項第三号中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、同条第五項第二号中「締結する」とあるのは「締結の媒介を行う」と、同法第三十四条の第三項第二号中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、同項第四号イ中「と対象契約」とあるのは「の媒介により対象契約」と、同項第五号及び第六号中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、同条第四項第二号中「締結する」とあるのは「締結の媒介を行う」と、同条第十項及び同法第三十四条の四第五項中「又は締結」とあるのは「又は媒介」と、同法第三十七条第二項中「金融商品取引行為を行う」とあるのは「特定預金等契約を締結する」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようとする」とあるのは「の締結の媒介を行う」と、「交付しなければ」とあるのは「交付するほか、顧客の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければ」と、同項第一号中「、名称又は氏名」とあるのは「及び住所並びに当該特定預金等契約に係る委託信用協同組合（協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項第二号に規定する委託信用協同組合をいう。第三十七条の六第三項において同じ。）の名称」と、同項第五号中「行う金融商品取引行為」とあるのは「締結する特定預金等契約」と、同法第三十七条の六第三項中「第一項の規定」とあるのは「顧客からの申出」と、「金融商品取引契約の解除があつた場合には」とあるのは「特定預金等契約の解除に伴い委託信用協同組合に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において」と、「金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除」とあるのは「支払」と、「又は違約金の支払を」とあるのは「その他の金銭の支払を、当該顧客に対し、」と、同条第四項中「第一項の規定」とあるのは「顧客からの申出」と、「顧客」とあるのは「当該顧客」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信

託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項各号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十条第一号中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第六号及び第三項を除く。）」、第三十七条の四並びに第三十七条の六第三項及び第四項（ただし書を除く。）」と、「締結した」とあるのは「締結の媒介を行つた」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六条の五の十二を第六条の五の十五とし、第六条の五の十一の次に次の三条を加える。
（紛争解決等業務を行う者の指定）

第六条の五の十二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（信用協同組合電子決済等取扱業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。第六条の五の十四第一項を除き、以下同じ。）を行う者として、指定することができる。

一 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号二において同じ。）であること。

二 第六条の五の十四第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指

定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 第六条の五の十四第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に扱われている者を含む。二において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 紛争解決等業務を的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七 紛争解決等業務の実施に関する規程（以下この条及び次条において「業務規程」という。）が法令

に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

八 第三項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約（紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関（この項の規定による指定を受けた者をいう。第五項、次条及び第十四条第二号において同じ。）と信用協同組合電子決済等取扱業者との間で締結される契約をいう。以下この号及び次条において同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（第六条の五の十四第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた信用協同組合電子決済等取扱業者の数の信用協同組合電子決済等取扱業者の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。

2 前項に規定する「信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情」とは、信用協同組合電子決済等取扱業務（信用協同組合電子決済等取扱業者が行う第六条の四の三第二項各号に掲げる行為に係る業務をいう。以下この項において同じ。）に関する苦情をいい、前項に規定する「信用協同組合電子決済等取扱業務関連紛争」とは、信用協同組合電子決済等取扱業務に関する紛争で当事者が和解をすることができないものをいう。

3 第一項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、信用協同組合電子決済等取扱業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第六条の五の十四第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の名称又は商号及び主たる事務所又は営業所の所在地並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。

（業務規程）

第六条の五の十三 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

一 手続実施基本契約の内容に関する事項

二 手続実施基本契約の締結に関する事項

三 紛争解決等業務の実施に関する事項

四 紛争解決等業務に要する費用について加入信用協同組合電子決済等取扱業者（手続実施基本契約を締結した相手方である信用協同組合電子決済等取扱業者をいう。次号において同じ。）が負担する負担金に関する事項

五 当事者である加入信用協同組合電子決済等取扱業者又はその顧客から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項

六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項

七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの

（指定紛争解決機関についての銀行法の準用）

第六条の五の十四 銀行法第七章の七（第五十二条の六十二（紛争解決等業務を行う者の指定）及び第五十二条の六十七第一項（業務規程）を除く。）（指定紛争解決機関）及び第五十六条（第二十六条に係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定は、紛争解決等業務に係るものにあつては紛争解決等業務（第六条の五の十二第一項に規定する紛争解決等業務をいう。）について、指定紛争解決機関に係るものにあつては指定紛争解決機関（同項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。）について、それぞれ準用する。

2 前項の場合において、同項に規定する規定中「加入銀行関係業者」とあるのは「加入信用協同組合電子決済等取扱業者」と、「手続実施基本契約」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項第八号に規定する手続実施基本契約」と、「苦情処理手続」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項に規定する苦情処理手続」と、「紛争解決手続」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項に規定する紛争解決手続」と、「銀行業務等関連苦情」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二

第二項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情」と、「銀行業務等関連紛争」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第二項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業務関連紛争」と、銀行法第五十二条の六十三第一項（指定の申請）中「前条第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第二項」と、「次に」とあるのは「第二号から第四号までに」と、同条第二項第一号中「前条第一項第三号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項第三号」と、同項第六号中「前条第二項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第三項」と、同法第五十二条の六十五第一項（指定紛争解決機関の業務）中「この法律」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律」と、同条第二項中「銀行関係業者を」とあるのは「同法第六条の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者を」と、同法第五十二条の六十六「苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託」中「他の法律」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律以外の法律」と、同法第五十二条の六十七第二項中「前項第一号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十三第一号」と、同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十三第二号」と、「銀行関係業者」とあるのは「同法第六条の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十三第三号」と、同条第五項中「第一項第四号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十三第四号」と、同項第一号中「同項第五号」とあるのは「同条第五号」と、同法第五十二条の七十三第三項第二号（指定紛争解決機関による紛争解決手続）中「紛争解決等業務の種類が銀行業務である場合にあつては銀行業務、紛争解決等業務の種類が電子決済等取扱業務である場合にあつては電子決済等取扱業務」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第二項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業務」と、同法第五十二条の七十四第二項（時効の完成猶予）中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項」と、同法第五十二条の七十九第一号（手続実施基本契約の締結等の届出）中「銀行関係業者」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者」と、同法第五十二条の八十二第二項第一号（業務改善命令）中「第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件」とあるのは「協同組合による金融事業に関する

る法律第六条の五の十二第二項第五号から第七号までに掲げる要件（と、「又は第五十二条の六十二第一項第五号」とあるのは「又は同法第六条の五の十二第二項第五号」と、同法第五十二条の八十三第三項（紛争解決等業務の休廃止）中「他の法律」とあるのは「同法以外の法律」と、同法第五十二条の八十四第一項（指定の取消し等）中「第五十二条の六十二第二項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第二項」と、同項第一号中「第五十二条の六十二第二項第二号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第二項第二号」と、同項第二号中「第五十二条の六十二第二項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第二項」と、同条第二項第一号中「第五十二条の六十二第二項第五号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第二項第五号」と、「第五十二条の六十二第二項の」とあるのは「同法第六条の五の十二第二項の」と、同条第三項及び同法第五十六条第二十六号中「第五十二条の六十二第二項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第六条の六第二号中「第六条の五第一項及び」を「第六条の四の二第一項、第六条の五第一項、」に、「において」を「及び第六条の五の十四第一項において」に改める。

第七条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 信用協同組合電子決済等取扱業者は、信用協同組合電子決済等取扱業を開始したとき、委託信用協同組合との間で第六条の四の五の契約を締結したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第七条の五中「又は承認」を「承認又は指定」に改める。

第八条の二中「第六条の五の十一」を「第六条の五の十一第一項又は第二項」に、「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第九条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 不正の手段により第六条の四の三第一項の登録を受けたとき。
第九条に次の二号を加える。

九 銀行法第五十二条の六十の十の規定に違反して、他人に信用協同組合電子決済等取扱業を行わせたとき。

十 銀行法第五十二条の六十の二十三第二項の規定による信用協同組合電子決済等代行業の廃止の命令に違反したとき。

第九条の二中「その」を「当該」に改め、同条第一号中「第五十二条の五十六第一項」の下に「第五十二条の六十の二十三第一項」を加え、同条第三号中「銀行法」の下に「第五十二条の六十の三十四第二項又は」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第九条の二の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 銀行法第五十二条の六十三第一項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出したとき。

二 銀行法第五十二条の六十九の規定に違反したとき。

三 銀行法第五十二条の八十一第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

四 銀行法第五十二条の八十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の問題に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五 銀行法第五十二条の八十二第一項の規定による命令に違反したとき。

第十条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第五十二条の五十一第一項又は」を「第五十二条の五十一第一項、第五十二条の六十の十九若しくは」に、「者」を「とき。」に改め、同条第一号の二中「とつた者」を「とつたとき。」に改め、同条第二号中「第五十二条の五十三」の下に「第五十二条の六十の二十第一項若しくは第二項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第五十二条の五十四第一項」の下に「第五十二条の六十の二十一第一項若しくは第二項」

を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第四号及び第五号中「者」を「とき。」に改め、同条第六号中「又は」を「銀行法第五十二条の六十の四第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類又は」に、「者」を「とき。」に改め、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同条に次の一号を加える。

八 銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定に違反して、同項の規定による公告をせず、又は当該公告をしなければならない書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公告をしたとき。

第十条の二を次のように改める。

第十条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 銀行法第十三条の三（第一号に係る部分に限る。）又は第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（信用協同組合等又は信用協同組合代理業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をしたとき。

二 銀行法第五十二条の六十の十三の規定に違反したとき。

三 銀行法第五十二条の六十の十六（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（委託信用協同組合又は信用協同組合電子決済等取扱業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をしたとき。

四 銀行法第五十二条の六十四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用したとき。

第十条の二の二中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第十条の二の四中「銀行法」の下に「第五十二条の六十の三十一又は」を加える。

第十条の二の五中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「銀行法」の下に「第五十二条の六十の三十三第一項若しくは」を加え、「同項」を「これら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「（第二号を除く。）」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「第二号及び」を削り、「者又は」を「とき、又は」に、「をした者」を「をしたとき。」に改め、同条第五号中「者又は」を「とき、又は」に、「をした者」を「をしたとき。」に改め、同条の次に次の二条を加える。

したとき。」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十条の二の六 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第六条の四の四第三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、信用協同組合電子決済等代行業を営んだとき。

二 銀行法第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成したとき。

第十条の二の七 銀行法第五十二条の八十三第一項の認可を受けずに紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をしたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十条の三中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「若しくは第五十二条の六十一の七第一項を」、第五十二条の六十一の七第一項、第五十二条の七十八第一項、第五十二条の七十九若しくは第五十二条の八十三第二項に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「の規定」を「又は第五十二条の六十の九第一項若しくは第二項の規定」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「の規定」を「又は第五十二条の六十の九第三項の規定」に、「同条第一項」を「銀行法第五十二条の四十第一項」に、「又はこれ」を「若しくは銀行法第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「銀行法」の下に「第五十二条の六十の二十七第三項又は」を加え、「その名称中に」を「、その名称中に認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の協会員又は」に、「使用した者」を「使用したとき。」に改め、同条に次の二号を加える。

五 銀行法第五十二条の六十八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 銀行法第五十二条の八十三第三項若しくは第五十二条の八十四第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

第十条の三の次に次の一条を加える。

第十条の四 銀行法第五十二条の六十の三十六第七項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この条において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつたときは、当該違反

行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

「第十一条第一項第二号中『第十条第一号』を『第九条の二の二（第二号を除く。）』、第十条第一号」に、「若しくは第六号又は第十条の二」を、「第六号若しくは第八号又は第十条の二第一号若しくは第三号」に改め、同項第三号中「第十条の二の二」を「第十条の第二号又は第十条の二の二」に改め、同項第四号中「第九条の二第三号」の下に、「第九条の二の二第二号」を加え、「又は前二条」を、「第十条の二第四号又は第十条の二の五から前条まで」に改める。

第十二条第一項中「『信用協同組合代理業者』の下に『（信用協同組合代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）、信用協同組合電子決済等取扱業者の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人（外国電子決済等取扱業者である信用協同組合電子決済等取扱業者にあつては、日本における代表者又は清算人）』を加え、『電子決済等代行業者（信用協同組合代理業者）』を『電子決済等代行業者（に、『清算人』又は『を』を『清算人』又は認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会若しくは）に改め、同項第十三号中『第五十二条の六十一第三項』を『第五十二条の六十の二第三項、第五十二条の六十の七第一項若しくは第二項』に改め、同項第十六号中『第五十二条の五十五』の下に、『第五十二条の六十の二十二、第五十二条の六十の三十四第一項』を加え、同項第十九号中『第五十二条の四十九』の下に、『第五十二条の六十の十八』を加え、同項に次の一号を加える。

二十 銀行法第五十二条の六十の三十六第七項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

第十二条の次に次の二条を加える。

第十二条の二 銀行法第五十二条の七十六の規定に違反した者は、百万円以下の過料に処する。

第十二条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 銀行法第五十二条の六十の三十六第七項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 正当な理由がないのに、銀行法第五十二条の六十の三十六第七項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第十三条中「正当な理由がないのに銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 正当な理由がないのに銀行法第五十二条の六十の二十七第一項又は第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者

二 銀行法第五十二条の六十の三十六第一項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十四条中「銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定信用協同組合電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 銀行法第五十二条の六十の二十七第二項又は第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反して、その名称中に認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会又は認定信用協同組合電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者

二 銀行法第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者

（信用金庫法の一部改正）

第四条 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章の二 信用金庫代理業（第八十五条の二・第八十五条の三）」を「第九章の二 信用金

庫代理業（第八十五条の二・第八十五条の二の二）

庫電子決済等取扱業（第八十五条の三・第八十五条の三の五）」

に、「第九章の四」を「第九章の五」に改める。

第八十五条の三を第八十五条の二の二とする。

第八十五条の十二第一項中「金庫業務関連苦情」を「金庫業務等関連苦情」に、「金庫業務関連紛争」を「金庫業務等関連紛争」に、「第八十九条第九項を」を「第八十九条第十一項を」に改め、同項第二号及び第四号二中「第八十九条第九項」を「第八十九条第十一項」に改め、同項第八号中「第五項、次条及び第九十四条第二号において」を「第八十九条第十一項を除き、以下」に、「と金庫」を「と金庫関係業

者（金庫又は信用金庫電子決済等取扱業者をいう。以下この号及び第三項並びに次条第四号において同じ。）に、「第八十九条第九項」を「第八十九条第十一項」に、「金庫の」を「金庫関係業者の」に改め、同条第二項中「金庫業務関連苦情」を「金庫業務等関連苦情」に、「第八十九条第九項」を「第五項並びに第八十九条第十一項」に、「ロ」を「」又は信用金庫電子決済等取扱業務（信用金庫電子決済等取扱業者が行う第八十五条の三第二項各号に掲げる行為に係る業務をいう。以下この項及び第五項並びに第八十九条第七項及び第十一項において同じ。）に、「金庫業務関連紛争」を「金庫業務等関連紛争」に、「金庫業務」を「金庫業務又は信用金庫電子決済等取扱業務」に改め、同条第三項中「金庫」を「金庫関係業者」に改め、同条第四項中「第八十九条第九項」を「第八十九条第十一項」に改め、同条第五項中「所在地」の下に「、当該指定に係る紛争解決等業務の種別」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別（紛争解決等業務に係る金庫業務及び信用金庫電子決済等取扱業務の種別をいう。次項及び第八十九条第七項において同じ。）ごとにを行うものとし、第一項第八号の割合は、当該紛争解決等業務の種別ごとに算定するものとする。

第八十五条の十三第四号中「加入金庫」を「加入金庫関係業者」に、「金庫を」を「金庫関係業者を」に改め、同条第五号中「加入金庫」を「加入金庫関係業者」に改める。

第九章の四を第九章の五とする。

第八十五条の十一第一項中「第二条第十八項」を「第二条第二十二項」に改め、同条第二項中「第八十九条第七項」を「第八十九条第九項」に改め、同条第六項中「第八十七条第三項」を「第八十七条第四項」に、「第八十九条第七項」を「第八十九条第九項」に、「第十四号及び第十六号から第十八号まで」を「第二十一号及び第二十三号から第二十五号まで」に改め、「読み替えて」を削る。

第九章の三を第九章の四とし、第九章の二の次に次の一章を加える。

第九章の三 信用金庫電子決済等取扱業

（登録）

第八十五条の三 内閣総理大臣の登録を受けた者は、第八十五条の二第一項の規定にかかわらず、信用金庫電子決済等取扱業を行うことができる。

2 前項の「信用金庫電子決済等取扱業」とは、次に掲げる行為を行う事業をいう。

一 信用金庫の委託を受けて、当該信用金庫に代わつて当該信用金庫に預金の口座を開設している預金者との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき預金契約に基づく債権（以下この号において「預金債権」という。）の額を増加させ、又は減少させること。

イ 当該口座に係る資金を移動させ、当該資金の額に相当する預金債権の額を減少させること。

ロ 為替取引により受け取った資金の額に相当する預金債権の額を増加させること。

二 その行う前号に掲げる行為に関して、同号の信用金庫（以下「委託信用金庫」という。）のために預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介を行うこと。

（信用金庫電子決済等取扱業に関する特例）

第八十五条の三の二 信用金庫電子決済等取扱業者（前条第一項の登録を受けて信用金庫電子決済等取扱業（同条第二項に規定する信用金庫電子決済等取扱業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、第八十九条第九項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ（5）及び（9）に係る部分に限る。）、二（1）、（6）及び（10）に係る部分に限る。）及びホ並びに第二号ロ（4）から（6）まで（登録の拒否）に該当しない場合には、第八十五条の四第一項の規定にかかわらず、委託信用金庫に預金の口座を開設している当該信用金庫電子決済等取扱業者の信用金庫電子決済等取扱業に係る顧客からの委託を受けて行うもの限り、当該委託信用金庫に係る信用金庫電子決済等代行業（同条第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業をいう。以下この条において同じ。）を営むことができる。

2 信用金庫電子決済等取扱業者が前項の規定により信用金庫電子決済等代行業を営む場合にあつては、当該信用金庫電子決済等取扱業者を第八十五条の五第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者と、信用金庫を金庫とそれぞれみなして、同条、第八十五条の六、第八十五条の九、第八十五条の十及び第八十七条第四項（第三号を除く。）の規定並びに第八十九条第九項において準用する銀行法第五十二条の六十一の四（登録の実施）、第五十二条の六十一の六（変更の届出）、第五十二条の六十一の七第一項（第二号を除く。）（廃業等の届出）、第五十二条の六十一の八（利用者に対する説明等）、第五十二条の六十一の九（電子決済等代行業者の誠実義務）、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで（電子決済等代行業に関する帳簿書類、電子決済等代行業に関する報告書、報告又は資料の提出、立入検査、業務改善命令）、第五十二条の六十一の十七第一項（登録の取消し等）、第五十

二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十まで（会員名簿の縦覧等、利用者の保護に資する情報の提供、利用者からの苦情に関する対応、認定電子決済等代行業者協会への報告等、秘密保持義務等、定款の必要的記載事項、立入検査等、認定電子決済等代行業者協会に対する監督命令等、認定電子決済等代行業者協会への情報提供、雑則）及び第五十六条（第二十一号及び第二十三号から第二十五号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定並びにこれらの規定に係る第十一章の規定を適用する。この場合において、第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の四第一項中「第八十五条の四第一項の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか」とあるのは「第八十五条の三の二第三項の規定による届出があつたときは」と、「信用金庫電子決済等代行業者登録簿に登録し」とあるのは「名簿に登録し」と、同項第一号中「前条第一項各号に掲げる」とあるのは「商号、役員（外国電子決済等取扱業者にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。第五十二条の六十一の七第一項第三号において同じ。）の氏名、信用金庫電子決済等代行業を営む営業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める」と、同項第二号中「登録年月日及び登録番号」とあるのは「届出年月日及び届出受理番号」と、同条第二項中「登録を」とあるのは「登録を」と、「登録申請者」とあるのは「信用金庫法第八十五条の三の二第三項の規定による届出をした者」と、同条第三項中「信用金庫電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「第一項の名簿」と、第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の六第一項中「第五十二条の六十一の三第一項各号」とあるのは「第五十二条の六十一の四第一項第一号」と、同条第二項中「信用金庫電子決済等代行業者登録簿に登録し」とあるのは「第五十二条の六十一の四第一項の名簿に登録し」と、同条第三項中「第五十二条の六十一の三第二項第三号」とあるのは「信用金庫法第八十九条第九項において準用する第五十二条の六十一の三第二項第三号」と、第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の七第一項第一号中「個人又は法人」とあるのは「法人」と、第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「信用金庫法第八十五条の四第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは」とあるのは「六月以内の期間を定めて信用金庫電子決済等代行業の全部又は」と、第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の三十中「外国法人又は外国に住所を有する個人」とあり、及び「外国法人又は個人」とあるのは「外国法人」とするほか、必

要な技術的説替は、政令で定める。

3 信用金庫電子決済等取扱業者は、第一項の規定により信用金庫電子決済等代行業を営もうとするときは、その商号、役員（外国電子決済等取扱業者（銀行法第二条第十九項に規定する外国電子決済等取扱業者をいう。第九十一条第一項において同じ。）にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。）の氏名、信用金庫電子決済等代行業を営む営業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める事項を記載した書類、第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の三第二項第三号（登録の申請）に掲げる書類、第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ（5）及び9に係る部分に限る。）、二（1）、6及び10に係る部分に限る。）及びホ並びに第二号ロ（4）から6までに該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（委託信用金庫との契約締結義務）

第八十五条の三の三 信用金庫電子決済等取扱業者は、信用金庫電子決済等取扱業を行う場合には、委託信用金庫との間で、顧客に損害が生じた場合における当該損害についての当該委託信用金庫と当該信用金庫電子決済等取扱業者との賠償責任の分担に関する事項その他の内閣府令で定める事項を定めた信用金庫電子決済等取扱業に係る契約を締結し、これに従つて当該委託信用金庫に係る信用金庫電子決済等取扱業を行わなければならない。

（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定）

第八十五条の三の四 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、信用金庫電子決済等取扱業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（第三号及び第四号において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

一 信用金庫電子決済等取扱業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び顧客の利益の保護に資することを目的とすること。

二 信用金庫電子決済等取扱業者を社員（次条及び第九十条の五第四号において「協会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の業務）

第八十五条の三の五 認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会（前条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 協会員が信用金庫電子決済等取扱業を行うに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務

二 協会員の行う信用金庫電子決済等取扱業に関し、契約の内容の適正化その他信用金庫電子決済等取扱業の顧客の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 協会員の行う信用金庫電子決済等取扱業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四 協会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五 信用金庫電子決済等取扱業の顧客の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六 協会員の行う信用金庫電子決済等取扱業に関する顧客からの苦情の処理

七 信用金庫電子決済等取扱業の顧客に対する広報

八 前各号に掲げるもののほか、信用金庫電子決済等取扱業の健全な発展及び信用金庫電子決済等取扱業の顧客の保護に資する業務

第八十六条中「及び第九項」を「第九項及び第十一項」に改める。

第八十七条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 信用金庫電子決済等取扱業者は、信用金庫電子決済等取扱業を開始したとき、委託信用金庫との間で第八十五条の三の三の契約を締結したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第八十九条第一項中「指定紛争解決機関」を「指定銀行業務紛争解決機関」に改め、同条第五項中「第五十二条の六十一第一項」を「第五十二条の六十の二第二項」に改め、同条第六項中「第八十九条の二」を「第八十九条の二第二項」に、「第五十二条の六十一第二項」を「第五十二条の六十の二第二項」に、「第八十五条の三」を「第八十五条の二の二」に改め、同条第十項中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「加入金庫」を「加入金庫関係業者」に、「銀行業務関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に、

「金庫業務関連苦情」を「金庫業務等関連苦情」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に、「金庫業務関連紛争」を「金庫業務等関連紛争」に改め、「前条第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第一項」の下に「二」と、同項第一号中「紛争解決等業務の種別」とあるのは「紛争解決等業務の種別（信用金庫法第八十五条の十二第五項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。）」を加え、

「銀行を」を「銀行業関係業者を」に、「信用金庫法第二条に規定する金庫を」を「同号に規定する金庫関係業者を」に、「銀行」を「銀行業関係業者」に、「第二条に規定する金庫」を「第八十五条の十二第一項第八号に規定する金庫関係業者」に、「（休廃止）中「他の法律」とあるのは「信用金庫法」を「（休廃止）中「他の法律」とあるのは「同法」に、「第五十六条第十九号」を「第五十六条第二十六号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第七章の六」を「第七章の七」に、「第十九号」を「第二十六号」に、「それぞれ」を「電子決済等取扱業務に係るものにあつては信用金庫電子決済等取扱業務について、それぞれ」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「(5)又は(9)」と、同

号二(9)中「(1)、(6)又は(10)」と、同号二(1)中「第五十二条の六十の二十三第二項」とあるのは「信用金庫法第八十九条第七項において準用する第五十二条の六十の二十三第三項」と、同号二(10)中「(1)に、(二)とあるのは「信用金庫法」と、(1)から(8)までの」とあるのは「(5)の」を「に相当する」とあるのは「に相当する」と、「(9)まで」とあるのは「又は(6)」に、「前号二(1)から(9)まで」を「(9)まで」に、「前号二(5)又は(9)」を「(6)又は(10)」に、「第二条第十七項各号」を「第二条第二十一項各号」に、「第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項」を「第五十二条の六十一の二十一第一項」に、「第二条第十九項」を「第二条第二十三項」に、「信用金庫法第八十五条の十第三号」を「同法第八十五条の十第三号」に、「第五十六条第十三号及び第十五号」を「第五十六条第二十号及び第二十二号」に、「同条第十六号及び第十七号」を「同条第二十三号及び第二十四号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第十三号から第十八号まで」を「第二十号から第二十五号まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 銀行法第七章の五（第五十二条の六十の三（登録）、第五十二条の六十の八（電子決済等取扱業に関する特例）、第五十二条の六十の十四（委託銀行との契約締結義務）、第五十二条の六十の十七（金融商品取引法の準用）、第五十二条の六十の二十五（認定電子決済等取扱事業者協会の認定）及び第五十二条の六十の二十六（認定電子決済等取扱事業者協会の業務）を除く。）（電子決済等取扱業）及び第

五十六条（第十三号から第十九号までに係る部分に限る。）の規定は、電子決済等取扱業に係るものにあつては信用金庫電子決済等取扱業について、電子決済等取扱業者に係るものにあつては信用金庫電子決済等取扱業者について、指定電子決済等取扱業務紛争解決機関に係るものにあつては指定信用金庫電子決済等取扱業務紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が信用金庫電子決済等取扱業務であるものをいう。）について、認定電子決済等取扱事業者協会に係るものにあつては認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会について、委託銀行に係るものにあつては委託信用金庫について、銀行に係るものにあつては信用金庫について、それぞれ準用する。

8 前項の場合において、同項に規定する規定中「電子決済等取扱業者登録簿」とあるのは「信用金庫電子決済等取扱業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「信用金庫法」と、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十の六第一項第八号（登録の拒否）及び第五十二条の六十の二十三第二項（登録の取消し等）を除く。）中「営む」とあるのは「行う」と、前項に規定する規定（同法第五十二条の六十の六第一項第六号リを除く。）中「第五十二条の六十の三の登録」とあるのは「信用金庫法第八十五条の三第一項の登録」と、前項に規定する規定（同法第五十二条の六十の二十七（会員名簿の縦覧等）を除く。）中「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十の四第一項（登録の申請）中「前条」とあるのは「信用金庫法第八十五条の三第一項」と、同法第五十二条の六十の六第一項第六号中「次に」とあるのは「ホ、ル又はヲ」と、同号ヲ中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法又は農林中央金庫法に相当する」とあるのは「に相当する」と、「イからルまでの許可又は登録」とあるのは「ホの許可又はルの登録」と、同項第九号二中「第六号イからヲまで」とあるのは「第六号ホ、ル又はヲ」と、同号ホ中「第六号イからチまで」とあるのは「第六号ホ」と、同法第五十二条の六十の十（名義貸しの禁止）中「営ませて」とあるのは「行わせて」と、同法第五十二条の六十の十一第一項（顧客に対する説明等）中「第二条第十七項各号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の三第二項各号」と、同条第二項中「業務との」とあるのは「事業との」と、同法第五十二条の六十の十五第一項第二号（指定電子決済等取扱業務紛争解決機関との契約締結義務等）中「電子決済等取扱業務に」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第二項に規定する信用金庫電子決済等取扱業務に」と、「第五十二条の七十三第三項第三号」とあるのは「同法第八十九条第十一項において準用する第五十二条の七十三第三項第三号」と、同条第

三項第一号中「第五十二条の八十三第一項」とあるのは「信用金庫法第八十九条第十一項において準用する第五十二条の八十三第一項」と、「第五十二条の八十四第一項」とあるのは「同法第八十九条第十一項において準用する第五十二条の八十四第一項」と、同項第二号中「第五十二条の八十三第一項」とあるのは「信用金庫法第八十九条第十一項において準用する第五十二条の八十三第一項」と、「第五十二条の六十二第二項」とあるのは「同法第八十五条の十二第二項」と、「第五十二条の八十四第一項」とあるのは「同法第八十九条第十一項において準用する第五十二条の八十四第一項」と、同項第三号中「第五十二条の六十二第二項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第二項」と、同法第五十二条の六十の十六（電子決済等取扱業に係る禁止行為）中「特定預金等契約に係る電子決済等関連預金媒介業務」とあるのは「信用金庫法第八十九条の二第一項に規定する特定預金等契約に係る同条第二項に規定する信用金庫電子決済等関連預金媒介業務」と、同法第五十二条の六十の二十三第二項中「第五十二条の六十の八第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の三の二第一項」と、「電子決済等代行業を」とあるのは「信用金庫電子決済等代行業（同法第八十五条の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業をいう。以下この項及び第五十六条第十五号において同じ。）を」と、「同条第二項」とあるのは「同法第八十五条の三の二第二項」と、「電子決済等代行業の」とあるのは「信用金庫電子決済等代行業の」と、同法第五十二条の六十の二十七第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第二項中「信用金庫法第八十五条の三の四（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定）」とあるのは「第五十二条の六十の二十五」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員（信用金庫法第八十五条の三の四第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。）でない」と、「信用金庫法第八十五条の三の五（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の業務）」に規定する認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会」とあるのは「第二条第二十項に規定する認定電子決済等取扱事業者協会」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十の三十一第二項（秘密保持義務等）中「信用金庫法第八十五条の三の四（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定）」とあるのは「第五十二条の六十の二十五」と、「同法第八十五条の三の五（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の業務）」とあるのは「第五十二条の六十の二十六」と、同法第五十二条の六十の三十二（定款の必要的記載事項）中「第五十二条の六十の二十五第二号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の三の四第二号」と、「第五十二条の六十の二十六第三号」とあるのは「同法第八十五条の三の五第三号」と、同法第五十二

条の六十の三十八（外国電子決済等取扱業者の勧誘の禁止）中「第二条第十七項各号」とあるのは「同条第二項各号」と、同法第五十六条第十五号中「電子決済等代行業」とあるのは「信用金庫電子決済等代行業」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十の二十五」とあるのは「信用金庫法第八十五条の三の四」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十九条の二中「第八十九条の二」を「第八十九条の二第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第六号及び第三項、第三十七条の五、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項、第三十七条の七、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十八條の二、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項並びに第四十条の二から第四十条の七までを除く。）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、特定預金等契約に係る信用金庫電子決済等関連預金媒介業務（第八十五条の三第二項第二号に掲げる行為をいう。）を行う信用金庫電子決済等取扱業者について準用する。この場合において、これらの規定（同法第三十四条及び第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約（以下「金融商品取引契約」という）とあるのは

「特定預金等契約（信用金庫法第八十九条の二第一項に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ）」と、「金融商品取引契約と同じ金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約と同じ特定預金等契約」と、「金融商品取引契約を過去」とあるのは「特定預金等契約の締結の媒介を過去」と、「締結した」とあるのは「行つた」と、「金融商品取引契約を締結する」とあるのは「特定預金等契約の締結の媒介を行う」と、同法第三十四条の二第二項中「又は締結」とあるのは「又は媒介」と、同条第三項第三号中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、同条第五項第二号中「締結する」とあるのは「締結の媒介を行う」と、同法第三十四条の三第二項第二号中「締結する」とあるのは「媒介を行う」と、同項第四号イ中「と対象契約」とあるのは「の媒介により対象契約」と、同項第五号及び第六号中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、同条第四項第二号中「締結する」とあるのは「締結の媒介を行う」と、同条第十項及び同法第三十四条の四第五項中「又は締結」とあるのは「又は媒介」と、

同法第三十七条第二項中「金融商品取引行為を行う」とあるのは「特定預金等契約を締結する」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようとする」とあるのは「の締結の媒介を行う」と、「交付しなければ」とあるのは「交付するほか、顧客の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければ」と、同項第一号中「名称又は氏名」とあるのは「及び住所並びに当該特定預金等契約に係る委託信用金庫（信用金庫法第八十五条の三第二項第二号に規定する委託信用金庫をいう。第三十七条の六第三項において同じ。）の名称」と、同項第五号中「行う金融商品取引行為」とあるのは「締結する特定預金等契約」と、同法第三十七条の六第三項中「第一項の規定」とあるのは「顧客からの申出」と、「金融商品取引契約の解除があつた場合には」とあるのは「特定預金等契約の解除に伴い委託信用金庫に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において」と、「金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除」とあるのは「支払」と、「又は違約金の支払」とあるのは「その他の金銭の支払を、当該顧客に対し、」と、同条第四項中「第一項の規定」とあるのは「顧客からの申出」と、「顧客」とあるのは「当該顧客」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約

によらないで」と、同条第二項各号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十条第一号中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第六号及び第三項を除く。）」、第三十七条の四並びに第三十七条の六第三項及び第四項（ただし書を除く。）」と、「締結した」とあるのは「締結の媒介を行った」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十九条の四中「第八十九条の二」を「第八十九条の二第一項又は第二項」に、「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第九十条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「金庫の役員、代理人、使用人その他の従業者」を「とき。」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「又は第九項」を「第九項又は第十一項」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 不正の手段により第八十五条の三第一項の登録を受けたとき。

第九十条に次の二号を加える。

十一 銀行法第五十二条の六十の十の規定に違反して、他人に信用金庫電子決済等取扱業を行わせたととき。

十二 銀行法第五十二条の六十の二十三第三項の規定による信用金庫電子決済等代行業の廃止の命令に違反したとき。

第九十条の二中「その」を「当該」に改め、同条第二号中「第五十二条の五十六第一項」の下に、「第五十二条の六十の二十三第一項」を加え、同条第三号中「銀行法」の下に「第五十二条の六十の三十四第二項又は」を加える。

第九十条の二の二中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を

「とき。」に改める。

第九十条の三中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第五十二条の五十第一項又は」を「第五十二条の五十第一項、第五十二条の六十の十九若しくは」に、「者」を「とき。」に改め、同条第一号の二中「とつた者」を「とつたとき。」に改め、同条第二号中「第五十二条の五十三」の下に、「第五十二条の六十の二十第一項若しくは第二項を加え、」者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第五十二条の五十四第一項」の下に、「第五十二条の六十の二十一第一項若しくは第二項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第四号及び第五号中「者」を「とき。」に改め、同条第六号中「又は」を「銀行法第五十二条の六十の四第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類又は」に、「者」を「とき。」に改め、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同条に次の一号を加える。

八 銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定に違反して、同項の規定による公告をせず、又は当該公告をしなければならない書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公告をしたとき。

第九十条の四中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「した者」を「したとき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 銀行法第五十二条の六十の十三の規定に違反したとき。

三 銀行法第五十二条の六十の十六（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（委託信用金庫又は信用金庫電子決済等取扱業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をしたとき。

第九十条の四の二中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第九十条の四の四中「銀行法」の下に「第五十二条の六十の三十一又は」を加える。

第九十条の四の五中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「銀行法」の下に「第五十二条の六十の三十三第一項若しくは」を加え、「同項」を「これら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「（第二号を除く。）」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「第二号及び」を削り、「者又は」を「とき、又は」に、

「をした者」を「をしたとき。」に改め、同条第五号中「者又は」を「とき、又は」に、「をした者」を「をしたとき。」に改める。

第九十条の四の六中「銀行法第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第八十五条の三の二第三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、信用金庫電子決済等代行業を営んだとき。

二 銀行法第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成したとき。

第九十条の四の七中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第九十条の五中「者は」の場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「の規定」を「又は第五十二条の六十の九第一項若しくは第二項の規定に」、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「の規定」を「又は第五十二条の六十の九第三項の規定に」、「同条第一項」を「銀行法第五十二条の四十第一項」に、「又はこれ」を「若しくは銀行法第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「銀行法」の下に「第五十二条の六十の二十七第三項又は」を加え、「その名称中に」を「その名称中に認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の協会員又は」に、「使用した者」を「使用したとき。」に改め、同条第五号及び第六号中「者」を「とき。」に改める。

第九十条の六中「第八十七条の四第四項」の下に「若しくは銀行法第五十二条の六十の三十六第七項」を加え、「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第九十条の七第一項第二号中「若しくは第六号又は第九十条の四第一号」を「第六号若しくは第八号又は第九十条の四第一号若しくは第三号」に改め、同項第三号中「第九十条の四の二」を「第九十条の四第二号又は第九十条の四の二」に改め、同項第四号中「第九十条の四第二号」を「第九十条の四第四号」に改める。

第九十一条第一項中「信用金庫代理業者」の下に「信用金庫代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行す

る社員又は清算人）、信用金庫電子決済等取扱業者の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人（外国電子決済等取扱業者である信用金庫電子決済等取扱業者にあつては、日本における代表者又は清算人）」を加え、「電子決済等代行業者（信用金庫代理業者、」を「電子決済等代行業者（」に、「清算人」又は「を「清算人」又は認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会若しくは」に改め、同項第十四号中「第五十二条の六十一第三項」を「第五十二条の六十の二第三項、第五十二条の六十の七第一項若しくは第二項」に改め、同項第二十五号中「において」を「又は銀行法第五十二条の六十の三十六第七項において」に改め、同項第二十六号中「第五十二条の五十五」の下に「第五十二条の六十の二十二、第五十二条の六十の三十四第一項」を加え、同項第二十八号中「第五十二条の四十九」の下に「第五十二条の六十の十八」を加える。

第九十一条の二中「次の」を「次の各号の」に改め、同条各号中「において」を「又は銀行法第五十二条の六十の三十六第七項において」に改める。

第九十三条の二中「正当な理由がないのに銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 正当な理由がないのに銀行法第五十二条の六十の二十七第一項又は第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者

二 銀行法第五十二条の六十の三十六第一項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第九十四条第一号中「銀行法」の下に「第五十二条の六十の二十七第二項又は」を加え、「その名称中に」を「その名称中に認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会又は」に改める。

（預金保険法の一部改正）

第五条 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「同じ。」又は「を「同じ。）、」に、「」に」を「」又は電子決済等取扱業者等（銀行法第二十八条第十八項に規定する電子決済等取扱業者、信用金庫法第八十五条の三の二第一項に規定する信用金庫電子決済等取扱業者及び協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。）に」に改め、同条第二項中「及び金融機関代理業者」を「金融機関代理業者及び電子決済等取扱業者等」に改め、同条第三項中「又は金融機関代理業者

者」を「金融機関代理業者又は電子決済等取扱業者等」に改める。

第三十七条第一項第一号中「金融機関代理業者及び」を「金融機関代理業者、株式会社商工組合中央金庫の」に、「相手方」を「相手方及び当該金融機関を委託金融機関（銀行法第二条第十七項第二号に規定する委託銀行、信用金庫法第八十五条の三第二項第二号に規定する委託信用金庫及び協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項第二号に規定する委託信用協同組合をいう。以下同じ。）とする電子決済等取扱業者等」に改め、同項第三号中「金融機関代理業者及び」を「金融機関代理業者、株式会社商工組合中央金庫の」に、「相手方」を「相手方及び当該金融機関等を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等」に改め、同条第三項中「使用人。」を「使用人を含む。」に改め、同項第一号中「監事」を「（会計参与が法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員を含む。次号及び第八十一条第一項において同じ。）、監事」に、「並びに」を「（会計監査人が法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員を含む。同号及び同項において同じ。）並びに」に改め、同項第二号中「社員」の下に「（業務を執行する社員が法人である場合にあつては、その職務を行うべき者を含む。）」を加え、同項第三号中「金融機関代理業者又は」を「金融機関代理業者、」に、「相手方」を「相手方又は破綻金融機関を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等」に改め、同項第四号中「金融機関代理業者若しくは」を「金融機関代理業者、」に、「相手方」を「相手方若しくは特別監視金融機関等を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等」に改める。

第五十五条の二第三項中「又は」を「、又は」に、「」に「を」に改め、同条第四項中「は、前項」を「及び電子決済等取扱業者等は、前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項の規定により資料の提出を求められた金融機関を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等は、当該金融機関の求めに応じ、内閣府令・財務省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して、又は磁気テープにより、遅滞なく、これを当該金融機関に提出しなければならない。

第五十八条の三第二項中「前項」を「前二項」に、「に對し」を「又は電子決済等取扱業者等に對し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 電子決済等取扱業者等は、委託金融機関が前項に規定する措置を講ずるために必要な電子情報処理組織の整備その他の内閣府令で定める措置を講じなければならない。

第六十九条の二第二項中「第五十五条の二第四項」を「第五十五条の二第五項」に改める。

第八十一条第一項中「する金融機関代理業者又は」を「する金融機関代理業者（金融機関代理業者が法人である場合にあつては、その役員及び使用人を含む。）、」に、「金融機関代理業者又は同項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方が法人である場合にあつては、役員及び使用人」を「その役員及び使用人を含む。）」及び被管理金融機関を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等（その役員及び使用人を含む。）に、「被管理金融機関及び」を「被管理金融機関並びに」に、「金融機関代理業者若しくは」を「金融機関代理業者、」に、「の帳簿」を「及び被管理金融機関を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等の帳簿」に改める。

第一百五条中「及び特別危機管理銀行」を「、特別危機管理銀行」に、「に對し」を「及び特別危機管理銀行を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等に對し」に改める。

第三十六条第一項中「金融機関代理業者、」の下に「電子決済等取扱業者等、」を加える。

第三十七条第六項第二号中「第五十五条の二第四項及び」を「第五十五条の二第五項並びに」に、「に規定する」を「及び第二項に規定する」に改める。

第一百四十三条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第一百四十五条第一項中「金融機関代理業者若しくは」を「金融機関代理業者、」に、「相手方若しくは」を「相手方若しくは当該破綻金融機関を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等若しくは」に、「当該」を「若しくは当該特別監視金融機関等を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等、当該」に改め、同条第二項中「金融機関代理業者若しくは」を「金融機関代理業者、」に、「相手方」を「相手方若しくは当該被管理金融機関を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等」に改める。

第一百四十六条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第一百四十八条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第一百五十一条第一項中「金融機関等」の下に「、電子決済等取扱業者等」を加え、同項第二号中「第五十八条の三第二項」を「第五十八条の三第三項」に改める。

（銀行法の一部改正）

第六条 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

「第六節 雑則（第五十二条の六十の二）

第七章の五 電子決済等取扱業

第一節 通則（第五十二条の六十の三―第五

目次中「第六節 雑則（第五十二条の六十の二）」を

第二節 業務（第五十二条の六十の十一―第

第三節 監督（第五十二条の六十の十八―第

第四節 認定電子決済等取扱事業者協会（第

第五節 雑則（第五十二条の六十の三十六―

十二条の六十の十）

五十二条の六十の十七）

五十二条の六十の二十四）

五十二条の六十の二十五―第五十二条の六十の三十五

第五十二条の六十の六十一）

七章の六」を「第七章の七」に改める。

第二条第二十五項中「銀行」を「銀行業関係業者（銀行又は電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。）」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十四項を同条第三十項とし、同項の次に次の一項を加える。

31 この法律において「紛争解決等業務の種別」とは、紛争解決等業務に係る銀行業務及び電子決済等取扱業務の種別をいう。

第二条第二十三項中「銀行業務関連紛争（銀行業務）」を「銀行業務等関連紛争（銀行業務等）」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十二項中「銀行業務関連苦情（銀行業務）」を「銀行業務等関連苦情（銀行業務等）」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十一項を同条第二十五項とし、同項の次に次の二項を加える。

26 この法律において「電子決済等取扱業務」とは、電子決済等取扱業者が営む第十七項各号に掲げる行

為に係る業務をいう。

27 この法律において「銀行業務等」とは、銀行業務又は電子決済等取扱業務をいう。

第二条第二十項を同条第二十四項とし、同条第十七項から第十九項までを四項ずつ繰り下げ、同条第十六項の次に次の四項を加える。

17 この法律において「電子決済等取扱業」とは、次に掲げる行為を行う営業をいい、「電子決済等関連預金媒介業務」とは、第二号に掲げる行為をいう。

一 銀行の委託を受けて、当該銀行に代わつて当該銀行に預金の口座を開設している預金者との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき預金契約に基づく債権（以下この号において「預金債権」という。）の額を増加させ、又は減少させること。

イ 当該口座に係る資金を移動させ、当該資金の額に相当する預金債権の額を減少させること。

ロ 為替取引により受け取った資金の額に相当する預金債権の額を増加させること。

二 その行う前号に掲げる行為に関して、同号の銀行（以下「委託銀行」という。）のために預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介を行うこと。

18 この法律において「電子決済等取扱業者」とは、第五十二条の六十の三の登録を受けて電子決済等取扱業を営む者をいう。

19 この法律において「外国電子決済等取扱業者」とは、この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において第五十二条の六十の三の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて電子決済等取扱業を営む者又は当該外国の法令に準拠してこれに相当する業務を営む者をいう。

20 この法律において「認定電子決済等取扱事業者協会」とは、第五十二条の六十の二十五の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

第十二条の三の見出し中「指定紛争解決機関」を「指定銀行業務紛争解決機関」に改め、同条第一項第一号中「指定紛争解決機関が」を「指定銀行業務紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が銀行業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が」に、「の指定紛争解決機関」を「の指定銀行業務紛争解決機関」に改め、同条第二号中「指定紛争解決機関」を「指定銀行業務紛

争解決機関」に改め、「第二条第三号」の下に「(定義)」を加え、同条第二項及び第三項第二号中「指定紛争解決機関」を「指定銀行業務紛争解決機関」に改める。

第三十一条第一号中「第五十二条の六十」を「第五十二条の六十の二」に改める。

第四十七条第二項ただし書中「第六項」を「第七項」に改める。

第五十二条の五十二第六号中「第五十二条の六十一第一項」を「第五十二条の六十の二第一項」に改める。

第五十二条の六十一を第五十二条の六十の二とする。

第五十二条の六十二第二項第八号及び第二項中「銀行」を「銀行業関係業者」に改め、同条第四項中「所在地」の下に「当該指定に係る紛争解決等業務の種別」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別ごとに行うものとし、同項第八号の割合は、当該紛争解決等業務の種別ごとに算定するものとする。

第五十二条の六十三第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 指定を受けようとする紛争解決等業務の種別

第五十二条の六十五第二項中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行を」を「銀行業関係業者を」に改める。

第五十二条の六十七第一項第四号中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に改め、同条第二項第一号中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務等関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に改め、同項第二号及び第三号中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に改め、同項第四号及び第五号中「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改め、同項第六号から第十号までの規定中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に改め、同項第十一号中「銀行業務関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改め、同条第三項中「銀行」を「銀行業関係業者」に改め、同条第四項第二号及び第三号中「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改め、同項第七号中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改め、同項第八号及び第九号中「加入銀行」を「加入

銀行業関係業者」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改め、同項第十一号から第十三号までの規定中「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改め、同条第六項中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に改め、同項第四号中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改める。

第五十二条の六十八第一項中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に改め、同条第二項中「銀行業務関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に、「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に改める。

第五十二条の七十四中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に改める。

第五十二条の七十二中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に改める。

第五十二条の七十三第一項中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改め、同条第三項第二号中「銀行業務」を「紛争解決等業務の種別が銀行業務である場合にあつては銀行業務、紛争解決等業務の種別が電子決済等取扱業務である場合にあつては電子決済等取扱業務」に改め、同条第四項ただし書中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改め、同条第八項中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に改め、同条第九項第一号及び第二号中「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改める。

第五十二条の七十四及び第五十二条の七十五第一項中「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改める。

第五十二条の七十六(見出しを含む。)中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に改める。

第五十二条の七十八第一項中「第五十二条の六十三第一項各号」を「第五十二条の六十三第一項第二号から第四号まで」に改める。

第五十二条の七十九第一号中「銀行」を「銀行業関係業者」に改める。

第五十二条の八十一第二項、第五十二条の八十三第三項及び第五十二条の八十四第三項中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に改める。

第七章の六を第七章の七とする。

第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ(2)中「(昭和二十二年法律第百三十二号)」を削り、同号ハ(3)中「(昭和二十三年法律第百四十二号)」を削り、同号ハ(4)中「(昭和二十四年法律第百八十三号)」を削り、同号ハ(5)中「[第八十九条第七項]を「[第八十九条第九項]に改め、同号ハ(6)中「(昭和二十八年法律第百二十七号)」を削り、同号ハ(9)中「許可」を削り、同号二(9)中「農業協同組合法」を「この法律、農業協同組合法」に、「(8)まで」を「(9)まで」に改め、同号二(9)を同号二(10)とし、同号二(8)を同号二(9)とし、同号二(1)から(7)までを同号二(2)から(8)までとし、同号二に(1)として次のように加える。

(1) 第五十二条の六十の二十三第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ(5)中「(9)まで」を「(10)まで」に改める。

第五十二条の六十一の八第一項及び第五十二条の六十一の十第一項中「[第二条第十七項各号]を「[第二条第二十一項各号]」に改める。

第五十二条の六十一の二十六中「(平成十八年法律第四十八号)」を削る。

第七章の五を第七章の六とし、第七章の四の次に次の一章を加える。

第七章の五 電子決済等取扱業

第一節 通則

(登録)

第五十二条の六十の三 内閣総理大臣の登録を受けた者は、第五十二条の三十六第一項の規定にかかわらず、電子決済等取扱業を営むことができる。

(登録の申請)

第五十二条の六十の四 前条の登録を受けようとする者(次条第二項及び第五十二条の六十の六において「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号及び住所

二 資本金の額

三 電子決済等取扱業を営む営業所の名称及び所在地

四 役員(外国電子決済等取扱業者にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。第五十二条の六十の六第一項第九号、第五十二条の六十の八第三項及び第

五十二条の六十の二十三第三項において同じ。)の氏名

五 委託銀行の商号

六 電子決済等取扱業の業務の内容及び方法

七 その他内閣府令で定める事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第五十二条の六十の六第一項各号(第四号を除く。)のいずれにも該当しないことを誓約する書面
二 定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)
三 その他内閣府令で定める書類

(登録の実施)

第五十二条の六十の五 内閣総理大臣は、第五十二条の六十の三の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を電子決済等取扱業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、電子決済等取扱業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第五十二条の六十の六 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第五十二条の六十の四第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 株式会社又は外国電子決済等取扱業者(国内に営業所を有する外国会社に限る。)でないもの

二 外国電子決済等取扱業者にあつては、日本における代表者(国内に住所を有するものに限る。)を定めていない法人

三 電子決済等取扱業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない法人

四 電子決済等取扱業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人
五 他の電子決済等取扱業者が現に用いている商号と同一の商号又は他の電子決済等取扱業者と誤認されるおそれのある商号を用いようとする法人

六 次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない法人

イ 第五十二条の五十六第一項の規定による第五十二条の三十六第一項の許可の取消し

ロ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の四第一項において準用する第五十二条の五十六第一項の規定による同法第九十二条の二第一項の許可の取消し

ハ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百八条第一項（特定信用事業代理業に関する銀行法の準用）において準用する第五十二条の五十六第一項の規定による同法第百六条第一項（許可）の許可の取消し

ニ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の四の二第一項（信用協同組合代理業者等についての銀行法の準用）において準用する第五十二条の五十六第一項の規定による同法第六条の三第一項（信用協同組合代理業の許可）の許可の取消し

ホ 信用金庫法第八十九条第五項（銀行法の準用）において準用する第五十二条の五十六第一項の規定による同法第八十五条の二第一項（許可）の許可の取消し

ヘ 長期信用銀行法第十七条（銀行法の準用）において準用する第五十二条の五十六第一項の規定による同法第十六条の五第一項（長期信用銀行代理業の許可）の許可の取消し

ト 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第三項（銀行法の準用）において準用する第五十二条の五十六第一項の規定による同法第八十九条の三第一項（許可）の許可の取消し
チ 農林中央金庫法第九十五条の四第一項（農林中央金庫代理業に関する銀行法の準用）において準用する第五十二条の五十六第一項の規定による同法第九十五条の二第一項（許可）の許可の取消し

リ 第五十二条の六十の二十三第三項又は第三項の規定による第五十二条の六十の三の登録の取消し
又 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項（信用協同組合電子決済等取扱業者等についての銀行法の準用）において準用する第五十二条の六十の二十三第三項又は第三項の規定による同法第六条の四の三第一項（信用協同組合電子決済等取扱業の登録）の登録の取消し

ル 信用金庫法第八十九条第七項において準用する第五十二条の六十の二十三第一項又は第三項の規

定による同法第八十五条の三第一項（登録）の登録の取消し

ヲ この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法又は農林中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているイからルまでの許可又は登録と同種類の許可又は登録（当該許可又は登録に類するその他の行政処分を含む。）の取消し

七 この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法、農林中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人
八 他に営む業務が公益に反すると認められる法人

九 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 心身の故障のため電子決済等取扱業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 法人が第六号イからヲまでに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者

ホ 第六号イからチまで又はヲに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日から五年を経過しない者

ヘ この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法、農林中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を

登録申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第五十二条の六十の七 電子決済等取扱業者は、第五十二条の六十の四第一項第五号又は第六号に掲げる事項のいずれかを変更しようとするとき（電子決済等取扱業者の顧客の保護に欠け、又は電子決済等取扱業者の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）は、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 電子決済等取扱業者は、第五十二条の六十の四第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき（前項の規定による届出をした場合を除く。）は、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を電子決済等取扱業者登録簿に登録しなければならない。

(電子決済等取扱業に関する特例)

第五十二条の六十の八 電子決済等取扱業者は、第五十二条の六十一の五第一項第一号ハからホまで及び第二号ロ(4)から(6)までに該当しない場合には、第五十二条の六十一の二の規定にかかわらず、委託銀行に預金の口座を開設している当該電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業に係る顧客からの委託を受けて行うものに限り、当該委託銀行に係る電子決済等代行業を営むことができる。

2 電子決済等取扱業者が前項の規定により電子決済等代行業を営む場合にあつては、当該電子決済等取扱業者を電子決済等代行業者とみなして、第五十二条の六十一の四、第五十二条の六十一の六、第五十二条の六十一の七第一項（第二号を除く。）、第五十二条の六十一の八から第五十二条の六十一の十六まで、第五十二条の六十一の十七第一項、第五十二条の六十一の十九から第五十二条の六十一の三十まで、第五十三条第六項及び第五十六条（第二十一号及び第二十三号から第二十五号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る第九章の規定を適用する。この場合において、第五十二条の六十一の四第一項中「第五十二条の六十一の二の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか」とあるのは「第五十二条の六十の八第三項の規定による届出があつたときは」と、「電子決済等代行業者登録簿に登録し」とあるのは「名簿に登録し」と、同項第一号中「前条第一項各号に掲げる」とあるのは「商号、役員（外国電子決済等取扱業者にあつては、外国の法令上

これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。第五十二条の六十一の七第三号において同じ。）の氏名、電子決済等代行業を営む営業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める」と、同項第二号中「登録年月日及び登録番号」とあるのは「届出年月日及び届出受理番号」と、同条第二項中「登録を」とあるのは「登録を」と、「登録申請者」とあるのは「第五十二条の六十の八第三項の規定による届出をした者」と、同条第三項中「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「第一項の名簿」と、第五十二条の六十一の六第一項中「第五十二条の六十一の三第一項各号」とあるのは「第五十二条の六十一の四第一項第一号」と、同条第二項中「電子決済等代行業者登録簿に登録し」とあるのは「第五十二条の六十一の四第一項の名簿に登録し」と、第五十二条の六十一の七第一項第一号中「個人又は法人」とあるのは「法人」と、第五十二条の六十一の八第一項第一号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「商号」と、同項第四号中「営業所又は事務所」とあり、及び第五十二条の六十一の十五第一項中「営業所若しくは事務所」とあるのは「営業所」と、第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「第五十二条の六十一の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは」とあるのは「六月以内の期間を定めて電子決済等代行業の全部又は」と、第五十二条の六十一の三十中「外国法人又は外国に住所を有する個人」とあり、及び「外国法人又は個人」とあるのは「外国法人」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 電子決済等取扱業者は、第一項の規定により電子決済等代行業を営もうとするときは、その商号、役員の氏名、電子決済等代行業を営む営業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める事項を記載した書類、第五十二条の六十一の三第二項第三号に掲げる書類、第五十二条の六十一の五第一項第一号ハからホまで及び第二号ロ(4)から(6)までに該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(標識の掲示等)

第五十二条の六十の九 電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業を営む営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 電子決済等取扱業者は、インターネットを利用する方法その他の内閣府令で定める方法により、商号その他内閣府令で定める事項を公表しなければならない。

3 電子決済等取扱業者以外の者は、第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)

第五十二条の六十の十 電子決済等取扱業者は、自己の名義をもつて、他人に電子決済等取扱業を営ませてはならない。

第二節 業務

(顧客に対する説明等)

第五十二条の六十の十一 電子決済等取扱業者は、第二条第十七項各号に掲げる行為を行うときは、内閣府令で定める場合を除き、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 電子決済等取扱業者の商号及び住所

二 電子決済等取扱業者の権限に関する事項

三 電子決済等取扱業者の損害賠償に関する事項

四 電子決済等取扱業に関する顧客からの苦情又は相談に応ずる営業所の連絡先

五 委託銀行の商号

六 その他内閣府令で定める事項

2 電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業に関し、内閣府令で定めるところにより、電子決済等取扱業と銀行が営む業務との誤認を防止するための情報の顧客への提供、電子決済等取扱業に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い及び安全管理、電子決済等取扱業の業務の一部を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(電子決済等取扱業者の誠実義務)

第五十二条の六十の十二 電子決済等取扱業者は、顧客のため誠実にその業務を遂行しなければならない。

(金銭等の預託の禁止)

第五十二条の六十の十三 電子決済等取扱業者は、いかなる名目によるかを問わず、その営む電子決済等取扱業に関して、顧客から金銭その他の財産の預託を受け、又は当該電子決済等取扱業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭その他の財産を預託させてはならない。ただし、顧客の保護に欠けるおそれがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(委託銀行との契約締結義務)

第五十二条の六十の十四 電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業を営む場合には、委託銀行との間で、顧客に損害が生じた場合における当該損害についての当該委託銀行と当該電子決済等取扱業者との賠償責任の分担に関する事項その他の内閣府令で定める事項を定めた電子決済等取扱業に係る契約を締結し、これに従つて当該委託銀行に係る電子決済等取扱業を営まなければならない。

(指定電子決済等取扱業務紛争解決機関との契約締結義務等)

第五十二条の六十の十五 電子決済等取扱業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 指定電子決済等取扱業務紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が電子決済等取扱業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が存在する場合 一の指定電子決済等取扱業務紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結する措置

二 指定電子決済等取扱業務紛争解決機関が存在しない場合 電子決済等取扱業務に関する苦情処理措置（顧客からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を第五十二条の七十三第三項第三号に掲げる者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。）及び紛争解決措置（顧客との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二条第三号（定義）に規定する認証紛争解決手続をいう。）により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。）

2 電子決済等取扱業者は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定電子決済等取扱業務紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第五十二条の八十三第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第五十二条の八十四第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定電子決済等取扱業務紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第五十二条の八十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定電子決済等取扱業務紛争解決機関の第五十二条の六十二第一項の規定による指定が第五十二条の八十四第一項の規定により取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。）その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三 第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第五十二条の六十二第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間（電子決済等取扱業務に係る禁止行為）

第五十二条の六十の十六 電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業務に関し、次に掲げる行為（特定預金等契約に係る電子決済等関連預金媒介業務に関しては、第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為

二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

三 前二号に掲げるもののほか、顧客の保護に欠け、又は委託銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

（金融商品取引法の準用）

第五十二条の六十の十七 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、業務管理体制の整備、顧客に対する誠実義務、標識の揭示、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第六号及び第三項（契約締結前の書面の交付））

第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項（書面等による解除）、第三十七条の七（指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項（損失補填等の禁止）並びに第四十条の二から第四十条の七まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務、のみ行為の禁止、店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等）を除く。）（通則）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は、特定預金等契約に係る電子決済等関連預金媒介業務を行う電子決済等取扱業者について準用する。この場合において、これらの規定（同法第三十四条及び第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約（以下「金融商品取引契約」という）とあるのは「特定預金等契約（銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ）」と、「同条第三十一項第四号」とあるのは「第二条第三十一項第四号」と、「金融商品取引契約と同じ金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約と同じ特定預金等契約」と、「金融商品取引契約を過去」とあるのは「特定預金等契約の締結の媒介を過去」と、「締結した」とあるのは「行つた」と、「金融商品取引契約を締結する」とあるのは「特定預金等契約の締結の媒介を行う」と、同法第三十四条の二第二項中「又は締結」とあるのは「又は媒介」と、同条第三項第三号中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、同条第五項第二号中「締結する」とあるのは「締結の媒介を行う」と、同法第三十四条の三第二項第二号中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、同項第四号イ中「と対象契約」とあるのは「の媒介により対象契約」と、同項第五号及び第六号中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、同条第四項第二号中「締結する」とあるのは「締結の媒介を行う」と、同条第十項及び同法第三十四条の四第五項中「又は締結」とあるのは「又は媒介」と、同法第三十七条第一項第一号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「商号」と、同条第二項中「金融商品取引行為を行う」とあるのは「特定預金等契約を締結する」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようとする」とあるのは「の締結の媒介を行う」と、「交付しなければ」とあるのは「交付するほか、顧客の保護に資するた

め、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければ」と、同項第一号中「の商号、名称又は氏名」とあるのは「及び当該特定預金等契約に係る委託銀行（銀行法第二条第十七項第二号に規定する委託銀行をいう。第三十七条の六第三項において同じ。）の商号」と、同項第五号中「行う金融商品取引行為」とあるのは「締結する特定預金等契約」と、同法第三十七条の六第三項中「第一項の規定」とあるのは「顧客からの申出」と、「金融商品取引契約の解除があつた場合には」とあるのは「特定預金等契約の解除に伴い委託銀行に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において」と、「金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除」とあるのは「支払」と、「又は違約金の支払を」とあるのは「その他の金銭の支払を、当該顧客に対し」と、同条第四項中「第一項の規定」とあるのは「顧客からの申出」と、「顧客」とあるのは「当該顧客」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項各号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十条第一号中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十五条

第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第六号及び第三項を除く。）」、第三十七条の四並びに第三十七条の六第三項及び第四項（ただし書を除く。）」と、「締結した」とあるのは「締結の媒介を行つた」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三節 監督

（電子決済等取扱業に関する帳簿書類）

第五十二条の六十の十八 電子決済等取扱業者は、内閣府令で定めるところにより、電子決済等取扱業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

（電子決済等取扱業に関する報告書）

第五十二条の六十の十九 電子決済等取扱業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、電子決済等取扱業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、財務に関する書類、当該書類についての公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項（外国で資格を有する者の特例）に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告書その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（報告又は資料の提出）

第五十二条の六十の二十 内閣総理大臣は、電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該電子決済等取扱業者に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該電子決済等取扱業者と電子決済等取扱業の業務に関して取引する者又は当該電子決済等取扱業者から電子決済等取扱業の業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）に対し、当該電子決済等取扱業者の業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

3 電子決済等取扱業者と電子決済等取扱業の業務に関して取引する者又は電子決済等取扱業者から電子決済等取扱業の業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の

提出を拒むことができる。

(立入検査)

第五十二条の六十の二十一 内閣総理大臣は、電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に当該電子決済等取扱業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に電子決済等取扱業者と電子決済等取扱業の業務に関して取引する者若しくは電子決済等取扱業者から電子決済等取扱業の業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、電子決済等取扱業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による電子決済等取扱業者と電子決済等取扱業の業務に関して取引する者又は電子決済等取扱業者から電子決済等取扱業の業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

(業務改善命令)

第五十二条の六十の二十二 内閣総理大臣は、電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該電子決済等取扱業者に対し、その必要の限度において、業務の内容及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる。

(登録の取消し等)

第五十二条の六十の二十三 内閣総理大臣は、電子決済等取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該電子決済等取扱業者に対し、第五十二条の六十の三の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて電子決済等取扱業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 電子決済等取扱業者が第五十二条の六十の六第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第五十二条の六十の三の登録を受けたとき。
三 この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分違反したとき、その他電子決済等取扱業の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

2 内閣総理大臣は、第五十二条の六十の八第一項の規定により電子決済等代行業を営む電子決済等取扱業者が、同条第二項の規定により適用するこの法律の規定又は当該規定に基づく内閣総理大臣の処分違反した場合その他電子決済等代行業の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められる場合には、当該電子決済等取扱業者に対し、電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、電子決済等取扱業者の営業所の所在地を確知できないとき、又は電子決済等取扱業者を代表する役員の所在を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該電子決済等取扱業者から申出がないときは、当該電子決済等取扱業者の第五十二条の六十の三の登録を取り消すことができる。

4 前項の規定による処分については、行政手続法第三章（不利益処分）の規定は、適用しない。

(登録の抹消)

第五十二条の六十の二十四 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、電子決済等取扱業者の登録を抹消しなければならない。

一 前条第一項又は第三項の規定により第五十二条の六十の三の登録を取り消したとき。

二 第五十二条の六十の三十六第二項の規定により第五十二条の六十の三の登録がその効力を失つたとき。

第四節 認定電子決済等取扱事業者協会

(認定電子決済等取扱事業者協会の認定)

第五十二条の六十の二十五 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、電子決済等取扱業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（以下この節において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

一 電子決済等取扱業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び顧客の利益の保護に資することを目的とすること。

二 電子決済等取扱業者を社員（以下この節及び第六十三条の三第五号において「会員」という。）に

含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

(認定電子決済等取扱事業者協会の業務)

第五十二条の六十の二十六 認定電子決済等取扱事業者協会は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 会員が電子決済等取扱業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

二 会員の営む電子決済等取扱業に関し、契約の内容の適正化その他電子決済等取扱業の顧客の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 会員の営む電子決済等取扱業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四 会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五 電子決済等取扱業の顧客の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六 会員の営む電子決済等取扱業に関する顧客からの苦情の処理

七 電子決済等取扱業の顧客に対する広報

八 前各号に掲げるもののほか、電子決済等取扱業の健全な発展及び電子決済等取扱業の顧客の保護に資する業務

(会員名簿の縦覧等)

第五十二条の六十の二十七 認定電子決済等取扱事業者協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

2 認定電子決済等取扱事業者協会でない者(信用金庫法第八十五条の三の四(認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定)の規定による認定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。)は、その名称中に、認定電子決済等取扱事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

3 認定電子決済等取扱事業者協会の会員でない者(信用金庫法第八十五条の三の五(認定信用金庫電子

決済等取扱事業者協会の業務)に規定する認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の社員である者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。)は、その名称中に、認定電子決済等取扱事業者協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

(顧客の保護に資する情報の提供)

第五十二条の六十の二十八 認定電子決済等取扱事業者協会は、第五十二条の六十の三十五の規定により内閣総理大臣から提供を受けた情報のうち電子決済等取扱業の顧客の保護に資する情報について、電子決済等取扱業の顧客に提供できるようにしなければならない。

(顧客からの苦情に関する対応)

第五十二条の六十の二十九 認定電子決済等取扱事業者協会は、電子決済等取扱業の顧客から会員の営む電子決済等取扱業に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 認定電子決済等取扱事業者協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 会員は、認定電子決済等取扱事業者協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 認定電子決済等取扱事業者協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

(認定電子決済等取扱事業者協会への報告等)

第五十二条の六十の三十 会員は、電子決済等取扱業者が行つた顧客の保護に欠ける行為に関する情報その他電子決済等取扱業の顧客の利益を保護するために必要な情報として内閣府令で定めるものを取得したときは、これを認定電子決済等取扱事業者協会に報告しなければならない。

2 認定電子決済等取扱事業者協会は、その保有する前項に規定する情報について会員から提供の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該請求に係る情報を提供しなければならない。

(秘密保持義務等)

第五十二条の六十の三十一 認定電子決済等取扱事業者協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた

者（次項において「役員等」という。）は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

- 2 認定電子決済等取扱事業者協会の役員等は、その職務に関して知り得た情報を、認定業務（当該認定電子決済等取扱事業者協会が信用金庫法第八十五条の三の四（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定）の認定を受けた一般社団法人であつて、当該役員等が当該一般社団法人の同法第八十五条の三の五（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の業務）に規定する業務に従事する役員等である場合における当該業務その他これに類する業務として政令で定める業務を含む。）の用に供する目的以外に利用してはならない。

（定款の必要的記載事項）

第五十二条の六十の三十二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）

第十一条第一項各号（定款の記載又は記録事項）に掲げる事項及び第五十二条の六十の二十五第二号に規定する定款の定めのほか、認定電子決済等取扱事業者協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第五十二条の六十の二十六第三号の規則に違反した会員に対し、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

（立入検査等）

第五十二条の六十の三十三 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定電子決済等取扱事業者協会に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該認定電子決済等取扱事業者協会の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（認定電子決済等取扱事業者協会に対する監督命令等）

第五十二条の六十の三十四 内閣総理大臣は、認定業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、認定電子決済等取扱事業者協会に対し、その改善に必要な措置

をとるべきことを命ずることができる。

- 2 内閣総理大臣は、認定電子決済等取扱事業者協会の業務の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（認定電子決済等取扱事業者協会への情報提供）

第五十二条の六十の三十五 内閣総理大臣は、認定電子決済等取扱事業者協会の求めに応じ、認定電子決済等取扱事業者協会が認定業務を適正に行うために必要な限度において、電子決済等取扱事業者に関する情報であつて認定業務に資するものとして内閣府令で定める情報を提供することができる。

第五節 雑則

（廃止の届出等）

第五十二条の六十の三十六 電子決済等取扱事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 電子決済等取扱業者の全部又は一部を廃止したとき。
二 当該電子決済等取扱業者について破産手続開始の申立て等（破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、特別清算開始の申立て又は外国倒産処理手続の承認の申立て（外国の法令上これらに相当する申立てを含む。）をいう。）が行われたとき。

2 電子決済等取扱業者が電子決済等取扱業者の全部を廃止したときは、当該電子決済等取扱業者の第五十二条の六十の三の登録は、その効力を失う。この場合において、当該電子決済等取扱業者であつた者は、その営む電子決済等取扱業に関し負担する債務の履行を完了し、かつ、その営む電子決済等取扱業に関し管理する顧客の財産を返還する目的の範囲内においては、なお電子決済等取扱業者とみなす。

3 電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業者の全部若しくは一部の廃止をし、電子決済等取扱業者の全部若しくは一部の譲渡をし、合併（当該電子決済等取扱業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、又は会社分割による電子決済等取扱業の全部若しくは一部の承継をさせようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、全ての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

4 電子決済等取扱業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 電子決済等取扱業者は、第三項の規定による公告をした場合（事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該業務の承継に係る公告をした場合を除く。）には、廃止しようとする電子決済等取扱業に関し負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、当該電子決済等取扱業に関し管理する顧客の財産を速やかに返還しなければならない。

6 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（電子公告の公告期間等）の規定は、電子決済等取扱業者（外国電子決済等取扱業者を除く。）が電子公告により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（電子公告の公告期間等）、第九百四十一条（電子公告調査）、第九百四十六条（調査の義務等）、第九百四十七条（電子公告調査を行うことができない場合）、第九百五十一条第二項（財務諸表等の備置き及び閲覧等）、第九百五十三条（改善命令）並びに第九百五十五条（調査記録簿等の記載等）の規定は、外国電子決済等取扱業者である電子決済等取扱業者が電子公告により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（登録の取消しに伴う債務の履行の完了等）

第五十二条の六十の三十七 電子決済等取扱業者について、第五十二条の六十の二十三第一項又は第三項の規定により第五十二条の六十の三の登録が取り消されたとき（電子決済等取扱業の顧客の保護に欠け、又は電子決済等取扱業の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）は、当該電子決済等取扱業者であつた者は、その営む電子決済等取扱業に関し負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、当該電子決済等取扱業に関し管理する顧客の財産を速やかに返還しなければならない。この場合において、当該電子決済等取扱業者であつた者は、当該債務の履行を完了し、かつ、当該財産を返還する目的の範囲内においては、なお電子決済等取扱業者とみなす。

（外国電子決済等取扱業者の勧誘の禁止）

第五十二条の六十の三十八 第五十二条の六十の三の登録を受けていない外国電子決済等取扱業者は、国内にある者に対して、第二条第十七項各号に掲げる行為又はこれらに相当する行為の勧誘をしてはなら

ない。

（外国法人に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替え等）

第五十二条の六十一 電子決済等取扱業者が外国法人である場合におけるこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該外国法人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十三条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業を開始したとき、委託銀行との間で第五十二条の六十の十四の契約を締結したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第五十六条第十九号を同条第二十六号とし、同条第十三号から第十八号までを七号ずつ繰り下げ、同条第十二号の次に次の七号を加える。

十三 第五十二条の六十の二十三第一項の規定により電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業の全部又は一部の停止を命じたとき。

十四 第五十二条の六十の二十三第一項又は第三項の規定により第五十二条の六十の三の登録を取り消したとき。

十五 第五十二条の六十の二十三第二項の規定により電子決済等取扱業者の電子決済等代行業の廃止を命じたとき。

十六 第五十二条の六十の二十五の規定による認定をしたとき。

十七 第五十二条の六十の三十四第二項の規定により第五十二条の六十の二十五の認定を取り消したとき。

十八 第五十二条の六十の三十四第二項の規定により認定電子決済等取扱事業者協会の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

十九 第五十二条の六十の三十六第二項の規定により第五十二条の六十の三の登録が効力を失つたとき。

第六十一条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号から第三号までの

規定中「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「又は第五十二条の四十五の二」を「第五十二条の四十五の二又は第五十二条の六十の十七」に、「者」を「とき。」に改め、同条第五号から第七号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第八号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第七号の次に次の三号を加える。

八 不正の手段により第五十二条の六十の三の登録を受けたとき。

九 第五十二条の六十の十の規定に違反して、他人に電子決済等取扱業を営ませたとき。

十 第五十二条の六十の二十三第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令に違反したとき。

第六十二条中「その」を「当該」に改め、同条第二号中「第五十二条の五十六第一項」の下に、「第五十二条の六十の二十三第一項」を加え、同条第三号中「第五十二条の六十一の二十八第二項」を「第五十二条の六十の三十四第二項又は第五十二条の六十一の二十八第二項」に改める。

第六十二条の二中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第六十三条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「又は」を「」、第五十二条の六十の十九若しくは」に、「者」を「とき。」に改め、同条第一号の二中「若しくは第五十二条の二十八第三項」を「第五十二条の二十八第三項若しくは第五十二条の六十の三十六第三項」に、「とつた者」を「とつたとき。」に改め、同条第一号の三中「とつた者」を「とつたとき。」に改め、同条第二号中「第五十二条の五十三」の下に「第五十二条の六十の二十第一項若しくは第二項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第五十二条の五十四第一項」の下に「第五十二条の六十の二十一第一項若しくは第二項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第三号の二から第七号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第八号中「又は」を「第五十二条の六十の四第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類又は」に、「者」を「とき。」に改め、同条第九号及び第十号中「者」を「とき。」に改める。

第六十三条の二中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「した者」を「したとき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 第五十二条の六十の十三の規定に違反したとき。

三 第五十二条の六十の十六（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（委託銀行又は電子決済等取扱業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をしたとき。

第六十三条の二中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第六十三条の二の四中「第五十二条の六十一の二十五」を「第五十二条の六十の三十一又は第五十二条の六十一の二十五」に改める。

第六十三条の二の五中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「（第二号を除く。）」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第二号及び」を削り、「者又は」を「とき、又は」に、「をした者」を「をしたとき。」に改め、同条第四号中「者又は」を「とき、又は」に、「をした者」を「をしたとき。」に改め、同条第五号中「第五十二条の六十一の二十七第一項」を「第五十二条の六十の三十三第一項若しくは第五十二条の六十一の二十七第一項」に、「同項」を「これら」に、「者」を「とき。」に改める。

第六十三条の二の六中「第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第五十二条の六十の八第三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、電子決済等代行業を営んだとき。

二 第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成したとき。

第六十三条の二の七中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第六十三条の三中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第四十九条の二第二項」の下に「若しくは第五十二条の六十の三十六第七項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「の」を「」又は第五十二条の六十の九第一項若しくは第二項の」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「の」を「」又は第五十二条の六十の九第三項の」に、「又はこれ」を「若しくは第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第五号中「第五十二条の六十一の二十一第三項」を「第五十二条の六十

の二十七第三項又は第五十二条の六十一の二十一第三項」に、「その名称中に」を「、その名称中に認定電子決済等取扱事業者協会の会員又は」に、「使用した者」を「使用したとき。」に改め、同条第六号及び第七号中「者」を「とき。」に改める。

第六十四条第一項第二号中「第六十三条の二第一号」の下に「若しくは第三号」を加え、同項第三号中「第六十三条の二の二」を「第六十三条の二第二号又は第六十三条の二の二」に改め、同項第四号中「第六十三条の二第二号」を「第六十三条の二第四号」に改める。

第六十五条中「銀行代理業者若しくは」を「銀行代理業者（銀行代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）、電子決済等取扱業者の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人（外国電子決済等取扱業者である電子決済等取扱業者にあつては、日本における代表者又は清算人）、」に改め、「銀行代理業者又は」を削り、「」又は「」を「」又は認定電子決済等取扱事業者協会若しくは」に改め、同条第四号中「第五十二条の六十一第三項」を「第五十二条の六十の二第三項、第五十二条の六十の七第一項若しくは第二項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同条第十号中「第五十二条の五十五」の下に「、第五十二条の六十の二十二、第五十二条の六十の三十四第一項」を加え、同条第十二号の二中「において」を「又は第五十二条の六十の三十六第七項において」に改め、同条第十九号中「含む。」の下に「、第五十二条の六十の十八」を加える。

第六十六条中「次の」の下に「各号の」を加え、同条第二号及び第三号中「において」を「又は第五十二条の六十の三十六第七項において」に改める。

第六十六条の二中「正当な理由がないのに第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ」を「一次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 正当な理由がないのに第五十二条の六十の二十七第一項又は第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者

二 第五十二条の六十の三十六第一項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六十七条第一号中「第五十二条の六十一の二十一第二項」を「第五十二条の六十の二十七第二項又は第五十二条の六十一の二十一第二項」に、「その名称中に」を「、その名称中に認定電子決済等取扱事業者

者協会又は」に改める。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正）

第七条 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三十号の次に次の一号を加える。

三十の二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第一項に規定する前払式支払手段発行者のうち同法第十一条の二第一項の届出をした者

第二条第二項第三十一号中「平成二十一年法律第五十九号」を削り、同号の次に次の四号を加える。

三十一の二 資金決済に関する法律第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者

三十一の三 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十八項に規定する電子決済等取扱業者

三十一の四 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の三の二第一項に規定する信用金庫電子決済等取扱業者

三十一の五 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の四の四

第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者

第二条第二項第三十二号中「第二条第八項」を「第二条第十六項」に改める。

第十条の次に次の二条を加える。

（外国所在電子決済手段等取引業者との契約締結の際の確認）

第十条の二 特定事業者（第二条第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者並びに資金決済に関する法律

第六十二条の八第二項の規定により同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。次条及び第二十二

条第二項において「電子決済手段等取引業者」という。）は、外国所在電子決済手段等取引業者（外国に所在して電子決済手段関連業務（同法第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務をいう。）と同種類の業務を行う者をいう。以下この条において同じ。）との間で、電子決済手段（同法第二条第五

項に規定する電子決済手段をいい、同条第九項に規定する特定信託受益権を除く。以下同じ。）の移転（同条第十項に規定する電子決済手段の交換等に伴うものを除く。以下同じ。）を継続的に又は反復し

て行うことを内容とする契約を締結するに際しては、主務省令で定める方法により、当該外国所在電子決済手段等取引業者について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 当該外国所在電子決済手段等取引業者が、第四条、第六条から第八条まで及び次条の規定による措置に相当する措置（以下この号において「取引時確認等相当措置」という。）を的確に行うために必要な営業所その他の施設並びに取引時確認等相当措置の実施を統括管理する者を当該外国所在電子決済手段等取引業者の所在する国又は当該所在する国以外の外国に置き、かつ、取引時確認等相当措置の実施に関し、第十五条から第十八条までに規定する行政庁の職務に相当する職務を行う当該所在する国又は当該外国の機関の適切な監督を受けている状態（次号において単に「監督を受けている状態」という。）にあることその他の取引時確認等相当措置を的確に行うために必要な基準として主務省令で定める基準に適合する体制を整備していること。

二 当該外国所在電子決済手段等取引業者が、外国所在電子決済手段等取引業者であつて監督を受けている状態にないものとの間で電子決済手段の移転を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結していないこと。

（電子決済手段の移転に係る通知義務）

第十条の三 電子決済手段等取引業者は、顧客から依頼を受けて電子決済手段の移転を行う場合において、当該移転を受取顧客（当該移転を受ける者であつて、他の電子決済手段等取引業者又は外国電子決済手段等取引業者（資金決済に関する法律第十三項に規定する外国電子決済手段等取引業者をい、政令で定める国又は地域に所在するものを除く。）（以下この条において「他の電子決済手段等取引業者等」という。）の顧客として電子決済手段の管理を当該他の電子決済手段等取引業者等に委託しているものをいう。以下この条及び第二十二条第二項において同じ。）に対して行うとき、又は受取顧客に対する当該移転を他の電子決済手段等取引業者等に委託するときは、当該依頼を行った顧客に係る本人特定事項その他の事項で主務省令で定めるものを当該受取顧客のために当該移転に係る電子決済手段の管理をする他の電子決済手段等取引業者等（当該委託を受けた者を除く。）又は当該委託を受けた者に通知して行わなければならない。

2 電子決済手段等取引業者は、他の電子決済手段等取引業者等からこの条の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による通知を受けて電子決済手段の移転の委託又は再委託を受けた場合において、当該

移転を受取顧客に対して行うとき、又は受取顧客に対する当該移転を他の電子決済手段等取引業者等に再委託するときは、当該通知に係る事項（主務省令で定める事項に限る。）を当該受取顧客のために当該移転に係る電子決済手段の管理をする他の電子決済手段等取引業者等（当該再委託を受けた者を除く。）又は当該再委託を受けた者に通知して行わなければならない。

第十八条中「第九条又は第十条」を「又は第九条から第十条の三まで」に改める。

第二十二条第二項中「事項」の下に「並びに電子決済手段等取引業者に係る第十条の二に定める事項及び第十条の三に定める事項（電子決済手段等取引業者が顧客から受取顧客（他の電子決済手段等取引業者の顧客である者に限る。）に対する電子決済手段の移転の依頼を受けた場合であつて、そのための電子決済手段の移転（委託又は再委託を受けた電子決済手段等取引業者によつて行われるものを含む。）が本邦内においてのみ行われるときに係るものを除く。）」を加える。

第二十五条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第二十六条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改める。

第二十七条中「者は」を「ときは、当該違反行為をした者は」に改める。

第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二 他人になりすまして第二条第二項第三十号の二に掲げる特定事業者（以下この項において「高額電子移転可能型前払式支払手段発行者」という。）との間における高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約（高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が顧客に資金決済に関する法律第三条第八項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段を利用させることを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、高額電子移転可能型前払式支払手段発行者において高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるよう付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報」という。）の提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報の提供を受けた者も、同様とする。

- 2 相手方に前項前段の目的があることの情を知つて、その者に高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報を提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報を提供した者も、同様とする。
- 3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

第二十九条の次に次の二条を加える。

- 第二十九条の二 他人になりすまして特定事業者（第二条第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者並びに資金決済に関する法律第六十二条の八第二項の規定により同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる第二条第二項第一号から第十五号まで、第二十五号及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。以下この項において「電子決済手段等取引業者」という。）との間における電子決済手段等取引契約（同法第二条第十項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、電子決済手段等取引業者において電子決済手段等取引契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるように付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「電子決済手段等取引用情報」という。）の提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、電子決済手段等取引用情報の提供を受けた者も、同様とする。
- 2 相手方に前項前段の目的があることの情を知つて、その者に電子決済手段等取引用情報を提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、電子決済手段等取引用情報を提供した者も、同様とする。

- 3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

- 第二十九条の三 他人になりすまして特定事業者（第二条第二項第三十一号の三から第三十一号の五までに掲げる特定事業者に限る。以下この項において「電子決済等取扱業者等」という。）との間における電子決済等利用契約（銀行法第二条第十七項各号、信用金庫法第八十五条の三第二項各号又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、電子決済等取扱業者等において電子決済等利用契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるように付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「電子決済等利用情報」という。）の提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、電子決済等利用情報の提供を受けた者も、同様とする。
- 2 相手方に前項前段の目的があることの情を知つて、その者に電子決済等利用情報を提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、電子決済等利用情報を提供した者も、同様とする。

- 3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

第三十条第一項中「第二条第七項各号」を「第二条第十五項各号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第二十九条の規定（公布の日
二 附則第二十七条の規定（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第 号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）のいずれか遅い日

(資金決済に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に高額電子移転可能型前払式支払手段(第一条の規定による改正後の資金決済に関する法律(以下「新資金決済法」という。))第三条第八項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段をいう。次項及び次条において同じ。)を発行している者については、新資金決済法第十一条の規定は、施行日から起算して二年間は、適用しない。

2 前項に規定する者が施行日から起算して二年を経過した日より前に発行した高額電子移転可能型前払式支払手段についての新資金決済法第十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「発行しようとする」とあるのは「発行している」と、「あらかじめ」とあるのは「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)の施行の日から起算して二年を経過した日から三十日以内に」とする。

第三条 この法律の施行の際現に高額電子移転可能型前払式支払手段を発行している者は、施行日から起算して二週間以内に、その氏名、商号又は名称、住所その他内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 この法律の施行の際現に高額電子移転可能型前払式支払手段を発行している者が前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、前条第一項の規定は、その者については、前項に規定する期間を経過した日以後は、適用しない。

第四条 この法律の施行の際現に為替取引分析業(新資金決済法第二条第十八項に規定する為替取引分析業をいう。以下この条において同じ。)を行っている者は、施行日から起算して一年間(新資金決済法第六十三条の二十三の許可の申請をした場合において、当該期間内にその申請について不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間)は、同条の規定にかかわらず、当該為替取引分析業を行うことができる。

2 前項の規定により為替取引分析業を行うことができる者が施行日から起算して一年を経過する日までに新資金決済法第六十三条の二十三の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同項と同様とする。ただし、施行日から起算して二年を経過したときは、この限りでない。

(権限の委任)

第五条 内閣総理大臣は、附則第三条第一項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第六条の規定による改正前の銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けている者は、紛争解決等業務の種別(第六条の規定による改正後の銀行法(以下この条において「新銀行法」という。))第二条第三十二項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。)が銀行業務(新銀行法第二条第二十五項に規定する銀行業務をいう。)である指定紛争解決機関(新銀行法第二条第二十四項に規定する指定紛争解決機関をいう。)として新銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第七条の規定による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第三十号の二に掲げる特定事業者(附則第二条第一項の規定の適用を受けた者に限る。)が、附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する新資金決済法第十一条の二第一項の規定による届出をした日(以下この条において「届出日」という。)より前の取引の際に犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条第一項(第一号に係る部分に限り、同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二項(同条第一項第一号に係る部分に限り、同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項(同条第一項第一号に係る部分に限る。)の規定による確認に相当する確認(当該確認について同法第六条第一項に規定する確認記録に相当する記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)を行って同法第二条第三項に規定する顧客等との間で行う届出日以後の取引(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)であつて政令で定めるものについては、同法第四条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(無尽業法の一部改正)

第八条 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。
第三十五条の二第二項中「及び第三十五条の二の三第一項」を削る。
第三十五条の二の三第一項中「第七章の六」を「第七章の七」に、「第十九号」を「第二十六号」に改

め、「銀行業務に係るものにあつては無尽業務について」を削り、同条第二項中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改め、「前条第一項」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第一項」の下に「と、「次に」とあるのは「第二号から第四号までに」を加え、「銀行を」を「銀行業関係業者を」に、「銀行」を「銀行業関係業者」に、「同条第五号」を「同条第五号」と、同法第五十二条の七十三第三項第二号中「紛争解決等業務の種別が銀行業務である場合にあつては銀行業務、紛争解決等業務の種別が電子決済等取扱業務である場合にあつては電子決済等取扱業務」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第二項に規定する無尽業務」に、「第五十六条第十九号」を「第五十六条第二十六号」に改める。

(農業協同組合法の一部改正)

第九条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第九十二条の四第一項中「第五十二条の六十一」を「第五十二条の六十の二」に改める。

第九十二条の五の八第一項中「第二条第十八項」を「第二条第二十二項」に改め、同条第六項中「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に、「第十四号及び第十六号から第十八号まで」を「第二十一号及び第二十三号から第二十五号まで」に改める。

第九十二条の五の九第一項中「第七章の六」を「第七章の六」に、「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に、「第十三号から第十八号まで」を「第二十号から第二十五号まで」に改め、同条第二項中「(2)又は(9)」と、同号二(9)中「」を「(3)又は(10)」と、同号二(10)中「」に、「」とあるのは「農業協同組合法」と、「(1)から(8)までの」とあるのは「(2)」を「に相当する」とあるのは「に相当する」と、「(1)から(9)までの」とあるのは「(3)」に、「(9)まで」とあるのは「前号二(2)又は(9)」を「(10)まで」とあるのは「前号二(3)又は(10)」に、「第二条第十七項各号」を「第二条第二十一項各号」に、「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に、「第五十六条第十三号及び第十五号」を「第五十六条第二十号及び第二十二号」に、「同条第十六号及び第十七号」を「同条第二十三号及び第二十四号」に改める。

第九十二条の八第一項中「第七章の六」を「第七章の七」に、「第十九号」を「第二十六号」に改め、同条第二項中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に、「銀行業務関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に、「次に掲げる事項」とあるのは「指定を受けようとする」を「同項第一号中「紛争解決等業務の種別」とあるのは「」に、「同項第四号イ」を

「農業協同組合法第九十二条の六第一項第四号イ」に、「及び次に掲げる事項」と、同項第二号」を「」と、同項第三号」に、「である銀行」を「である銀行業関係業者」に、「銀行から」を「銀行業関係業者から」に、「当該銀行」を「当該銀行業関係業者」に、「銀行業務」を「紛争解決等業務の種別が銀行業務である場合にあつては銀行業務、紛争解決等業務の種別が電子決済等取扱業務である場合にあつては電子決済等取扱業務」に、「銀行」を「銀行業関係業者」に、「第五十六条第十九号」を「第五十六条第二十六号」に改める。

第一百一条第一項第四号中「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に改める。

(水産業協同組合法の一部改正)

第十条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第一百八条第一項中「第五十二条の六十一」を「第五十二条の六十の二」に改める。

第一百八条第一項中「第二条第十八項」を「第二条第二十二項」に改め、同条第六項中「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に、「第十四号及び第十六号から第十八号まで」を「第二十一号及び第二十三号から第二十五号まで」に改める。

第一百十七条第一項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に、「第十三号から第十八号まで」を「第二十号から第二十五号まで」に改め、同条第二項中「(3)又は(9)」と、同号二(9)中「」を「(4)又は(10)」と、同号二(10)中「」に、「」とあるのは「水産業協同組合法」と、「(1)から(8)までの」とあるのは「(3)」を「に相当する」とあるのは「に相当する」と、「(1)から(9)までの」とあるのは「(4)」に、「(9)まで」とあるのは「前号二(3)又は(9)」を「(10)まで」とあるのは「前号二(4)又は(10)」に、「第二条第十七項各号」を「第二条第二十一項各号」に、「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に、「第五十六条第十三号及び第十五号」を「第五十六条第二十号及び第二十二号」に、「同条第十六号及び第十七号」を「同条第二十三号及び第二十四号」に改める。

第一百二十条第一項中「第七章の六」を「第七章の七」に、「第十九号」を「第二十六号」に改め、同条第二項中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に、「銀行業務関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に、「次に掲げる事項」とあるのは「指定を受けようとする」を「同項第一号中「紛争解決等業務の種別」とあるのは「」に、「同項第四号イ」を「水産業協同組合法第一百八条第一項第四号イ」に、「及び次に掲げる事項」と、同項第二号」を「」と、同項

第三号」に、「である銀行」を「である銀行業関係業者」に、「銀行から」を「銀行業関係業者から」に、「当該銀行」を「当該銀行業関係業者」に、「銀行業務」を「紛争解決等業務の種別が銀行業務である場合にあつては銀行業務、紛争解決等業務の種別が電子決済等取扱業務である場合にあつては電子決済等取扱業務」に、「銀行」を「銀行業関係業者」に、「第五十六条第十九号」を「第五十六条第二十六号」に改める。

第三百三十条第一項第五号中「第五十三條第五項」を「第五十三條第六項」に改める。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第十一条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第六十九条の五中「第七章の六」を「第七章の七」に、「第十九号」を「第二十六号」に、「紛争解決等業務」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第六項第一号に規定する紛争解決等業務」と、「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に、「銀行業務」を「これらの規定（同法第五十二条の七十三第三項第二号の規定を除く。）中「紛争解決等業務」」に、「第六十九条の二第六項第七号に規定する信用事業等」を「第六十九条の二第六項第一号に規定する紛争解決等業務」に、「同条第二項第一号中「前条第一項第三号」を「次に」とあるのは「第二号から第四号までに」と、同条第二項第一号中「前条第一項第三号」に、「銀行を」を「銀行業関係業者を」に、「銀行」を「銀行業関係業者」に、「同条第五号」を「同条第五号」と、同法第五十二条の七十三第三項第二号中「紛争解決等業務の種別が銀行業務である場合にあつては銀行業務、紛争解決等業務の種別が電子決済等取扱業務である場合にあつては電子決済等取扱業務」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第六項第七号に規定する信用事業等」に、「第五十六条第十九号」を「第五十六条第二十六号」に改める。

（外国為替及び外国貿易法の一部改正）

第十二条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二中「いう。以下」を「いい、同法第三十七条の二第二項の規定により資金移動業者とみなされる者を含む。以下」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第十三条 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）の一部を次のように改正

する。

第二百二十三条の三第五項中「暗号資産関連業務」を「暗号等資産関連業務」に改める。

（宅地建物取引業法の一部改正）

第十四条 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第五十条の二の四中「暗号資産」を「暗号等資産」に改める。

（長期信用銀行法の一部改正）

第十五条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「第五十二条の六十一第一項」を「第五十二条の六十の二第二項」に、「第七章の五」を「第七章の五（電子決済等取扱業務、第七章の六）に改め、「第五十三条第五項」の下に「及び第六項」を加え、「第十八号」を「第二十五号」に改める。

第二十七条第二号中「第五十二条の六十一第三項」を「第五十二条の六十の二第三項」に改める。

（労働金庫法の一部改正）

第十六条 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第八十九条の十二第一項中「第二十八項」を「第二十二項」に改め、同条第六項中「第十四号及び第十六号から第十八号まで」を「第二十一号及び第二十三号から第二十五号まで」に改める。

第八十九条の十三第二項中「及び第九十四条第七項」を削る。

第九十四条第一項中「指定紛争解決機関」を「指定銀行業務紛争解決機関」に改め、同条第三項中「第五十二条の六十一第一項」を「第五十二条の六十の二第二項」に改め、同条第四項中「第五十二条の六十一第二項」を「第五十二条の六十の二第二項」に改め、同条第五項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第十三号から第十八号まで」を「第二十号から第二十五号まで」に改め、同条第六項中「(6)又は(9)」と、同号二(9)中「」を「(7)又は(10)」と、同号二(10)中「」に、「」とあるのは「労働金庫法」と、「(1)から(8)までの」とあるのは「(6)」を「に相当する」とあるのは「に相当する」と、「(1)から(9)までの」とあるのは「(7)」に、「(9)まで」とあるのは「前号二(6)又は(9)」を「(10)まで」とあるのは「前号二(7)又は(10)」に、「第二条第十七項各号」を「第二条第二十一項各号」に、「第五十六条第十三号及び第十五号」を「第五十六条第二十号及び第二十二号」に、「同条第十六号及び第十七号」を「同条第二十三号及び第二十四号」に改め、同条第七項中「第七章の六」を「第七章の七」に、「第十九号」を「第二十六

号」に改め、「銀行業務に係るものにあつては金庫業務について」を削り、同条第八項中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改め、「前条第二項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第一項の下に」と、「次に」とあるのは「第二号から第四号までに」を加え、「銀行を」を「銀行業関係業者を」に、「銀行」を「銀行業関係業者」に、「同条第五号」を「同法第五号」と、同法第五十二条の七十三第三項第二号中「紛争解決等業務の種類が銀行業務である場合にあつては銀行業務、紛争解決等業務の種類が電子決済等取扱業務である場合にあつては電子決済等取扱業務」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第二項に規定する金庫業務」に、「第五十六条第十九号」を「第五十六条第二十六号」に改める。

第一百一条第十四号中「第五十二条の六十一第三項」を「第五十二条の六十の二第三項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十七条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十六号の二を同表第三十六号の三とし、同表第三十六号の次に次のように加える。

三十六の二 電子決済等取扱業者等の登録又は認定電子決済等取扱事業者協会等の認定		
(一) 銀行法第五十二条の六十の三（登録）の電子決済等取扱業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
(二) 信用金庫法第八十五条の三第一項（登録）の信用金庫電子決済等取扱業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
(三) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第一項（信用協同組合電子決済等取扱業の登録）の信用協同組合電子決済等取扱業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
(四) 銀行法第五十二条の六十の二五（認定電子決済等取扱事業者協会の認定）の認定電子決済等取扱事業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
(五) 信用金庫法第八十五条の三の四（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定）の認定信用金庫電子決済等取扱事業者協	認定件数	一件につき十五万円

会の認定	認定件数	一件につき十五万円
(六) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の六（認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の認定）の認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円

別表第一第四十九号中「暗号資産交換業者の登録」を「電子決済手段等取引業者の登録、暗号資産交換業者の登録、為替取引分析業者の許可」に改め、同号(六)を同号(十)とし、同号(五)を同号(九)とし、同号(四)を同号(六)とし、同号(六)の次に次のように加える。

(七) 資金決済に関する法律第六十三条の二十三（為替取引分析業者の許可）の為替取引分析業者の許可	許可件数	一件につき十五万円
(八) 資金決済に関する法律第六十三条の三十三第一項（業務の種類の変更の許可等）の変更の許可	許可件数	一件につき十五万円

別表第一第四十九号(三)の次に次のように加える。

(四) 資金決済に関する法律第六十二条の三（電子決済手段等取引業者の登録）の電子決済手段等取引業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
(五) 資金決済に関する法律第六十二条の七第一項（変更登録等）の変更登録	登録件数	一件につき十五万円

（住民基本台帳法の一部改正）

第十八条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の項中「届出又は」を「届出、同法第五十二条の六十の三の登録若しくは同法第五十二条の六十の七第二項の届出又は」に改め、同表の一の四の項中「届出又は」を「届出、信用金庫法第八十五条の三第一項の登録若しくは同法第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十の七第二項の届出又は」に、「第八十九条第七項」を「第八十九条第九項」に改め、同表の一の六の項中「第六条の五第一項」を「第六条の四の二第一項」に、「届出又は」を「届出、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第一項の登録若しくは同法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の六十の七第二項の届出又は」に改め、同表の十二の項中「第四十一条第四項」の下に「の届出、同法第六十二条の三の登録、同法第六十二条の七第四項」を、「第六十三条の六第二項」の下に「の届出、同法第六

六十三条の二十三の許可、同法第六十三条の三十三第二項を加える。

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)

第十九条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第五十一条の二第二項の表第二号、第四号、第六号、第八号及び第十号、第二項第五号並びに第三項第五号中「第六条の五第一項」を「第六条の四の二第一項」に改める。

第五十一条の三第二項中「第八十九条第七項」を「第八十九条第九項」に、「第六条の五第一項」を「第六条の四の二第一項」に改め、同条第三項第一号中「第八十九条第七項」を「第八十九条第九項」に改める。

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正)

第二十条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第一項中「並びに」を「第七章の五並びに」に、「第六項」を「第七項」に改める。
(金融サービスの提供に関する法律の一部改正)

第二十一条 金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号ハ中「第二条第五項」を「第二条第十四項」に改める。

第十五条第一号ホ並びに第二号ニ(五)及びホ(五)中「第六条の五第一項」を「第六条の四の二第一項」に改める。

第十八条第一項中「第二条第十七項」を「第二条第二十一項」に改め、同項第一号ロ(五)中「第八十九条第七項」を「第八十九条第九項」に改め、同号ハ(九)中「この法律」の下に「銀行法」を加え、「(八)まで」を「(九)まで」に改め、同号ハ(九)を同号ハ(10)とし、同号ハ(8)を同号ハ(9)とし、同号ハ(2)から(7)までを同号ハ(3)から(8)までとし、同号ハ(1)の次に次のように加える。

(2) 銀行法第五十二条の六十の二十三第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

第十八条第一項第二号ロ(2)中「(9)まで」を「(10)まで」に改め、同条第二項中「第二条第十八項」を「第二条第二十二項」に、「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に、「第十四号及び第十六号から第十八号まで」を「第二十一号及び第二十三号から第二十五号まで」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第二十二条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第九十五条の四第一項中「第五十二条の六十」を「第五十二条の六十の二」に改める。

第九十五条の五の九第一項中「第二条第十八項」を「第二条第二十二項」に改め、同条第六項中「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に、「第十四号及び第十六号から第十八号まで」を「第二十一号及び第二十三号から第二十五号まで」に改める。

第九十五条の五の十第一項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に、「第十三号から第十八号まで」を「第二十号から第二十五号まで」に改め、同条第二項中「(7)又は(9)」と、同号二(9)中「」を「(8)又は(10)」と、同号二(10)中「」に、「」とあるのは「農林中央金庫法」と、「(1)から(8)までの」とあるのは「(7)」を「に相当する」とあるのは「に相当する」と、

「(1)から(9)までの」とあるのは「(8)」に、「(9)まで」とあるのは「前号二(7)又は(9)」を「(10)まで」とあるのは「前号二(8)又は(10)」に、「第二条第十七項各号」を「第二条第二十一項各号」に、「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に、「第五十六条第十三号及び第十五号」を「第五十六条第二十号及び第二十二号」に、「同条第十六号及び第十七号」を「同条第二十三号及び第二十四号」に改める。

第九十五条の八第一項中「第七章の六」を「第七章の七」に、「第十九号」を「第二十六号」に改め、同条第二項中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に、「銀行業務関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に、「同項第二号中「紛争解決等業務」を「次に」とあるのは「第二号から第四号までに」と、同項第三号中「紛争解決等業務」に、「である銀行」を「である銀行業関係業者」に、「銀行」を「銀行業関係業者」に、「銀行業務」を「紛争解決等業務の種別が銀行業務である場合にあつては銀行業務、紛争解決等業務の種別が電子決済等取扱業務である場合にあつては電子決済等取扱業務」に、「第五十六条第十九号」を「第五十六条第二十六号」に改める。

第一百条第一項第十九号の二中「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に改める。

(信託業法の一部改正)

第二十三条 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第六号中「を営む」を「又は電子決済手段関連業務(資金決済に関する法律(平成二十一

年法律第五十九号）第二条第二十七項に規定する特定信託会社であつて、同法第三十七条の二第三項の届出をしたものが同法第六十二条の八第三項の届出をして営む同法第二十一条第一項に規定する電子決済手段関連業務（同条第九項に規定する特定信託受益権に係るものに限る。）をいう。第二十一条第一項及び第九十三条第三号において同じ。）を営む」に改める。

第二十一条第一項中「及び」を「電子決済手段関連業務及び」に改める。

第五十二条第三項の表第二十一条第一項の項中「信託契約代理業、信託受益権売買等業務」を「信託契約代理業、信託受益権売買等業務、電子決済手段関連業務」に改める。

第九十三条第三号中「及び」を「電子決済手段関連業務及び」に改める。

（会社法の一部改正）

第二十四条 会社法（平成十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第九百四十三条第一号中「第四十九条の二第二項」の下に「及び第五十二条の六十の三十六第七項（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五第一項及び信用金庫法第八十九条第七項において準用する場合を含む。）」を、「第六十一条第七項」の下に「第六十二条の二十五第七項」を加える。

（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正）

第二十五条 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第六十条の二十三第三項中「第二条第十九項」を「第二十三条」に改める。

第六十条の三十二第一項中「第二条第十八項」を「第二十二項」に改める。

（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部改正）

第二十六条 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第四十二条中「第五十八条の三第二項」を「第五十八条の三第三項」に改める。

（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部改正）

第二十七条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第十三号ホ中「第二条第十項」を「第二十条」に改める。

（金融庁設置法の一部改正）

第二十八条 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「キまで」を「シまで」に改め、同項第三号キを同号シとし、同号テから同号サまでを同号ユから同号ミまでとし、同号エを同号サとし、その次に次のように加える。

キ 為替取引分析業を行う者

第四条第一項第三号コを同号テとし、その次に次のように加える。

ア 電子決済手段等取引業を行う者

第四条第一項第三号フを同号エとし、同号ホから同号ケまでを同号トから同号コまでとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ヘ 認定電子決済等取扱事業者協会、認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会又は認定信用協同組合

電子決済等取扱事業者協会

（政令への委任）

第二十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三十条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。